

GCAS Report

Vol. 1

Graduate Course in Archival Science
Gakushuin University

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報

GCAS
Graduate Course in Archival Science
Gakushuin University

ISSN 2186-8778

2012

GCAS Report Vol.1 2012

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報

創刊の辞

安藤正人 [学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻主任]

2008年4月、学習院大学大学院人文科学研究科に、日本で初めてのアーカイブズ学専攻が誕生した。それから4年。ここに、専攻の研究年報『GCAS Report』を創刊できることを心から喜びたい。

私がアーカイブズ学の研究誌創刊に関わるのは3度目である。1度目は、1990年の『記録と史料』(全国歴史資料保存利用機関連絡協議会)。編集長として特集「記録遺産を未来に——アーカイブズの世界」を中心に創刊号を編んだ。これは、今でもアーカイブズ学入門書として十分な価値を持っている、と密かに自負している。2度目は、2004年の『アーカイブズ学研究』(日本アーカイブズ学会)。この時は、学会の一委員として協から応援はただけだが、巻頭を飾っているのが、本誌と同じくエリック・ケテラル教授の講演録であり、浅からぬ縁を感じる。競い合う必要はないが、本誌がこれらの先輩誌に引けを取らない高水準のアーカイブズ学研究誌に発展することを、心から願っている。

アーカイブズ学専攻は、この3月に3回目の修士課程修了生を数名送り出す。昨年3月には、初の「博士(アーカイブズ学)」も1人出している。決して多い数とはいえないかもしれないが、1970年代のなかばからアーカイブズ運動の端っこに関わり、アーキビスト養成大学院の必要性を訴え続けてきた私などから見ると、アーカイブズ学の学位を持った人たちが着実に世に出始めている現在の状況は、まことに隔世の感がある。

もちろん、アーキビストの社会的認知度はまだまだ低く、修了生たちを取り巻く環境は厳しい。隔世の感がある、などと呑気な感慨に浸っている暇はない。

アドヴォカシー(advocacy)ということばがある。「唱導」などと訳されることもあるが、要するに、社会に積極的に打って出て自らの主張を訴える、という意味である。米国のアーカイブズ界、とりわけ、本専攻でも招聘したことがあるテキサス大学のデイビッド・グレイシー教授などが以前から好んで使ってきた。アーカイブズは地味な存在だ、と自ら決め込んで、史料世界に閉じこもったり、黙々と研究にいそしんだりしているだけでは駄目だ。今こそアドヴォカシー。アーカイブズを社会に広めよう、と

グレイシー教授たちは盛んに呼び掛ける。

アーカイブズ学専攻のリーフレットやホームページに記してある「記録を守り 記憶を伝える」ということば。私はとても好きだが、今の時代、守り、伝えるだけでは少々もの足りない。これからはアドヴォカシー。本誌創刊の目的のひとつもここにある。

ところで、誌名『GCAS Report』のGCASは、Gakushuin University Graduate Course in Archival Scienceの略称で、「G」にはGakushuinとGraduateを重ねている。表紙や本頁の上にあしらっているGCASのロゴマークはプロの作品だが、アメリカ・インディアンのテント(ティーピー)のようにも、富士山が噴火しているようにも見える「A」の文字が、実はミソである。もしデザイナーがそこまで考えたのだとしたら凄と思うが、私の目には、記録がだんだん蓄積して山の形となり、頂きから知識として噴き出している様子に映る。まさにArchivesの機能を象徴的に表現しているではないか。

別の見方もありうる。「A」が示す山はアーカイブズ学専攻そのもの、あるいは、もう少し広くアーカイブズ学の世界を表し、研究の成果が蓄積して世の中に噴出している、そういう解釈である。私の頭の中には最初、前者の見方ばかりあって、その点でひたすら感心していたのだが、いま『GCAS Report』創刊の辞を書く立場から改めてGCASロゴを眺めると、「A」はやはり、わがアーカイブズ学専攻そのものである、と思いたい。人数は少ないながら、教職員と学生のみなさんが一丸となってアーカイブズ学研究を实践する場としての「A」。その成果が、論文や研究レポートなどの形で積み重なり、下の方に見える小さな点々から、やがて上の方の大きな点々へと成長していく。そして、最後には山の頂上から世界に発信されるのである。

発信の仕方はさまざまであろう。論文や研究レポートを発表するだけではない。アーキビストとして社会のいろいろな舞台上で活躍すること自体が、重要な発信活動ともいえる。しかし、まずは本誌『GCAS Report』をアーカイブズ学専攻の大切な発信装置として育てたいと思う。

目次	[講演]	006	記録のパフォーマティヴ・パワー エリック・ケテラール[訳:森本祥子]
	[論文]	022	町村役場における兵事係の記録管理——大郷村兵事係文書を事例として 橋本陽
	[研究ノート]	044	廃棄すべきか、残すべきか——オーストラリア「ハイナー事件」に学ぶ 平野泉
	[書評]	056	Sam Kula, <i>Appraising Moving Images: Assessing the Archival and Monetary Value of Film and Video Records</i> 見玉優子
		062	太田富康『近代地方行政体の記録と情報』 渡邊佳子
		068	鶴飼哲+高橋哲哉 編『「ショア」の衝撃』 宇野淳子
	[報告]	074	島根県飯南町「旧赤来町役場文書」調査プロジェクトについて 安藤正人
		082	韓国記録管理 人材育成の現場——「学習院大学東洋文化研究所 グローバル東アジア学40」派遣報告 齋藤柳子
		086	<i>Keeping Archives</i>を読む——GCASサブ・ゼミナール2011活動報告 大木悠佑+齋藤歩+堺石忠宏+澁谷梨穂
	[彙報]	102	

<u>Title of Contents</u>	[lecture]	006	The Performative Power of Records Eric Ketelaar Sachiko Morimoto(translation)
	[article]	022	Records Management at the Soldiers' Affairs Section of a Village: The Case of Osato Village Yo Hashimoto
	[research note]	044	To Dispose or Not to Dispose: Lessons from the Heiner Affair in Australia Izumi Hirano
	[review]	056	Sam Kula, <i>Appraising Moving Images: Assessing the Archival and Monetary Value of Film and Video Records</i> Yuko Kodama
		062	Tomiyasu Ota, <i>Kindai chiho gyoseitai no kiroku to jobo</i> Yoshiko Watanabe
		068	Satoshi Ukai & Tetsuya Takahashi, <i>L'Impact de "Shoab" / Shoa no shogeki</i> Junko Uno
	[report]	074	Interim Report of the Archives Project for the "Old Akagi Town Records" of Iinan Town, Shimane Prefecture Masahito Ando
		082	Visiting Report on Global Studies of East Asia 40 Project of the Research Institute for Oriental Cultures, Gakushuin University Ryuko Saito
		086	Reading <i>Keeping Archives</i>: Report on Sub-Seminar 2011 Yusuke Ohki, Ayumu Saito, Tadahiro Shizukuishi and Riho Shibuya
	[miscellany]	102	

講演

lecture

[タイトル]

記録のパフォーマティヴ・パワー [1]

The Performative Power of Records

[著者]



エリック・ケテラル | Eric Ketelaar

訳: 森本祥子 | Sachiko Morimoto (translation)

[キーワード]

| パフォーマティビティ | 意味構築の心理学 | カルティベーション | アーカイブズ 2.0 |
performativity / psychology of meaning construction / cultivation / Archives 2.0

[要旨]

継続的な活性化を通じたアーカイブズのカルティベーションによって、人々やコミュニティは自らのアイデンティティを形成していく。この活性化においては、アーカイブズの意味は認知、感情、意欲の諸モードにおいて構築・再構築される。アーカイブズ文書は情報対象にとどまるものではなく、コミュニケーション・プロセスの構成要素なのである。そのプロセスでは、ドキュメントはパフォーマティヴ・パワーを持ち、それによって何事かを成し遂げ、パフォーマンスの前後でものごとの状態を変化させる。このように、アーカイブズとは、レコード作成者の声だけが吹き込まれた固定的な人工物ではなく、時空間を超えて無限の関与者を巻き込むダイナミックなプロセスなのである。これが、アーカイブズは決して閉じられることがなく、将来に向けて開かれたものであるという所以である。デジタル・アーカイブズは常に生成されつつある状態、すなわち、マイグレーションやデータ復元といった技術、あるいはソーシャル・メディアのアプリケーションによって、常に作成・再現されている状態だと言える。

By cultivating archives through successive activations people and communities define identities. In these activations the meanings of archives are constructed and reconstructed in cognitive, affective and conative modes. Archival documents are not exclusively information objects, but components of a communication process. In that process documents can have performative power, they can accomplish something, make a difference in status before and after. Archives are thus not a static artefact imbued with the record creator's voice only, but a dynamic process involving an infinite number of stakeholders in time-space. That is why archives are never closed, but open into the future. Digital archives will always be in a state of becoming, being created and recreated by technologies of migration and reconstruction, and by the use of social media applications.

2009年8月24日、オランダ国立公文書館では、日蘭通商400年を記念する展示が、コンスタンティン王子・ローレンティン妃御夫妻に伴われた秋篠宮殿下・紀子妃殿下御夫妻によって開かれました。それは、1609年8月24日に徳川家康がオランダの通商を認可した朱印状を発給してからちょうど400年目にあたります。朱印状には「オランダ船は、いつ、日本のどの浦に上陸しようとも、それを妨げられることはない」と記されています[2][図1]。この文書には「ちやくす くるうんへいけ」という名前が記されていますが、これはこの文書が発給される1ヶ月前に日本に着いたオランダ船船長の名、ジャック・フルヌウェーフを日本語で書こうとしたものです。朱印状は、日本の漆器や陶磁器の荷とともにアムステルダムに送られました。この貴重な文書はオランダ東インド会社の本社でアーカイブズとして保存されたのですが、その建物は現在、私の勤務先の大学の社会科学部として使われています。

家康の死後、息子の秀忠は1617年に通商を改めて許可し、新たな朱印状を発給しました。1641年、第3代将軍徳川家光は、オランダ人の居留地を平戸から長崎の出島に強制的に移しましたが、そこは数年前にポルトガル人商人の居留地として築かれたところでした。オランダ東インド会社の経営陣は、1630年代後半に日本との関係がぎくしゃくするようになると、貿易が制限されるかもしれないということを警戒し、1609年の朱印状をバタヴィアに送り返し、それを日本に送って、オランダ人は日本での自由貿易を認可されているということの疑いのない証拠として老中に示すように指示を出しました。朱印状を送り返したというこの逸話は、デレク・マサレラ氏(中央大学)とイズミ・K・タイトラー氏(オックスフォード大学ボドリアン日本研究図書館)が発掘したものです。私はこれを「日本の朱印状」[3]という彼らの1990年

1——2009年10月24日、学習院大学での講演。講演の一部は修正のうえ、以下の筆者著作に取り込んだ：Eric Ketelaar, 'Cultivating archives: meanings and identities', *Archival Science*, vol.12 no.1, pp.19-33.:DOI 10.1007/s10502-011-9142-5.

2——オランダ国立公文書館所蔵、Factorij Hirado en Deshima (1.04.21) nr. 1A。『大日本史料』12編6冊453頁に複製あり。オランダ側は4通の朱印状を受領しているが、そのうち残存するのは1通のみである。

3——Derek Massarella and Izumi K. Tytler, 'The Japonian charters: the English and Dutch Shuinjō', *Monumenta Nipponica*, 45 (2), pp. 189-205.

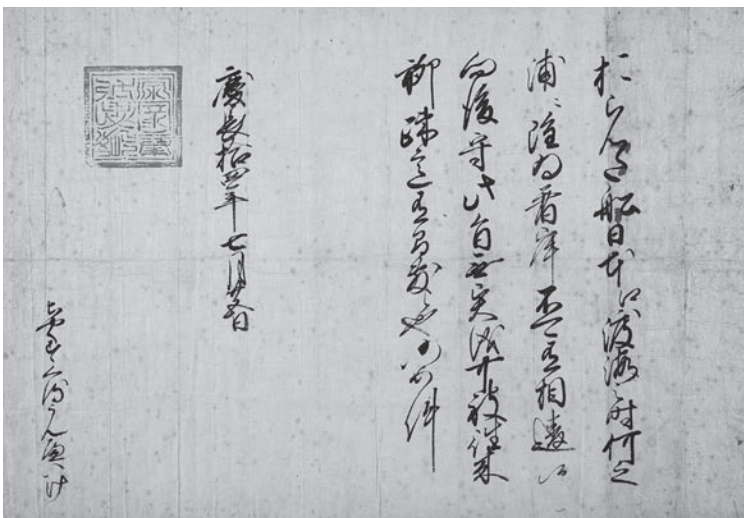


図1 —— 1609年朱印状。オランダ国立公文書館(ハーグ)所蔵、平戸および出島商館(1.04.21), nr. 1A

の論文から引用しました。

朱印状は丁寧に包まれて献上用の箱に納められ、1641年11月6日に予定通り長崎に到着しました。そしてオランダ通詞の一人が、まるでそこに書かれていることが聖なる言葉であるかのように大切に扱い、長崎代官に届けました(この頃までには、家康の神格化が確立していたのです)。代官はその文書を検分した後、オランダがこれを日本に持ち帰ってきたことを賞賛しながら、たいそう儀式ばって、オランダ商館長にそれを返しました。商館長ヤン・ファン・エルセラックは、バタヴィアからの指示に従い、12月の江戸参府の折に、この今回届いた1609年の朱印状を1617年発給のものとともに持参しました。オランダ側は、崇拜されている家康の朱印が捺されている文書は、そこに書かれていることがまるで家康が墓所の中から発した言葉であるかのように、長崎でと同様に崇拜と服従を引き出すことを期待しました。そうすれば、オランダ側が権利として与えられていると信じていた(それは間違った理解なのですが)自由貿易を現実に復活させることは無理だとしても、少なくとも、老中達は、現在出島で課されている厳しい制約を役人達にゆるめさせたり、平戸からの強制移住に伴う損失を何らかの形で賠償せざるを得ないだろうと考えたのでした。事実、老中達は、オランダ人がこの神聖な文書を保存するために手をかけてきたことには深く感じ入り、複製を作成するよう指示を出し、オランダの話を通訳に聞きはしましたが、その要求には耳を貸しませんでした。政策は情緒に左右されることはなかったのです。オランダ側は、プライドをぐっと抑さえ、平戸の商館の立ち退きにかかった費用を書き上げ、出島に閉じ込められることを受け入れるしかありませんでした。当時、日本との貿易はまだ利益があったのです。

1609年と1617年の朱印状は、楠で作られた特製の筆筒に入れられて出島で保管されました。危機に見舞われた時には、この筆筒の救出が最優先でした[4]。それらは、1860年に他の出島の文書とともにオランダ国立公文書館に寄託されるまで、ずっと出島にありました。現在、この朱印状は、日本との通商400周年を記念したハーグの国立公文書館での展示の目玉となっています。1648年のウェストファリア条約——ネーデルラント連邦共和国の出生証明書——のために特別に作られた展示ケースには、いま、徳川家康の1609年の朱印状が入れています。その展示ケースは神殿のような形をしており、1641年に代官や將軍徳川家光がそう認めたように、朱印状を聖なる言葉を記したものとして復権させるのに一役買っています。当時と現在、異なる状況と異なるコンテキストで、朱印状は公開され、朱印状はパフォーマンスのなかである役割を演じています。朱印状はパフォーマンスしているのです。

公開された記録、パフォーマンスする記録について、別の事例を紹介しましょう。オーストラリア・メルボルン市のヴィクトリア州議会議事堂の近くに、「^{Great Petition}大請願」と題する、メルボルン在住の芸術家ペネロープ・リーとスーザン・ヒューイットによるモニュメントがあります[訳注1]。このモニュメントは女性投票権成立100周年を記

訳注1—— ヴィクトリア州政府の下記サイトに写真および解説あり。http://www.arts.vic.gov.au/About_Us/Major_Projects_and_Initiatives/Great_Petition_Centenary_of_Womens_Suffrage_Artwork

念して、2008年12月3日にヴィクトリア州知事によって除幕されました。それは記録をかたどったモニュメントなのですが、そのようなモチーフを取り上げたものとしては、唯一でないとしても、数少ないモニュメントです[5]。その記録に刻まれているのは1891年の女性参政権の請願で、これは260メートルもある巨大な巻物で、文書をほどこだけでも修復担当者が2人がかりで10時間かかりました[図2]。この巻物は、ヴィクトリア州全体での「戸口訪問」キャンペーンによって約3万件の署名を集めたもので、議会への請願としての体裁が整えられています。それは「祈願」です。署名や住所が書かれた紙の末尾には、必ず「そして請願者は祈願し続けます」という請願を閉じる文言が物理的に加えられています。この請願を議会に運ぶため、複数の人が付き添いました。おそらくこの巻物は、少なくとも部分的には、印象的にさっと広げられたことでしょう。

私は、徳川幕府初代将軍が発給した1609年の朱印状から話を始めました。これは、文書に書かれているように、「オランダ船は、いつ、日本のどの浦に上陸しようとも、それを妨げられることはない」という徳川家康の明白な意志を伝えるために作成され、捺印されています。文書は、将軍が口にした言葉に代わって、通商の許可を伝えました。言語行為論[6]——オースティンとサールの記号論——が明らかにしているように、言語は何かを描写したり説明したりするだけでなく、実行したり、適用したり、パフォーマンスするものなのです。私たちは言葉によってものごとを実行します。例えば、「会議を始めます」、「あなたに洗礼を授けます」、或いは「ここにあなたたちを夫婦と認めます」といった具合に。これらは、パフォーマンスする発話の例です。これは話し言葉に限らず、書き言葉でも起こります。1609年の朱印状は将軍の意志を表しました。1891年の大請願は、議会に宛てて「以下に

5 —— 以下のサイトから情報入手可能：ヴィクトリア州議会「女性参政権のための請願」(<http://www.parliament.vic.gov.au/about/the-history-of-parliament/womens-suffrage-petition>)、および、ヴィクトリア州公文書館「1891年女性参政権のための請願」(http://wiki.prov.vic.gov.au/index.php/1891_Women%27s_Suffrage_Petition)。(訳者補注：ウェブサイトのアクセス確認日は2011年12月13日。(以下同))

6 —— Pekka Henttonen, 'Records, rules and speech acts: archival principles and preservation of speech acts', *Acta universitatis tamperensis*: 1246, Tampere University Press, Tampere, 2007.

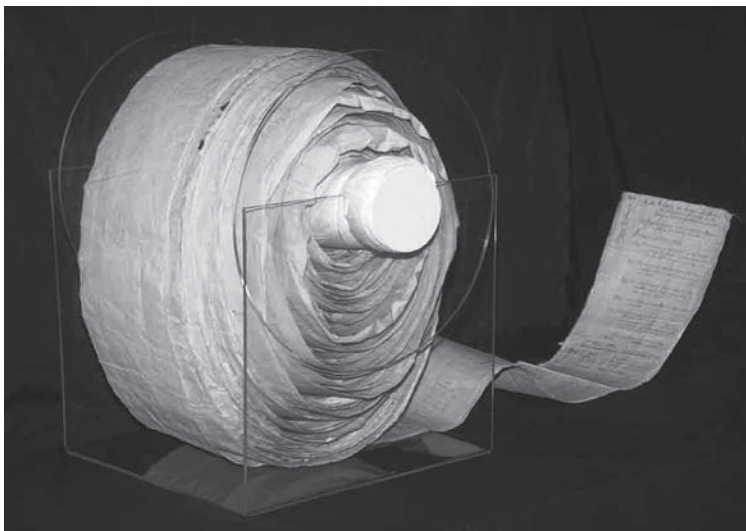


図2 —— 1891年女性参政権のための請願。ヴィクトリア州立公文書館(PROV)所蔵、資料番号VPRS3253/P0、オリジナルは州議会に上程、Unit 851。ヴィクトリア州議会議長の許可を受けて写真掲載。

7 — Luciana Duranti, *Diplomatics: New uses for an old science*, Lanham, MD and London, Society of American Archivists and Association of Canadian Archivists in association with Scarecrow Press, 1998, pp. 65-70.

8 — Paul Ricoeur, Kathleen Blamey and David Pellauer transl., *Memory, history, forgetting*, Chicago, University of Chicago Press, 2004.

9 — Steven Lubar, 'Information culture and the archival record', *American archivist*, vol. 62 no. 1, pp. 10-22.

10 — Jonathan Furner, 'Conceptual analysis: a method for understanding information as evidence, and evidence as information', *Archival science*, vol. 4 no. 3/4, pp. 233-263.

11 — Eric Ketelaar, 'Tacit narratives: The meanings of archives', *Archival science*, vol. 1 no. 2, pp. 131-141.

12 — Andrew Prescott, 'The textuality of the archive', in Louise Craven ed., *What are archives? : Cultural and theoretical perspectives: a reader*, Ashgate, 2008, pp. 31-51.

13 — Philippe Artières, et al., *Le dossier Bertrand: jeux d'histoire*, Manuella Editions, 2008.

署名したヴィクトリア州の女性達より提出いたします請願では、以下のことを謹んでお示いたします」と書かれた文言で始まっています。ここにいる聴衆のみなさんは、だれかの「戸口訪問」キャンペーンによってではなく、人の関わらない手段、つまり、ポスターによって、この講演に招かれました[図3]。このポスターが、招待というパフォーマンスを行ったのです。古文書学では、このような文書^{dispositive document}を行為指示文書と呼びますが、その文書の目的はある行為を実現させることであり、その効果は書かれていること自体によって決まります。つまり、書かれたということそのことが、行為の真髄であり、実体なのです[7]。

日々の生活の中で、私たちは多くのパフォーマンスをする文書に出会います。要請、申請書、召喚、証明書……、それらはすべて、元々はパフォーマンスをする口頭の発話だったものの代替をドキュメントしているのです。

2 — 複数の意味

アーカイブズ文書は自ら語ることはありませんが、もちろん、そこには伝えるべきことがあります。つまり、それは意味を持っているのです[8]。アーキビストも、他の多くの人も、レコードの意味を当たり前のもので捉えています。レコードは意味を持つために意図的に作られたと考えるからです[9]。しかし、レコードにも他の文化的人工物にも、二重の意味があります。それは客観主義者の言うところのレコードの意味[10]と、誰か或いはある場面にとってのレコードの意味です。レコードは意味の収蔵庫であり[11]、それはレコードから読み取れたり、他のドキュメントにつながるテキスト間の参照から推測されたりすることもあるれば、アーカイブズの作成と利用のコンテキストから類推しなければならぬこともあります[12]。私は意図的に「意味」という語を複数形で使っていますが、それはレコードには意味が一つしかない、ということはないからです。

少し前に、フランスの歴史家フィリップ・アルティエールが、興味深い実験をしています。彼は蚤の市で、あるファイル¹を15ユーロで買いました。それは19-20世紀の文書およそ80点から成るものでした。アルティエールと4人の歴史家は、この「ベルトラン・ファイル」を研究したのですが、その際、そこから何がわかったか、どういうファイルだと結論づけたか、ということ²を互いに知らせずに研究を進めました。予想されたとおり、このファイルからは5種類の歴史解釈が生まれ、それは多くの点で互いに異なっていました。名前、生まれた場所やその年月日、そしてベルトランの子供の数といった、単なる事実に関する事項でさえ、違いがあったのです。5人の研究者による実践の結果は、興味深い認識論の観察を含む、楽しい読み物になりました[13]。文書は、いったん歴史家の目で見えしまうと、その研究者の持つ主題関心のために、客観性を失います。このファイルの意味は、それぞれの研究者



図3 — 講演会ポスター

にとって異なるものでした。いや、むしろ、歴史家それぞれがこのファイルに異なる意味を与えた、と言うべきかもしれません。

歴史家たちは、ファイルの持つ意味を、ファイルそのものや他の情報源から推測せねばなりません。それは単なる情報の検索、つまり認知活動のように見えます。しかし、このことと同じように重要なのは、心理学者が言うところの、意味を構築する際の感情モードと意欲モードです[14]。1970年代に、シカゴ大学の二人の研究者、心理学者のチクセントミハイと社会学者のロックバーク＝ハルトンは、アメリカ人が自分の家にあるものについて、なぜ、どのように価値を見いだしているのかを調査しました。彼らの古典的著作『モノの意味』[15]の中で、人は、物——家具、美術品、写真、本、楽器、スクラップブック、家系図、書類、日記——をどのように扱うかということを通じて、自分がどのような人物であるか、あるいはこれまでどうだったか、これからどうなりたいか、ということ定義づける、ということ明らかにしています。ある人が、感情モードにおいて、ある物に注意を向け、それが置かれている環境からそれを選び取ります。言ってみれば、それによって、その物から心的エネルギーが放出されたのです。物に対するそのような注意と感情は、人をフローの状態に導きます。その人はその物を取り扱うことで頭がいっぱいになり、時間の概念を無くし、その物との交流に大きな満足を見いだします。こうしたことは、例えば本を読んだり、アルバムをばらばらとめくったり、日記や古い手紙を読み返している時などに起こります。意味を構築する時の意欲モードは、認知情報検索の結果と感情面の注意、すなわち、意図、目的、利用者が物の持つ意味に反映されていると考える目標を参照します。チクセントミハイとロックバーク＝ハルトンは、例えば古い家族写真を見ることで、家族関係や、世代をつなぐ連続性の確認と強化などが引き出されるだろうと言っています。彼らは、「家の中にある他のいかなる物よりも、写真が、互いの結びつきの記憶を残す役割を果たす。感情を喚起させうる力という点で、写真をしのぐ種類の物はない。写真に匹敵するのは、若い世代が言及したステレオスピーカーだけだろう」[16]ということを発見したのでした。これは1977年のことで、現在の文化的実践についての研究は違った結果をもたらしています。現代世界では、若者にとってはデジタル写真を共有することの意欲面の目標は、双方向の交流と仲間どうしの結びつきですが[17]、彼らが年をとった時、写真にどのような価値を見いだすことになるでしょうか。チクセントミハイとロックバーク＝ハルトンが明らかにしたように、写真に見いだす価値について「年齢による劇的な違い」があり、「その人の経験の連続性を伝える物や意味には年齢とともに変化があるようだ」[18]ということを示すことになるのでしょうか。

人々がどのようにレコードと関わっているか、ということを示すのに、私たちは意味構築の心理学を用いることができます。1609年の朱印状を書くということは、認知活動です。が、その朱印状が1641年に日本に送り返されたとき、それは日本人とオランダ人双方の崇拝を得て、感情の対象物になりました。オランダ人はそれを

14 — Ernest R Hilgard, 'The trilogy of mind: cognition, affection, and conation', *Journal of the history of the behavioral sciences*, 16 (2), pp. 107-117.

15 — Mihaly Csikszentmihalyi and Eugene Rochberg-Halton, *The meaning of things: domestic symbols and the self*, Cambridge University Press, 1981. (訳者補注: 以下の邦訳あり。ミハイ・チクセントミハイ、ユージン・ロックバーク＝ハルトン著、市川孝一、川浦康至訳『モノの意味: 大切な物の心理学』、誠信書房、2009年。)

16 — 前掲注15。

17 — José van Dijck, *Mediated memories in the digital age*, Stanford, Stanford University Press, 2007, pp. 114-115.

18 — 前掲注15。

宝物として保存し、こんにち、それを遺物として展示しています。ところで、ハーグで私たちが保存している箱が1609年のものなのか1641年のものなのか、私にはわからないのですが、いずれにせよ、それには徳川の家紋がついています。意欲モードにおいて、この朱印状はオランダ人の貿易独占を支え続け、一方でハーグでの展示は日本とオランダの独自の関係を祝うことを支えています。

同様に、大請願を書くのも、認知活動でした。それを巨大請願書^{Monster Petition}に作り上げ、先ほど申し上げたように、レコードを「パフォーマンス」させることは、感情を要することであり、強調したり強い印象を与えたりしつつ、女性の参政権を勝ち取る意欲という目標を持って、なされたのでした。意味構築の認知・感情・意欲という三分論を理解することは、私たちがレコードを生きた状態にし続けるうえで、助けになるのです。

先ほど言いましたように、レコードはさまざまな意味に充ちています。著者がドキュメントに意味を与え、受け取った人はそれを読み、さらにそのレコードを特定のコンテキストで使用したり保存したりする際に、それに意味を割り当てます。巨大請願書は、初め、議会によって「上程する」^{t a b l e}よう命じられました。それは文字通りの意味で、ということではありませんが、そしてその後議論され、議会記録の一環としてしまっておかれました。この巻物は、今はアーカイブズの性質を持つドキュメントとなり、ヴィクトリア州立公文書館の収蔵庫にあります。この請願は、他のレコードとは異なり、通常は閲覧室で提供されることはありませんが、昨年(2008年)、公文書館で展示されました。人々はそのドキュメントが巨大なリールに巻かれているのを見る機会を得たのです。しかしながら、人々はその請願原本の大きさのため、それを効果的に使うことはできません。それは、使用できるレコードというよりも、象徴となりました。いや、むしろ、初めからずっと象徴だったのかもしれませんが。それは、象徴として、オーストラリアの記憶遺産登録簿に記載されています。署名を付された各ページのデジタル画像は、議会のウェブサイトアクセス可能で、公文書館のwikiページにリンクが貼られています。デジタル画像は、請願の物理的な属性のいくつかを表示しています。それは、紙、インク、請願に署名するのに使われた筆記具(ペンや鉛筆)、といったものです。これらの特徴は、原本にアクセスできる(当然です)修復専門家によって研究され、その成果は、公文書館が刊行している雑誌『プロアクティブ』で明らかにされました[19]。修復専門家にとっては、そのドキュメントは、また別の種類の疑問に解答を与えてくれたのでした。

大請願の持つ意味は多様です。それは、そのドキュメントが、様々な認知・感情・意欲のモードでアクセスされるからです。ドキュメントがどのように提示されるか、何を表しているかというあり方によって、利用者はこれらのモードを引き出す際に制約を受けます。レコードについて何らかの決定をする際には、保管者は、どの利用者にとっても意味構築の三分論があり得るようにしなければなりません。

アンゲリカ・メンネ=ハリッツがまとめたアクセスのパラダイムにおいては、アーカ

イブズからどのような意味を構築するかを決めるのは、利用者の自主的な責任です[20]。テオ・トマセンは、「解釈の自由は、アーカイブズ利用者の基本的権利だ」と書いています[21]。オランダのアーカイブズ・イヤーブック『アクセス』^{Toegang}[22]での草分けのエッセーの中で、彼は、アーカイブズの方針と管理にとって、その権利が、なぜ、どのように、試金石となるのかを説いています。しかし解釈の自由は、アーカイブズがどのように提示され何を表しているかということに関わりなく、意味構築の認知・感情・意欲のモードを必要とするものです。

3 — 活性化

大請願の、その巻を解くこと、新たにパースペクス製の軸に巻き直すこと、オリジナル資料の属性を研究すること、デジタル化すること、ウェブ上でデータベースを開発・活用すること、wikiページを通じて請願のコンテンツを広めていくこと。そのどれもが、レコードの活性化であり、流用です[23]。それぞれの活性化が、私がレコードやアーカイブの意味上の糸図と呼ぶものに枝を足します。アーカイブは、永遠に凍結して過去の中の時間の中でのみ解釈可能な過去の化石ではありません。私たちが過去を見る見方は現在に規定されているのであり、「過去は現在の感情と調和し、関連づける」[24]のです。もっと言えば、アーカイブは未来指向です。ちょうど私たちの記憶がそうであるように。「過去に何が起こったかということは、私たちに何が起ころうとしているのかの予測を可能にする限りにおいて、重要である」と、ダウエドライスマが書いています[25]。そして、記憶は過去ではなく、これから何が起こるのかということに焦点をあてており、それ故に私たちの回想は将来を向いているのだ、と書き添えています。ヤヌス神の二つの顔は過去と未来の両方を向いており、アーカイブズの象徴ですが、アーカイブは生きているアーカイブであり続け、決して閉じることがない、ということの意味しています。ジャック・デリダが言うように、それは将来の予測なのです。

私がこのことを、2、3年前に「暗黙のナラティブ：アーカイブズの持つ意味」[26]という論文で提案した時、それが私がアーカイブズに対してポスト・モダンの立場をとることに忠誠を誓う合図となりました。少し前に、ジョン・ライドナーは『干拓地からポスト・モダニズムへ：アーカイブズ理論概史』[27]という小さな本を出しました。干拓地とは、ムラー、フェイト、フラウンのことを指します。ライドナーは、この『ダッチ・マニュアル』[訳注2]の著者3人を、レコードの組織者と呼んでいます。そのあとに続くのはレコードの保管者であるジェンキンソンで、3番目に来るのが、シェレンバークに触発されたレコードの選別者です。ライドナーは、4人のカナダ人アーキビストと私のことを、「アーカイブズ探求」パラダイムにおけるポストモダニストと呼んでいます。

20 — Angelika Menne-Haritz, 'Access: the reformulation of an archival paradigm', *Archival science*, vol. 1 no. 1, pp. 57-82.

21 — Theo Thomassen 'De veelvormigheid van de archiefontsluiting en de illusie van de toegankelijkheid', in: Theo Thomassen, Bert Looper, Jaap Kloosterman eds., *Toegang: ontwikkelingen in de ontsluiting van archieven*, Jaarboek 2001, 's-Graevenhage, Stichting Archiefpublicaties.

22 — 前掲注21。

23 — 前掲注11、および以下の論考。Tom Nesmith, 'Reopening archives: bringing new contextualities into archival theory and practice', *Archivaria*, vol. 60, pp. 259-274.

24 — Barbara A. Misztal, *Theories of social remembering*, Maidenhead and Philadelphia, Open University Press, 2003, p. 114.

25 — Douwe Draaisma, Arnold and Erica Pomerans transl., *Why life speeds up as you get older: how memory shapes our past*, Cambridge University Press, 2006, p. 57.

26 — 前掲注11、pp.131-141。

27 — John Ridener, *From polders to postmodernism: a concise history of archival theory*, Duluth, Litwin Books, 2009.

訳注2 — 『ダッチ・マニュアル』とは、以下の書籍の通称。Samuel Muller, Johan A Feith, en Robert Fruin, *Handleiding voor het ordenen en beschrijven van archieven*, Groningen, Erven B. van der Kamp, 1898. 英訳版は以下の通り。Arthur H. Leavitt, transl., *Manual for the arrangement and description of archives*, Chicago, Society of American Archivists, c2003.

28 — 前掲注 27, p.117。

29 — 前掲注 21, p.42。

30 — Urs Fuhrer, *Cultivating minds: identity as meaning making practice*, Routledge, 2004.

31 — http://yourarchives.nationalarchives.gov.uk/index.php?title=Home_page

ライドナーによれば、「探求」パラダイムで活動するアーキビストは、アーカイブズ理論をコミュニケーション理論として見ているといいます。「アーカイブズ文書から利用者へ、資料群からアーキビストへ、レコード作成者から現用文書へ、といった情報の伝達は、すべて、アーカイブズに関わるコンテキストで発生するコミュニケーションの領域の一例である。それぞれのコミュニケーションのステップには、情報の伝達と受領の間に解釈が生まれる可能性がある」[28]。コミュニケーションと解釈を通じて、絶えざる新しいコンテキストが発生する中で、レコードとアーカイブズは不安定なものになります——それは不明瞭でもあり、問題を孕むものでもありますが。いずれにせよ、実証主義の概念としての客観性、中立性、真実からはかけ離れたものです。まず初めに解釈について取り上げ、続いてコミュニケーションについて触れましょう。

4 — 解釈

テオ・トマセンは、アーカイブズ利用者の多くは、何かを見つけるためだけでなく、単に検索をするためにアーカイブズを利用するのだ、何かを見つけるためだけでなく、検索して見つけるという体験や、そうして見つけたものから作り得る物語のために、アーカイブズを利用するのだ、と論じています[29]。利用者たちは、自分たちが何者であって何者でないか、自分たちの居るべき場所やおさまりの悪い場所はどこか、誰が自分たちにつながる者で誰がそうでないか、といったことを形づくる物語を生み出します。実際、利用者はアーカイブやレコードに意味を見いだしたり意味を創出したりし、そしてそれらの意味は自らと世界との関係性を構築・再構築し、それによって自らのアイデンティティを形づくることを助けるのです。

ウルス・フーラーの著書のタイトル、『意識のカルティベーション：意味創出の実践としてのアイデンティティ』[30]が示すように、アイデンティティの形成とは意味の創出です。フーラーは、アイデンティティ形成を、4つの共同構築システムにおいて発生するプロセスと捉えています。4つのシステムとは、主体、客体、社会的パートナー、そして4番目には、世界、です。客体あるいは人工物は文化的コンテキストを媒介し、社会的パートナーはアイデンティティ形成のための社会的コンテキストの媒介者となります。客体は、アーカイブズ文書でもあり得るし、社会的パートナーは家族や同僚や仲間でもあり得ます。写真アルバムを作ることを想像してみてください。アルバムは物質として存在するものでもよいし、flickr上のバーチャルなものでもかまいません。あるいは、あなたの個人アーカイブズを整理したり、ブログを書き綴ったり、wikiやYouTubeや、イギリス国立公文書館がウェブ2.0へ対応すべく構築した「あなたのアーカイブズ」[31]のようなインターネット上のコミュニティへ投稿したりすることを想像してみてください。これらすべての場合において、情報

客体の持つ意味は、個人的経験の枠組みと、ブログ著者やwiki投稿者を取り巻く社会的パートナーとの媒介の中に、共同で作られています[図4]。そしてそのコミュニティは、アーカイブ作成者とアーカイブ利用者が、その一部を構成しています。「あなたのアーカイブを見せてください。そうすれば、私にはあなたがどうい人で、どの社会的コンテキストの中で機能しているのかがわかります」という具合に言えるかもしれません。媒介には、意味の定義、選別、組織化、解釈、提示を含みます。そしてそれは反復するプロセスであり、イギリス国立公文書館のルーズ・クレイヴンは、「意味構築としてのアイデンティティは、アーカイブズ文書の経験を通じて、永続的に構築・再構築される」と記しています[32]。

この視点では、アーカイブズは静止したものでも死んだものでもありません。チクセントミハイとロックバーク＝ハルトンが書いているように、「物は静的な存在ではない。物の持つ意味は、脳の認知機能や文化の抽象的概念システムから投影されたものである」[33]のです。客体は、主体にとっての意味がどのように発生するかということを経介し、その媒介を通じて、主体と客体は互いを構成しあうのです。

例えば、あなたの携帯電話が鳴り、写真や動画が現れたとします。電話と聴いている人は共にビューアとして構成されており、それらを取り巻く世界の意味を構成しています。これは「ものが何をするか」についての、ものごとの力の例です。『ものが何をするか』というのは、私たちの行動や世界についての認識をいかに技術が媒介するか、ということ論じたピーテル＝パウル・フェルベックの著作のタイトルです[34]。それは、ブルーノ・ラトゥールのアクター・ネットワーク理論の基本的な概念でもあります。ラトゥールは、フランスの最高行政裁判所である国務院のエ

32 — Louise Craven, 'From the archivist's cardigan to the very dead sheep: what are archives? what are archivists? what do they do?', in Louise Craven ed., *What are archives? : cultural and theoretical perspectives: a reader*, Ashgate, 2008.

33 — 前掲注15, p.173.

34 — Peter-Paul Verbeek, *What things do: philosophical reflections on technology, agency, and design*, Pennsylvania State Univ Press, 2005.

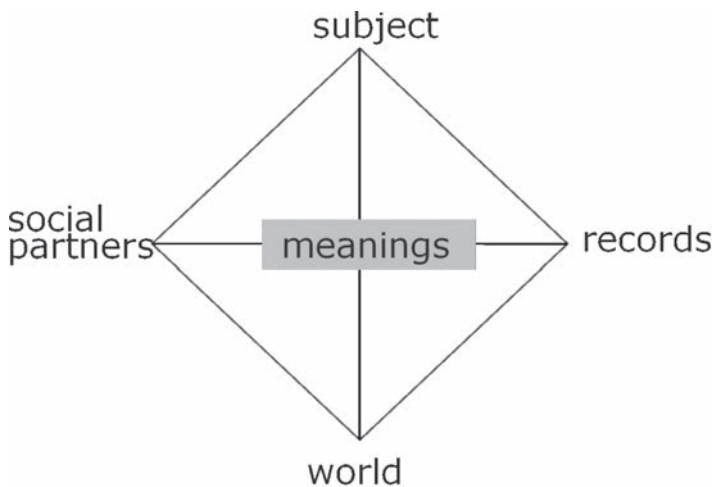


図4 — 客体(object)をレコードとした場合の概念図

35 — Bruno Latour, *The making of law: an ethnography of the Conseil d'Etat*, Polity, 2010.

36 — Wanda Orlikowski, 'The duality of technology: rethinking the concept of technology in organizations,' *Organization science*, vol. 3 no. 3, pp. 398-427.

37 — Jacques Derrida, *Archive fever: a Freudian impression*, University of Chicago Press, 1996, p. 17. (訳者補注: 以下の邦訳あり。ジャック・デリダ著、福本修訳『アーカイヴの病: フロイトの印象』、法政大学出版局、2010年。)

38 — François Cooren, 'Textual agency: how texts do things in organizational settings', in *Organization*, 11, pp. 373-393.

スノグラフィーについての著作の中で、国務院は法によって構成されているのではなく、壁、廊下、ファイル、裁判官、テキスト、キャリア、出版物、議論から構成されているのだと書いています[35]。国務院のすべての活動を組織化するトリガーは、一件文書ファイルであり、それ自体が国務院、原告、被告、そして第三者によって作られたものです。

物と人の相互構成関係は、ワンダ・オルリコフスキの技術の二重性の議論にも出てきます[36]。技術は、特定の社会的コンテキストにおいて人々が使うためにデザインされますが、同時に人々が行う実践や彼らが技術に付与する意味を通じて社会的に構築されています。最終的には、技術は制度化され、組織の構成要素のひとつとなります。

技術は組織を構成するだけではありません。技術はアーカイブの形、さらにコンテンツも形作ります。ジャック・デリダの言葉を借りれば、「アーカイブをアーカイビングする技術的構造が、アーカイビング可能なコンテンツの構造も決定する。そのコンテンツが生まれたばかりの時も、将来との関係性においても。」[37]どのように私がものを書くかということ——ペンで書くか、手のひらに書くか、PCで書くか——は、私が書くものに違いを生じさせます。そして技術だけではなく、私がものを書く社会的コンテキストも、私が書くことに違いを生じさせます。私はこれを、「^{archivalization}アーキバリゼーション」と名付けました。それは、あるものがアーカイビングに値するかどうかを考える、意識的又は無意識的な(社会的文化的要因によって決せられる)選択のことです。

5 — コミュニケーション

私は先ほどジョン・ライドナーに言及し、彼が、「探求」のパラダイムにおいては、アーカイブズ学は何よりもコミュニケーションと解釈の理論である、と言ったと述べました。事実、現在のアーカイブズ学では、アーカイブズ文書を単なる情報対象としてではなく、コミュニケーション・プロセスの構成要素として扱います。レコードは証拠であるだけでなく、自らコミュニケーションをし、そのコミュニケーションを通じてパフォーマンスを持ち、何かを成し遂げ、その前後で状態を変化させます。コミュニケーション学と組織社会学の研究者であるフランソワ・クーランは、「レポート、契約書、メモ、サイン、仕事の指示、といったテキストは、何らかのパフォーマンスをする」という言い方をしています[38]。それらにはある働きがあるのですが、それは言い換えれば、それらは「状態の変換」を引き起こすということです。あなたは、しょっちゅう、ToDoリストやコンピュータのディスプレイに貼った黄色いポストイットなどの非・人的アクターの助けを借りながら、頑張って物事を忘れないようにしていませんか? クーランは、「もしメモが何もやっていないとしたら、それは状態に違い

を生じさせることはないだろうが、それでもなお、それが存在することだけでも、管理者の行動のトリガーとなるには十分である。メモがしていること(思い出させること)は、それを書いた人間がしていることなのである」と書いています[39]。

このテキストの働きというのは、物事のもつ力のもうひとつの事例です。アーカイブズ文書は力、すなわちブライエン・ブロスマンが最近書いたように、「私たちの生活に変化をもたらす得る、ある種のコミュニケーション力」を持っているのです[40]。

6 —— カルティベーション

変化という効果を与えることとは、言い換えれば、カルティベーションです。文字通り捉えれば、カルティベーションとは土地を耕すこと、作物を育てることです。ここでは改善、発展、改良、世話が求められます。ドキュメントや他の人工物は、カルティベーションを通して意味を得ます。ウルス・フーラーが書いているように、「意味はただ単に固定されているのではない。むしろカルティベーションのプロセスの中に、あるいはそれを通じて存在しているのである。そのプロセスには、人工物の創出や、世話、問い、あるいは苦痛によって生じる生活習慣も含まれる」[41]のです。先に触れたように、家具、芸術品、写真、本、楽器、スクラップブックなどは心的エネルギーを放出させますが、それと同じように、カルティベーションも心的エネルギーを放出させます。自分と客体との間のそのやりとりにおいて、意味が創り出され、構築されます。ロックバーク=ハルトンは「生きているサインとして、客体はその重要性を維持するためにカルティベートされなければならない。カルティベートされた客体であれば、時の経過とともに、物はその重要性を増し、新たな意味の層を獲得する」と書いています[42]。レコードはカルティベートされなければなりません。つまり、認知的に理解され、感情的に価値を認められ、意欲的に意味が注がれなければならない、ということです。

カルティベーションは、アーカイブズや他の文化的財を生きた状態にするだけではありません。今日では、カルティベーションは、デジタルドキュメントのパフォーマンス機能に、その大半が組み込まれています。ウェブサイトで注文フォームを入力したり、税金還付書類を送信したり、申請書を提出したりするとき、ウェブ上のドキュメントは沢山のプロセスを始動させ、別のドキュメントを作り出します。デュランティやティボドーは「実現機能」レコードと呼んでいますが、そうした他の事例としては、楽器がコンピュータとインタラクトできるようにするソフトウェア・パッチや、あるサイトでの利用者の行動についてのデータを解釈する、サイトに置かれているソフトウェア(アマゾン社のサイトでの「こんにちは、エリック・ケテラルさん。おすすめ商品があります」という表示など)があります[43]。メディア研究学部の私の同僚たちは、エルゴード的メディアオブジェクトという用語を使います。これは、そのオブジェクトを

39 —— 前掲注38, p. 378。

40 —— Brien Brothman, [book review of] P Henttonen, *Records, rules and speech acts*, Tampere University Press, Tampere, 2007, in *Archival science*, vol. 8 no. 2, p. 154.

41 —— 前掲注30, p.90。

42 —— Eugene Rochberg-Halton, *Meaning and modernity: social theory in the pragmatic attitude*, University of Chicago Press, Chicago, 1986, p. 170.

43 —— Luciana Duranti and Kenneth Thibodeau, 'The concept of record in interactive, experiential and dynamic environments: the view of InterPARES', *Archival science*, vol. 6 no. 1, pp. 13-68.

44 — Jan Simons, *Interface en cyberspace: inleiding in de nieuwe media*, Amsterdam, Amsterdam University Press, 2002, p. 192, 206; Joost Bolten, *Tussen voorstelling en tekst: de plaats van de tekst in het videowerk van Gary Hill*, Amsterdam, 2006, pp. 315-322.

45 — Lawrence Lessig, *Remix: making art and commerce thrive in the hybrid economy*, London, Penguin Press HC, 2008.

46 — <http://jp.jcastle.info/castle>

47 — <http://www.scenic-okhotsk.com/map.html>

48 — <http://www.undata-api.org/>

生成するためには、利用者の意図的で、働きかけを伴い、意味のある行動が必要なメディアオブジェクトの事です。例えば、インタラクティブなインスタレーション芸術では、芸術作品は、いわば、パフォーマンスを実行するために利用者を待っているのだと言えます[44]。オーストラリア国立公文書館のデジタル・レコードの保存についての録書は、次のように記しています。「このように、デジタル・レコードは物理的なオブジェクトではなく、その代わりに、技術とデータの媒介の結果となる。オブジェクトは、技術とデータが相互作用し続ける間のみ存在する。その結果、レコードは、一回ごとのレコード・ビューが、それ自身が新しい「オリジナル」となる。二人の人が同時にそれぞれのコンピュータ上で同じレコードを見ることができ、ともにレコードの等しい「パフォーマンス」を経験することになる。」

利用者は情報の読者かつ著者、消費者かつ生産者になります。この後者を、ローレンス・レッシグの言うRW文化、つまり読み/書き文化では生産消費者と名付けています[45]。人は、様々なアプリケーションの音声認識機能と読み上げ機能によって、読者かつ聴者になります。その人は自分のドキュメントを作成し、読み、聴き、見るだけでなく、他の人々のドキュメントに寄稿し^{リミックス}改変します。

7—アーカイブ2.0

いわゆるウェブ2.0では、「利用者が創出したコンテンツ」の作成にあたって、テキストの働きが重要な役割を果たします。ウェブ2.0とは、情報の提供者と利用者との間の差異が減少したり、あるいはなくなりさえるようなウェブ上の様々な特徴や現象全体を指す用語です。政府や民間で作られたドキュメント、ウェブサイト、データベースの境界は、その組織の外部にいる共同作成者との間の接点となりつつあります。アプリケーション・プログラミング・インターフェース(API)を使って、あなたはマッシュアップ、つまり、他者のデータや技術を利用したウェブサイトを作ることができます。例えば「JCastle: guide to Japanese castles」[46]や、4人のブロガーが地図上の様々な地点に書き込みをしている「東オホーツクシーニックバイウェイ」[47]があります。UNData API[48]を使えば、国連のデータベースのデータを自分のウェブサイトで使うことができ、さらにデータを加工したり、より充実させたりすることができます。

BBC(英国放送協会)は早い段階でその可能性を把握し、「backstage.bbc.co.uk : BBCのコンテンツを使って何でも好きなものをつくろう」というサイトを立ち上げました。この「バックステージ」モデルは、イギリスで政府のアーカイブズのために宣伝されています。市民に、公的機関の情報を利用し、その情報をより豊かにし、その情報に新たな利用法や意味を与える、言い換えればカルティベートするように、刺激するのです。この発展を推進しているのが、国立公文書館を通じて活

動している公共情報局だというのは、意義深いことです。同局は「公的機関情報解放サービス」を提供しており、公的機関の情報を、その情報の「第二の人生」で、新たな利用のため、新たなコンテキストで、そして新たな意味を持って改変することを可能にしています[49]。オランダ国立公文書館では、収蔵写真コレクションの中から、800枚をflickrに載せました[50]。これらの写真には、最初の6ヶ月で100万ページビューにのぼるアクセスがあり、6850件のタグが追加され、1900件のコメントが書き込まれました。コメントのうちの3%は、国立公文書館による記述を修正するのに使われました。例えば、「サムライ」という語の表記に英語でのスペリングも付け足すべきだ、という提案が、どのように国立公文書館によって受け入れられたかを見ることができます[51]。表現が不適切だということで削除しなければならなかったコメントは、たったの3件でした。

様々な出所のドキュメントの力は、将来、ますます重要になるでしょう。というのも、ウェブ3.0は、ウェブサイトのコンテンツを理解してドキュメントを結びつけるからです。ですが、まずはウェブ2.0を使いこなすことから始めましょう。アーカイブズ機関ではウェブ2.0の潜在的可能性を徐々に見だしつつあります。それはいずれ自らを参加型アーカイブズに組み替えていくことにつながるでしょう。イスト・フヴィラが最近提案したように、そのようなアーカイブは参加型情報探索(あるいは意味構築)に焦点を当てます。つまり、アーカイブへの参加が、レコードについての会話に限られるものではなく、むしろその代わりにレコードを「参加のための会話や場として」使うということです[52]。

このような参加型アーカイブは、文化遺産の需要と供給という枠におさまられるべきではありません。「人々のアーカイブズにおいてデジタルであること」[53]は、レコード・コンティニウムすべての次元、すなわち、作成、捕捉、組織化、および多元化、から成っています。これらのどの次元においても、社会の網目は圧倒的に人々のネットワークであって、ドキュメントのネットワークではありません。しかしそれでもなお、公務員2.0やビジネスで同様の立場にいる人たちは、真正で信頼できるレコードを作成し、保管するということから逃れることはできません。ウェブ2.0やウェブ3.0の環境下で、レコードの作成とレコードキーピングのためのツールをデザインし実装するために、パフォーマンスティヴィティ、すなわちレコードの力を最大限に活用することは、アーカイブズ学の研究者と実務家にとって大きな挑戦です。

5年前、学習院大学で行われた日本アーカイブズ学会設立大会での私の講演で、私は社会的文化的アーカイブズ学の立場を弁護しました[54]。今日の講演では、アーカイブズの作成、レコード・マネジメント、そしてアーカイブズの利用における意味構築の心理学について注意を喚起することで、その時の講演を補足したいと考えました。ここでは、ドキュメントの力が中心的な役割を演じます。それはレコードのパフォーマンスティヴィティの故です。そのようにすることで、私はカナダのアーキビスト仲間のトム・ネスミスTom Nesmithのアーカイブズ理論の新たな方向性

49 — <http://www.opsi.gov.uk/unlocking-service/OPSIpage.aspx?page=UnlockIndex>

50 — <http://www.slideshare.net/cvanderventaking-pictures-to-the-public>

51 — <http://www.flickr.com/photos/nationaalarchief/3774080165/>

52 — Isto Huvila, 'Participatory archive: towards decentralised curation, radical user orientation, and broader contextualisation of records management', *Archival science*, vol. 8 no. 1, p. 27.

53 — Eric Ketelaar, 'Being digital in people's archives', *Archives and manuscripts*, 31, p. 8-22.

54 — エリック・ケテラール著、見玉優子訳「未来の時は過去の時のなかに: 21世紀のアーカイブズ学(Time future contained in the past: archival science in the 21st century)」、『アーカイブズ学研究』, no.1, 4-35頁。記録管理学会・日本アーカイブズ学会共編『入門アーカイブズの世界: 記憶と記録を未来に』(日外アソシエーツ, 2006年, 25-46頁)に再録。

55 — Tom Nesmith, 'Still fuzzy, but more accurate: some thoughts on the "ghosts" of archival theory', *Archivaria*, 47, p.142.

を求める呼びかけ[55]に応えようしました。新しい理論の方向性とは、古典的な学説に基づき、何がアーカイブやレコードの「本質」を構成するのかというところへ焦点をあてたものから、「人の認識、コミュニケーション、振る舞いは、いかにしてアーカイブズを形作るか」ということの研究へと方向性が変わることです。ネスミスは更に続けて言います、「それが、アーカイブズとは、レコードとは、そして公文書とは、あるいはその他諸々のアーカイブズの特徴とは、いかなるものであったのか、そしていかなるものであるのか、ということの理解に私たちをより近づけてくれるだろう。とはいえ、それでもまだその「本質」を完全には確立できないだろうが。……より広い世界に窓を開くことで、アーカイブズについての議論の世界に入っていく時に、より多くの仮説、情報、見通しが得られるであろうし、既存の見方に挑むことになるだろう。」と。

論文

article

[タイトル]

町村役場における兵事係の記録管理

大郷村兵事係文書を事例として

Records Management at the Soldiers' Affairs Section of a Village:
The Case of Osato Village

[著者]

橋本陽 | Yo Hashimoto

[キーワード]

| 記録管理 | 兵事係 | 町村役場 |

records management / employee in charge of soldiers affairs / village office

[要旨]

敗戦前後、中央省庁の命令により文書の湮滅が行われた。このとき、全国の兵事関係文書も多く消失した。しかし、当時、滋賀県東浅井郡大郷村役場にて兵事係を勤めていた西邑仁平氏は、この命令に逆らい文書を自宅へ持ち帰り隠した。本稿は、この西邑仁平氏が所蔵していた兵事関係文書を大郷村兵事係文書と呼称し、論じたものである。具体的には、大郷村兵事係を取り巻く関係法規と兵事関係文書の双方を分析し、記録管理がどのようになされていたかについて解明した。その結果、大郷村兵事係には幾つか系統の異なる文書管理方式があったことが明らかになった。まず1922年と1923年の間に記録管理の刷新があったことが確認された。次に1923年以降において、少なくとも3つの異なる記録管理の体系が認められた。それぞれ県庁及び郡役所の指定する簿冊に綴じられる平常時の文書、戦時動員時の召集・徴発に関する文書、兵事団体にに関する文書の体系である。

Decrees of the Department of War and the Navy enforced the destruction of official records either before or after Japan's defeat in the Second World War. This resulted in the loss of most records regarding Japanese soldiers that were entrusted to local governments. However, Nihei Nishimura, who at that time was in charge of soldiers' affairs at the Osato Village Office, did not follow the decrees and concealed a few records in his home. This article defines the collection of records as the records of soldiers' affairs at Osato village and examines the records management practices by analyzing both the laws and regulations pertaining to the officer and the records in question. The result reveals a few different methods of records management. It has been confirmed that records management practices were renewed between 1922 and 1923. In this paper, three different methods of records management from 1923 onwards are considered. They are as follows; (1) records collated into volumes following the instructions from the administrations of Shiga Prefecture and Higashi-Azai County, (2) records pertaining to mobilization and commandeering processes, and (3) records pertaining to semi-official groups that were established for the management of soldiers.

はじめに

2006年、西邑仁平氏(当時101歳)が滋賀県旧東浅井郡旧大郷村役場[1]の兵事関係文書を所蔵していることが明らかになった。西邑氏は、1930年から1945年の敗戦に至るまで村役場にてその地域の徴兵・召集などを担当した兵事係の責任者であった。

兵事関係文書は、従来非常に希少な記録であると言われてきた。1945年8月14日にポツダム宣言の受諾を決定した後、陸軍省、海軍省、外務省を始めとする中央省庁にて機密文書の湮滅が始まった[2]。湮滅処分の命令は村役場の兵事係にも届いた。この際、多くの兵事関係文書が機密文書と見なされて消失したと言われる。

西邑氏の証言によると1945年8月15日に警察署から電話で文書を焼却するよう命令を受けた。しかし、この命令に合点がいかなかった西邑氏は、重要度の低い文書のみを役場の裏で焼却し、警察署へ全てを焼却したと報告した後、15日の夜中に重要な文書をリアカーに積み自宅へ持ち帰った[3]。その後、2006年の公表まで自宅に保管し、2009年12月に長浜市立浅井歴史民俗資料館に寄託した。

西邑氏が浅井歴史民俗資料館に寄託した資料は、文書・雑誌・陶器などを含み、およそ1000点に及ぶとされる[4]。これらの大半を占めるのは兵事係が作成・保管していた徴兵・召集及びこれらに付随する事務事項などの記録である。この他、会計係の文書が約60点あり、ここには戦後の文書も含まれる[5]。

本稿は、西邑仁平氏が寄託した文書の内、兵事係の扱った記録を大郷村兵事係文書と呼称し、これを論ずるものである。従来行われてきた兵事関係文書の研究は、兵事係の職務及び資料の紹介、文書湮滅の問題に限定されており[6]、公文書として役場でどのように管理されていたのかを論じたものはなかった。よって、本稿では、大郷村兵事係を取り巻く関係法規との連関性を重視しつつ、現存する兵事係文書の構造を分析し、大郷村兵事係における記録管理の一端を明らかにすることを目的とする。

1 —— 大郷村における記録管理方式の整備

1-1: 県・町村の規程整備

本章では、大郷村兵事係の文書管理を考察する前提として、滋賀県下における兵事係の役割と文書管理制度について明らかにする。1887年に町村制が施行されて以降、名誉職行政などの弊害から町村行政に滞りが見られ問題となった。そこで、政府は1892年に「明治二五年五月九日 内務大臣内訓第三四八号」

1 —— 滋賀県市町村沿革史編さん委員会『滋賀県市町村沿革史』第4巻(滋賀県市町村沿革史編さん委員会、1960年)によれば、大郷村の歴史は次のようになる。大郷村の属した東浅井郡は明治11(1878)年の郡区町村編制法の制定に伴い、浅井郡を西浅井郡と二つに分けるかたちで誕生した。東浅井郡は現在の虎姫駅を中心とする区域である。明治22(1889)年の町村制の施行により、東浅井郡の南西部地域が町村合併され、大郷村となった。その後、昭和28(1953)年の町村合併促進法に基づき、西隣にあった竹生村と合併し、びわ村となる。現在は平成の大合併により長浜市となっている。

2 —— 代表的な研究は、原剛「陸海軍文書の焼却と残存」(『日本歴史』第596号、1998年3月)、吉田裕「現代歴史学と戦争責任」(青木書店、1997年)。

3 —— この経緯については、浅井歴史民俗資料館編『村にきた赤紙——今明かされる兵事係の記録』(パンフレット、平成20年3月)。

4 —— 浅井歴史民俗資料館編、前掲パンフレット。

5 —— 会計係文書は、兵事係文書と同じく西邑氏宅の押し入れに収納されていた。同じ空間にあったとはいえ、兵事係文書とは混ざらないように明確に区別して置かれていた。会計係文書には、1953年、西邑仁平氏が収入役であったときに作成した文書が含まれており、1945年の8月15日以降に持ち帰ったことが明らかである。恐らく、西邑仁平氏が退職した昭和1956年に自宅へ持ち帰ったと思われる。

6 — 兵事係の役割や兵事関係文書の資料紹介が中心となる研究に、黒田俊雄編『村と戦争』、桂書房、1988年；上越市編さん委員会『上越市史別編7兵事資料』、上越市、2000年；山本和重『自治体史編纂と軍事史研究 十五年戦争期の町村兵事史料を中心に』（『季刊戦争責任研究』第45号、2004年）；井口和起『十五年戦争期の京都府下における軍事動員体制』（『京都府立大学生活文化センター年報』13、14号、1988年、1989年）がある。敗戦前後の焼却に焦点をあてたものに、芳賀明子『失われた行政文書——戦中・終戦時における行政文書の廃棄について』（『文書館紀要』第8号、埼玉県立文書館、1995年）がある。加藤聖文『喪われた記録——戦時下の公文書廃棄』（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第1号、2005年3月）は、敗戦時の焼却のみが消失の原因ではないことを証明し、保存年限のある公文書の性質を考慮することを主張している。丑木幸男『兵事史料の形成と焼却』（『歴史評論』第689号、2007年9月）は各地域に点在する兵事関係文書を比較しその性質を考察しているが、資料の羅列に終始する傾向が強い。

7 — 大島美津子『明治国家と地域社会』、岩波書店、1994年を参照。

8 — 「町村役場処務細則其他規定方ノ件」（滋賀県県政史料室、請求番号 明こ135 50）。

9 — 「明治三十年町村役場処務規程準則」滋賀県県政史料室に配架される明治三十年の滋賀県公報内に収録。

10 — 「大正九年町村役場処務規程準則」（滋賀県県政史料室、請求番号 大あ45 76 86）。

11 — 滋賀県県政史料室所蔵の以下の資料を参照。「大正十年九月三十日 町村文書整理ニ関スル件」（請求番号 明い25の30）、「大正十年十月二十二日 町村文書整理ニ関スル件」（請求番号 明い25の31）、「大正十一年八月二十九日 町村文書整理ニ関スル件」（請求番号 明い25の簿冊所収）、「大正十三年六月十日 町村編組表紙記載及諸帳簿保存年限ノ件通牒」（請求番号、明い25）、「大正十三年九月九日 町村文書整理ニ関スル件通牒」（請求番号 明い25の簿冊所収）。

12 — 「町村役場文書整理之策」（滋賀県県政史料室、請求番号 明い25の簿冊所収）。

を各府県に発布し、町村行政の円滑化が図った。その一環として、各府県庁は町村事務の処理方法の標準例の作成及び行政事務に関する簿冊の種類・員数・様式の定式化を遂行することになった^[7]。滋賀県庁は、1889年「町村役場処務細則其他規定方ノ件」^[8]によって既に簿冊の名称について郡単位の統一を命じていたが、1892年の内訓以降、何度か文書管理に関する指示を町村役場に出している。「明治三十年町村役場処務規程準則」^[9]、「大正九年町村役場処務規程準則」^[10]がそれである。表1はこれらの指示を事項別の一つにまとめたものである。

表1 — 滋賀県庁が町村役場に指示した町村事務及び記録管理の方法

項目	指示した年	内容
部署の構成	1897年	第一課、第二課の二課のみ（第一課に文書や兵事の事務分掌）
	1920年	兵事係、文書係、庶務係、会計係などに細分化
文書の收受、発送の流れ	1897年	外部⇄第一課文書主務⇄主務 收受、発送、經由文書件名簿に記録 決裁は村長
	1920年	外部⇄文書係（又は庶務係）⇄原課 收受、発送、經由文書件名簿に記録 決裁は村長
保存年限	1897年	第一種（永年）、第二種（10年）、第三種（3年） 起算は事件完結後の次の年の最初の一日から
事件完結文書の流れ	1897年	原課→第一課文書主務→蔵置所 ^[1] 簿冊への編綴は文書主務
	1920年	原課（1年間または2年間の保管）→文書係（庶務係）→蔵置所 簿冊への編綴は原課 廃棄文書は会計課へ
簿冊の名称	1889年	郡単位で揃えること
蔵置所番号	1920年	簿冊の表紙に明示し、 さらに番号を付した紙片を表紙裏側に貼付

「町村役場処務細則其他規定方ノ件」、「明治三十年町村役場処務規程準則」、「大正九年町村役場処務規程準則」より作成（〔1〕——蔵置所とは文書保管庫を指す）

このように、県庁は町村役場における文書管理方式の整備を命じたが、現場では思うように進まなかった。県庁はこの促進のため何度かの指示^[11]を町村役場に出し、最終的に1924年に「町村役場文書整理之策」^[12]を配布する。これは町村役場が抱える過去の未整理文書についても、その再整理の手法について記述したものである。図1、図2はその内容の一部で、簿冊は通常、蔵置所の保管棚あるいは箱に、地の部分を見えるようにして積み上げること、また出納の便のため、蔵置所番号を表紙及び表紙から地の部分へと垂れ下がった紙片に記すことが、これらの図で具体的に示されている。

滋賀県下の町村では、県庁の指示に従い、それぞれ「町村役場処務規程」を作成して、役場における事務分掌や記録管理方式を具体的に改善しようとした。当時の大郷村役場処務規程は残存していないが、大郷村が属した東浅井

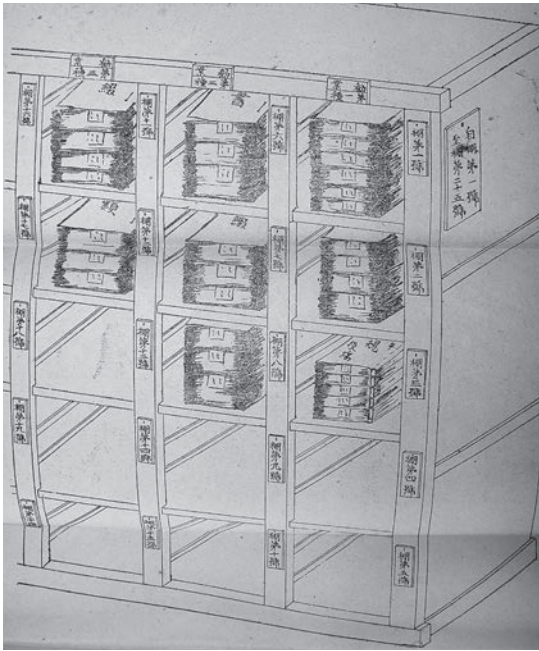


図1——簿冊が棚に収納される様子
「町村役場文書整理之案」所収の図

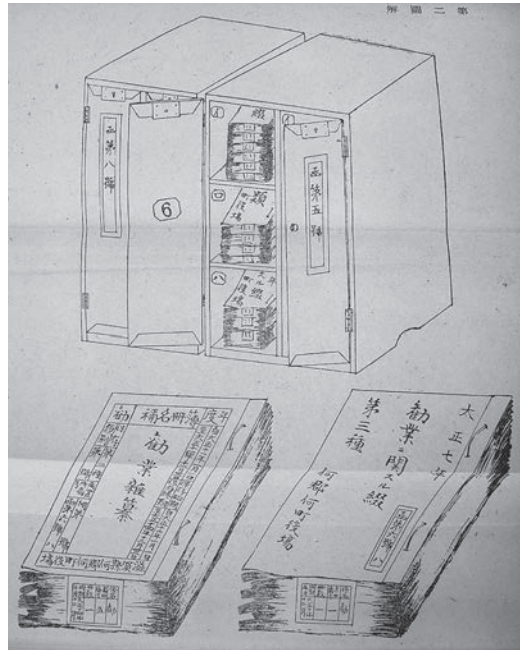


図2——蔵置所において簿冊が箱に保管される様子及び簿冊表紙の例
「町村役場文書整理之案」所収の図

郡の西にある伊香郡郡役所が、郡下の町村役場とともに1924年に作成した規程が数例残っている[13]。この伊香郡下の「町村役場処務規程」は、いくつかの付加事項を含んでいるが、基本的に県庁の指示に応じた構成で、大郷村役場の処務規程の内容を類推するには十分な資料である。以下、県庁の指示[表1]と伊香郡下の「町村役場処務規程」を参考にしながら、大郷村役場における記録管理方式の整備過程を追ってみたい。

1-2: 大郷村における記録管理

保存簿冊票による管理

伊香郡下の「町村役場処務規程」において、保存する文書は「庶務係ニ於テ簿冊台帳ニ登録ノ上所要ノ事項ヲ記入シタル保存簿冊表ヲ其表紙ニ貼付スヘシ」とある。保存簿冊票とは図3のようなラベルであり、これを簿冊の表紙に貼付するよう定められていた。

大郷村役場兵事係文書の一部の簿冊表紙にも、この保存簿冊票と似た様式の紙片が貼付されている。図4がその一例である。

大郷村役場では、この紙片をどのように呼称したのかは不明であるが、伊香郡下の「町村役場処務規程」の例にならい、保存簿冊票とする。県庁の指示[表1]

蔵置函番号	冊数	保存期間ノ終期	書冊番号
(朱記)	二	永久	二三

図3——保存簿冊票

番号	種類	種別
第三号口	箱	第一種

図4——「明治四十一年 兵事ニ関スル書類綴」の表紙に貼付される紙片

13 — 簿冊「大正十三年 条例規則規程」(滋賀県江北図書館、伊香西浅井郡役所文書、請求番号不明)内の「永原村役場処務規程」、簿冊「大正十三年 地方雑纂 地方第十二号第一種(朱書)伊香郡役所」(同、請求番号248)内の「南富永村役場処務規程」であり、内容は完全に同じである。

14 — 「大正九年町村役場処務規程 準則」、前掲資料。

ならびに図1から図3を参照すれば、図4の「種別」、「種類」、「番号」がそれぞれ何を指すか見当がつく。「種別」は保存年限であり、「種類」には図1にあるような本箱に保存する場合は「箱」、図2にあるような棚に保存する場合は「棚」と記入されたものであろう。「番号」とは、箱、棚の位置を指し示す蔵置所番号であると考えられる。

大郷村役場では、この保存簿冊票をいつどのような意図で貼付したのか。

第一の手がかりとなるのは、大郷村役場文書に含まれる会計系の簿冊約60冊である。年代幅は、おおよそ1883年から1953年までである。敗戦後にまで及ぶのは、西邑氏が戦後持ち帰ったものがあるからである。この約60冊の簿冊のうち、1922年度までは保存簿冊票がすべて貼付されているのに対し、1923年度以降は保存簿冊票が一切貼付されていない。

兵事係文書の簿冊はどうであろうか。たとえば、「兵事ニ関スル書類綴」と総称しうる簿冊が18冊あるが、表2の一覧表で明らかのように、やはり1923年以降、保存簿冊票が貼付されなくなる。他の例として「徴兵ニ関スル書類綴」5冊を見ると、1922年以前の簿冊は2冊しか残っていないが、そのうちの1冊には保存簿冊票があり、1923年以後のもの3冊には一切貼付されていない。

以上から、保存簿冊票を見る限り、1923年前後に何らかの記録管理方式の画期があることが明らかである。その点をさらに考察するため、次の2点を傍証としてあげたい。

第一点に、保存簿冊票が貼付されている簿冊には、文字の上にそれが貼られているものが少なくないことである。これは、簿冊が作成され、後の時代になってから保存簿冊票が貼られたという事実を示している。

第二点は、前掲の「町村役場文書整理之葉」が1924年に県から出されている事実である。これは、表1に示したような記録管理に関する一連の県庁指示を町村役場がほぼ採用したと県側が判断し、その上で、過去に作成された保存文書に対しても同様の水準による管理を求めるものであった。そもそも県庁は保存簿冊票の貼付まで求めてはいなかったが、蔵置所番号の表紙への書き込みについては1920年の訓令[14]で指示していた。1924年の伊香郡下「町村役場処務規程」に保存簿冊票の貼付が定められているのは、これを受けてのことであり、同郡では、過去の未整理文書に対して一斉に保存簿冊票を貼付することにしたと考えられる。

以上の2点から見て、大郷村役場文書の保存簿冊票も、伊香郡下の町村と同じように、1924年の「町村役場文書整理之葉」をうけて、過去に作成された簿冊に一斉貼付された可能性が高い。貼付されたのが1922年以前のものに限られ、1923年の簿冊に貼られていないのは、1924年当時まだ現用文書として蔵置所に移されていないためとも考えられるし、あるいは大郷村役場では、県から「町村役場文書整理之葉」が配布される以前の1923年または1922年に保

存簿冊票の一斉貼付を行った可能性も捨てきれない。しかし、いずれにしても、この時期が大郷村役場の記録管理にとって、ひとつの大きな節目であったことはまちがいない。

表2 — 大郷村兵事係文書にある「兵事ニ関スル書類」一覧

資料名	年代	保存年限	保存簿冊票
兵事ニ係ル□□ ^[1]	明治三十一年 自一月至十二月	第一種	有
兵事ニ関スル書類	明治三十二年度	第一種	有
兵事書類	明治三十七年	第一種	有
兵事ニ関スル書類綴	明治三十八年	第一種	有
兵事ニ関スル書類綴	明治四十一年	第一種	有
兵事ニ関スル書類綴	明治四十二年	第一種	有
兵事ニ関スル書類綴	明治四十三年	第一種	有
[兵事ニ関スル書類綴] ^[2]		第一種	無
兵事ニ関スル書類	自大正十二年	第二種	無
兵事ニ関スル書類	自大正十二年	第三種 ^[3]	無
兵事関係文書	大正十四年大正十五年	第三種	無
兵事ニ関スル書類	自昭和二年	第三種	無
兵事ニ関スル書類綴	自昭和八年至昭和十九年	第一種	無
兵事ニ関スル書類綴	昭和八年起昭和十三(二十)年迄	第二種	無
兵事ニ関スル書類綴	自昭和八年至昭和十年	第三種	無
兵事ニ関スル書類綴	自昭和十一年至昭和十四年	第三種	無
兵事ニ関スル書類綴	自昭和十五年	第三種	無
[兵事に関する書類]	昭和二十年		無

浅井歴史民俗資料館に保存される資料から筆者が作成した。[]を付したものは筆者の推測を混えたものである。簿冊名が一定でないが、内容から同種のものであると判断した。

I — 文字がかすれて判読できない箇所を□□と記した。

II — 元来、簿冊であったと考えられるが、綴じ紐と表紙が共に外れてしまっている。文書の内容から「兵事ニ関スル書類綴」とであると判断した。明治45年から大正2年までの文書から構成される。

III — 表紙に第三種という印がないが、中に綴じられる文書はすべて第三種である。ここから、第三種であると判断した。

保存年限種別による管理

次に同じく表2により、「兵事ニ関スル書類綴」の保存年限について考察する。表2は大郷村兵事係文書に残るすべての「兵事ニ関スル書類綴」を列挙している。この表から保存簿冊票の添付される簿冊はすべて第一種であることが読み取れる。また、[兵事ニ関スル書類綴]^[2]については表紙がないため議論から省くが、保存簿冊票のない1923年以降の簿冊については、保存年限の種別が3種類に増加している。

1910年以前の簿冊は、保存簿冊票が第一種と銘打たれているが、綴じられる文書の内容を見れば、第一種、第二種、第三種と押印されたものが混在している。そもそも、県庁は1907年の訓令以来、町村役場における記録管理方式について指示し始めるが、このときに保存年限毎に簿冊を調製するよう義務づけていた^[15]。1910年以前の「兵事ニ関スル書類綴」には、このような基礎的な規則すら守ることなく文書が綴じられていることになる。

その一方、1923年以降の「兵事ニ関スル書類綴」において、保存年限は簿冊の表紙に第一種、第二種、第三種と押印されて提示される。これは、1923年以降、保存年限の種別毎に簿冊を調製することになった事実を示している。実際に1923年から第二種及び第三種の簿冊がそれぞれ同時に始まっており、これ以降1910年以前の簿冊と調製の様態が変化している。

1923年は大郷村役場における記録管理の大きな節目であることを鑑みれば、簿冊の調製方法の変化もまたこれに関係しているものであると想定し得る。また1910年以前の第一種の簿冊にすべての保存年限の書類が編綴されていることは、「町村役場文書整理之栞」で提示された文書の再整理の跡を窺わせる。1907年当時の段階においても簿冊に編綴すべきであった書類を放置し、1920年以降の度重なる県庁からの命令を受けて保存年限を問わず年代毎に一冊にまとめたようにも見える。いずれにせよ、保存簿冊票の有無と簿冊の編綴の変化が一致している。

担当部署の整備

大郷村役場において部署の変遷があったことも大郷村兵事係文書から読み取れる。「兵事ニ関スル書類綴」を見れば、保存簿冊票のなくなる1923年以降、その文書の作成はすべて第一課ではなく兵事係と記される。しかし事務分掌の刷新は、県庁の発布した1920年の訓令^[16]によるが、この日時は1920年11月27日である。この日以降であれば、1922年以前であっても、事務分掌の変更のみを大郷村役場が採用していることもありうる。この点に関して「自大正十一年 徴兵ニ関スル書類綴」という簿冊の中に注目すべき書類がある。この簿冊には1921年1月から1922年11月までの書類が綴じられているが、1922年1月から、文書の收受や発送の主体について「大兵収」や「大兵発」と記されていることが見て取れる。これはそれぞれ「大郷村役場兵事係收受」と「大郷村役場兵事係発送」の略である。これに対し同じ簿冊にある文書とはいえ、1921年のものになれば「大収」「大発」といった書き方が一般的であり、単に大郷村役場が收受または発送したことしか示していない。

これらの事実から、大郷村役場において、部署の構成が第一課・第二課から、より細かく区分され兵事係や会計係が誕生するに至ったのは1922年1月以降であることが明らかとなった。

以上のように、簿冊の綴じ方の性質が異なる年代が1923年以降であり、さらに会計係と兵事係の簿冊に貼られる保存簿冊票の有無が1922年と1923年をその境界としていることから、大郷村役場は1923年から県庁の指示する記録管理の方針を受け入れ始めたと判断できる。1922年以前の簿冊については、それ以後に整理しなおしたものである。また、大郷村役場は1922年以前の簿冊にはすべて保存簿冊票を貼付したが、文書の整理保存を受け入れた1923年以降

表3 — 大郷村役場の部署名と記録管理の変遷(明治30年以前は不明)

	1897年～	1922年	1923年～
部署名	第一課	兵事係	
保存簿冊票	有		無
記録管理	表1の1897年の方法は遵守されなかった可能性がある。後年、表1の1920年以降の方式で一斉に整理された。		表1の1920年以降の方法で管理される。

の簿冊には一切貼付しなかった。これは、上で挙げなかった簿冊についてもすべてそうである。例えば、第一種といった保存年限が一切記されていない召集及び徴発関係の簿冊にも、1922年以前の書類を綴じたものになれば保存簿冊票が貼付されているものがある。こういったことから、1922年以前の大郷村役場の文書は、記録管理を刷新した1923年以降のある時点で一斉に再整理を行った様子が見て取れる。また、大郷村における部署の構成が変化し兵事係が創設されたのは1922年である。これらをまとめると表3になる。

2 — 大郷村兵事係文書の類型と管理方式

本章では、大郷村役場が記録管理を新たにした1923年以降の兵事係文書の類型と管理方式について考察する。1922年以前のものについては、1923年以降の基準で再整理された可能性が高いため、当時の編綴や保存年限の基準を見て取ることは困難であり、考察の対象から除外した。

2-1: 兵事係の事務分掌と大郷村兵事係文書の3類型

伊香郡の「町村役場処務規程」によれば兵事係の事務分掌は次のように定義される。大郷村兵事係の事務分掌もこれと同様であったと推定される。

- 一. 徴兵及志願兵ニ関スル事項
- 一. 陸海軍諸生徒ニ関スル事項
- 一. 召集及徴発ニ関スル事項
- 一. 軍人軍属及廃兵遺族ニ関スル事項
- 一. 軍事救護並軍人軍属ノ諸給与ニ関スル事項
- 一. 兵事ニ関スル団体ニ関スル事項^[17]

大郷村兵事係文書は、この事務分掌が指し示す機能から生じるものとはいえ、例

17 — そもそも県庁は1920年の段階で各町村に事務分掌の規定の指示も行っていった。「大正九年町村役場処務規程準則」(前掲)において、兵事係の事務分掌は「徴兵志願兵ニ関スル事項」、「召集及徴発ニ関スル事項」、「軍人軍属及廃兵遺族ニ関スル事項」、「軍事救護ニ関スル事項」と定義されている。伊香郡下の町村はこれを受けてさらに「陸海軍諸生徒ニ関スル事項」、「兵事ニ関スル団体ニ関スル事項」を追加し、自らの町村役場処務規程を作成したと言える。

18 — 戦時と対になる術語として、本来は平時と記すべきであるが、兵事と混同を避けるため、本稿では平常時とした。

19 — 陸軍で動員といったものを海軍では充員といった。本稿では、動員と充員を区別して述べる場合は問題ないが、統括して述べる場合、煩瑣であるため、戦時動員で統一した。

20 — 中村崇高「近代日本の兵役制度と地方行政—徴兵・召集事務体制の成立過程とその構造」(『史学雑誌』第118編第7号、2009年)。中村氏は徴兵・召集と述べ徴発については触れていないが、徴発も召集と同体系の中にあつたため、本稿では補足追加した。

えば形態においては簿冊・用紙など雑多であり、非常に多様である。この中に、三つの大きく異なる種類の文書が見て取れる。本稿ではそれぞれ平常時^[18]文書、戦時動員^[19]関係文書、兵事団体関係文書と呼称する。

平常時文書は、6種ある兵事係の事務分掌すべてに関係する。これに対し、戦時動員関係文書は、戦時動員時における「召集及徴発ニ関スル事項」から発生する記録である。また兵事団体関係文書は、当然「兵事ニ関スル団体ニ関スル事項」に関わるものであるが、主に在郷軍人会分会や愛国婦人会などの兵事団体が調製した簿冊である。

兵事係の事務分掌の中でも、徴兵及び志願、召集、徴発については戦争に直結する業務であった。したがって、速やかにその業務を遂行するための事務体制が確立していた。本稿ではこれを徴兵召集事務体制と呼称する。中村崇高氏によれば、この事務体制は日露戦争以後になって固まるとされる。それは以下のようになる。

師団 — 連隊区司令部 — 郡役所(警察署) — 町村役場^[20]

上は陸軍の場合である。海軍の場合は、徴兵でなく志願になるがその事務体制は

鎮守府 — 人事部 — 郡役所(警察署) — 町村役場

となる。1926年の郡役所廃止以降は警察署がこれに取って代わった。

平常時文書は徴兵召集事務体制に関わる官公署以外にも様々な機関及び個人とやり取りした記録から構成される。ただし、戦時になり動員令が下り、充員召集や臨時召集が遂行されるときのために準備された用紙や動員下令後の業務によって作成される記録は含んでいない。そのような文書は戦時動員関係文書に分類される。つまり、戦時動員関係文書は、徴兵召集事務体制のもとで戦時動員時における「召集及徴発ニ関スル事項」を正確かつ速やかに遂行するため、及び遂行された結果残った記録である。

以下、平常時文書、戦時動員関係文書、兵事団体関係文書をそれぞれ兵事係文書の第1、2、3類型と位置づけ、第1及び第2類型についてその特徴と管理方式を考察する。第3類型については、外郭団体である在郷軍人会分会や愛国婦人会などの兵事団体が調製した文書であり、それぞれ独自の記録管理手続きによって処理されたと推測される。紙幅の都合上、この考察については別稿に譲りたい。

第1類型の文書は、大郷村役場では「兵事例規」、「徴兵ニ関スル書類綴」及び「兵事ニ関スル書類綴」という3種類の簿冊に編綴された。これらはそれぞれ、伊香郡の「町村役場処務規程」において調製が指定される簿冊である「例規」、「徴兵志願兵」及び「兵事雑纂」に該当する。また保存年限の指定については、他の類型の文書が「永久」という文字によって指定するのとは異なり、「兵事例規」、「徴兵ニ関スル書類綴」及び「兵事ニ関スル書類綴」は1923年以降になっても第一種、第二種、第三種といった県庁の指定する形式によって保存年限が指定される簿冊である。したがって、これら3種は伊香郡の「町村役場処務規程」において調製が指定された簿冊と同様、大郷村役場が県庁の指示を受けて調製を義務づけたものであると推定できる。以下、この3種の簿冊を中心に、平常時における兵事係文書の記録管理について考察する。

まず、平常時文書の分析にあたり、滋賀県下町村役場における保存年限の種別の定義について確認しておく。第一種は「各種台帳、諸例規指令裁決決定議決書及会計諸帳簿其他重要ナル文書証憑類ニシテ永久保存ノ必要保存ノ必要アルモノ」、第二種は「第一種、第三種ニ属セサルモノ」、第三種は「一時ノ措弁ニ係リ他日ノ参照ヲ要セサルモノ」である〔21〕。

兵事例規

「兵事例規」は、伊香郡下の町村役場で調製が指定された「例規」に相当するものであった。伊香郡「町村役場処務規程」において、「例規」は兵事について県と郡の公報に掲載される文書が編綴された簿冊と定義された。大郷村の「兵事例規」もこれとほぼ同内容であり、1899年から1945年の敗戦に至るまでの文書が1冊に編綴されている。保存年限は第一種の定義に「諸例規」とあるように、第一種永年保存である。

徴兵ニ関スル書類綴

「徴兵ニ関スル書類綴」は全部で5冊残っている。年代幅は1922年から1942年までである。編綴される文書の中心は、「徴兵及志願兵ニ関スル事項」の中でも徴兵検査に直結する記録である。例えば、壮丁になった男子を戸主が役場へ届ける「徴兵適齢届」やその年の大郷村における壮丁の人数を記録した「壮丁人員表」が挙げられる。

次に保存年限についてみると、第一種であることが提示されているのは1921-1922年と1926年-1927年の2冊のみで、1928-1930年、1940-1942年、1943-1945年の3冊については、保存年限が明示されていない。しかし、これらも第一種保存であると考えて問題ない。第一種である理由は、前記の保存年限の定義

表4 — 「兵事ニ関スル書類」に編綴される文書の例

簿冊の年	簿冊の保存年限	文書名	内容
1923～ 1932年	第二種	壮丁身上異動通知	ある壮丁の住所変更
		陸軍軍人転役者ノ件	ある軍人が後備役へ編入
		戦捷記章並賞状送付ノ件	村民へ戦捷記念を送付
		兵籍通報ノ件	ある軍人の住所変更
		特別賜金辞令書等交付ノ件	賜金請求書とその領収書の送付
		簡閲点呼ニ関スル件	簡閲点呼の区域と日程表
		任官進級者ニ関スル件通牒	ある軍人の任官と進級
		徴兵検査ノ結果及終決処分等不明ノ件再照会	本籍大郷村の者が徴兵検査を受験しているかどうか
		海軍軍人異動ノ件	略
		在郷間成績調査送付ノ件	在郷軍人の郷里における活動とその評価
1933～ 1945年	第一種	特別大演習ニ関スル新聞記事制限ノ件通牒	秘密書類、陸軍特別大演習は秘密保持のため新聞掲載を控えさせるという旨
		徴発物件供給予定表ノ件	大郷村で徴発される物資の予定表
		軍隊宿営力調査ノ件	陸軍特別大演習のとき大郷村における軍隊の利用できる宿泊スペースの調査
		馬籍法ノ実施ニ関スル件依命通牒	徴発すべき馬を正確に登録しておくよう注意を喚起、これに関する法律も添付
		兵役上ノ所在不明者取扱ニ関スル件通牒	失踪者は市町村において死亡の手続きをもって戸籍を訂正できる
	第二種	朝鮮ニ居住スル出征軍人遺家族調査ニ関スル件	恩賞を出すときのため朝鮮に現住所があるものを調査
		昭和寮規定	傷痍軍人と戦死者遺族の宿泊施設である昭和寮の規定
		御菓子奉授式挙行ノ件	陸軍特別大演習に関し御菓子が軍人遺族と傷痍軍人に与えられる
		入営旅費ニ関スル件	朝鮮部隊・呉海兵団に入営・入団する軍人の旅費の計算方法
		下士官適任証書附与者ノ件	略
		海軍在郷軍人名簿記入事項通知	略
		転入者ノ件	軍人の異動について
		演習教育召集結果並希望事項ノ件	勤務演習・教育演習に召集できた人数の地域別の比較とそれに対する意見と要望
		軍隊宿営力等調査ノ件	陸軍特別大演習の秘密書類、軍隊の宿営スペースの調査
		簡閲点呼ノ際賞詞相成度件上申	理由は不明であるが、賞詞を依頼
	第三種	簡閲点呼参考資料提出ノ件	略
		在郷軍人名簿調製事項通知	本籍地の変更について通知
		現役下士官志願者有無ノ件	現役下士官不足につき志望希望者を募る
		帰還部隊通過ノ件	帰還部隊を乗せた列車が通過する際に見送りをすることについて
		入営旅費支給方ノ件	入営先までの旅費の工面について
		海軍志願兵勧誘ニ関スル件通知	略
		入営旅費請求方ノ件	入営兵に対する旅費の支給
	第一種	徴兵検査未済壮丁所在調査方ノ件	略
		入営兵ニ対シ軍服調製費補助ニ関スル件	略

内容が文書名から明らかな場合は省略した。整理番号は引用の便宜上付したものである

作成	宛先	整理番号
東浅井郡長	大郷村長	1
東浅井郡長	大郷村長	2
大郷村長	東浅井郡役所書記長	3
古保利村長	大郷村長	4
大郷村長	東浅井郡役所書記長	5
東浅井郡役所書記長	各村長	6
敦賀連隊区司令部	大郷村	7
京都市下京区役所	大郷村	8
東浅井郡長	大郷村	9
大郷村長	速水警察署長	10
東浅井郡役所書記長	大郷村長	11
大郷村長	各字	12
大郷村長	京都市上京区役所	13
大郷村長	東浅井郡役所書記長	14
東浅井郡役所書記長	大郷村長	15
滋賀県学務部長・警察部長	大郷村長	16
大郷村長	虎姫警察署	17
滋賀県学務部長	大郷村長	18
滋賀県学務部長	各市町村長・警察署長	19
敦賀連隊区司令官	管内市町村長	20
敦賀連隊区司令官	市町村長	21
		22
大郷村長	遺族・傷痍軍人	23
滋賀県内務部長	大郷村長	24
敦賀連隊区司令官	大郷村長	25
虎姫警察署長	大郷村長	26
敦賀連隊区司令官	大郷村長	27
敦賀連隊区司令官	県学務部長・警察署長・市町村長	28
滋賀県学務部長	大郷村長	29
大郷村長・在郷軍人会大郷村分会長	敦賀連隊区司令官	30
大郷村長	敦賀連隊区司令官	31
大郷村長	東京渋谷区長	32
敦賀連隊区司令官	各市町村長	33
大郷村長・在郷軍人会大郷村分会長	各区長・班長・学校長	34
大郷村長	京都市区役所	35
滋賀県学務部長	大郷村長	36
大郷村長	各個人	37
滋賀県学務部長	大郷村長	38
敦賀連隊区司令官	市町村長	39

22 — 「兵事ニ関スル書類綴」に編綴されるべき文書に第一種保存を設けるよう滋賀県庁から指示が出され、従来と編綴の方法を変える必要が生じ、そのため1933年から一斉に3種類の「兵事ニ関スル書類綴」が生じた可能性もある。滋賀県県政史料室所蔵の文書に該当する記録がないか調査したが、管見の限りにおいて該当するものはなかった。この問題については今後も引き続き検討課題としたい。

にいう「重要ナル文書」に該当すると認定されたためと推定される。

兵事ニ関スル書類綴

伊香郡下町村役場で作成された「兵事雑纂」に相当する「兵事ニ関スル書類綴」には、その雑纂という性質上、多岐にわたる文書が編綴される。ここで今一度、表2を参照してみれば簿冊の性質の変化に気づく。記録管理の方法が一新した1923年からは、第二種と第三種の簿冊が同時に発生している。その一方、1933年からは、第一種、第二種、第三種の文書が一斉に作られている。1923年から1932年までの簿冊には第一種が存在しない。第一種があるのは1933年からである。無論、大郷村兵事係文書は同じ名称の簿冊であれ、年代によって相当空白期間が生ずるものもあるため、文書が完備しているとはいえない。1923年にも第一種の簿冊が存在した可能性は否定できない。しかし、1933年は1923年のように第一種、第二種、第三種の簿冊が同時に作成される年であり、これは何らかの記録管理に変化があった事実を物語っている[22]。

「兵事ニ関スル書類綴」は保存年限別に簿冊が調製されてはいるが、何故その簿冊がその保存年限に認定されているのか、その根拠を示す規定は存在しない。したがって、簿冊中に綴じられる文書の性質から帰納的に判断する作業が必要となる。しかし、それぞれの簿冊に多種多様な業務に関わる文書が編綴されているため判断は難しい。試みに各簿冊に編綴された文書について幾つか例を提示し、その性質を推察する。次の表4は、第二種、第三種からなる「1923-1932年の簿冊」と第一種から第三種までが揃う「1933-1945年の簿冊」とに区分し、幾つかの文書を保存年限別に列記したものである。

「1923-1932年の簿冊」第二種を見れば、軍人の登録に関わる文書が多い。また簡関点呼関係の文書、在郷軍人の郷里における成績調査の結果などもこの簿冊に綴じられる。「1933-1945年の簿冊」第二種のものも同様の傾向が認められる。「1933-1945年の簿冊」第二種にはこれに加え、整理番号28番のように教育演習などの平時召集に関する文書がある。「1933-1945年の簿冊」第一種ではまず陸軍特別大演習に関する秘密書類が存在する。また、整理番号17番のように徴発関係の記録もある。整理番号20番、22番は法律や規定を載せたものであるから第一種とされているのだろう。23番の御菓子の授与について述べた文書に関しては、第三種に分類すべき内容とも思われるが、陸軍特別大演習に関係するものであるため第一種となっていると推測される。第三種は、「1923-1932年の簿冊」そして「1933-1945年の簿冊」ともに軍隊の見送りと兵の入営に関するものが多い。整理番号14番のように整理番号10番と似た性質をもつ名称の文書もあるが、送付したという事実を報告するだけで、送付対象となった業務成績調書は綴じられていない。第二種には成績調書が多くあることから、この原本が第二種に編綴されたのであろう。第三種は、「一時ノ措弁ニ係リ他日ノ参照

ヲ要セサルモノ」であり、第一種、第二種に属さない単純な日常業務について記録したものと考えられる。

整理番号17番、28番は兵事係の事務分掌でいえば「召集及徴発ニ関スル事項」に該当する。しかし、これらは主に平常時に作成される文書であり、動員業務に直接必要となる第2類型に分類されず、第1類型の簿冊に編綴されたと判断できる。

保存年限の区別については、実はそれほど厳格になされなかったと推測される。例えば、整理番号18番と29番は、同内容である。「兵事ニ関スル書類綴」からは、それぞれの保存年限の確固たる基準を見いだすのは難しく、担当の兵事係では編綴に際して、厳格な基準に基づいた保存年限の区分は行っていなかったのではなかろうか。

以上、「兵事ニ関スル書類綴」を分析した結果、保存年限別に編綴された書類にある種の傾向があることがわかった。整理すれば次のようになる。

- 第一種(1933-1945年): 秘密書類、徴発関係、法規など
- 第二種: 軍人の登録、軍人の境遇・状態の調査、平時召集、簡閲点呼など
- 第三種: 第一種、第二種に属さない単純な日常業務(例えば、兵の入営や軍人の見送りに関するものなど)

以上より、1923年以降における第1類型の管理様式について総括する。表1にあったように事案の完結した文書については、原課で1年もしくは2年置かれ、その後文書係もしくは庶務係のところへ移され蔵置所で保存された。簿冊の編綴は原課である兵事係が行った。この際、文書の性質に応じて「兵事例規」、「徴兵ニ関スル書類綴」、「兵事ニ関スル書類綴」のいずれかの簿冊に編綴された。「兵事例規」、「徴兵ニ関スル書類綴」はすべて第一種永年保存であるのに対し、「兵事ニ関スル書類綴」は第一種から第三種の簿冊が準備され、文書の内容によって編綴される簿冊が区別された。

2-3: 兵事係文書の第2類型 — 戦時動員関係文書とその管理方式

第2類型の文書は、戦時動員時の「召集及徴発ニ関スル事項」の記録であり、この事務体制から生まれたものである。

文書の性質を具体的に検討すれば、1922年以前の簿冊については、再整理の際に保存簿冊票を貼付され、第一種永年保存となったものが存在している。1923年以降については、保存簿冊票は一切なく、さらに保存年限の提示されない文書がほとんどで、あったとしても「永年」と記されており、県庁の指定した「第一種」という形式で指定されない。簿冊の特徴としては秘と朱書きされるかまたは朱

23 — 「陸軍ノ秘密書類ニ関スル件
昭和八年二月十八日陸軍省達第二号」、
「海軍機密書類取扱規則 大正七年
十二月十七日海軍省内令第四一七号」
(中野目徹、熊本史雄『近代日本公記録管理
制度史料集 中央行政機関編』岩田書院、
2009年に所収)によれば、機密文書の内、最
も機密性に乏しい範疇に属する。陸軍で
は軍事秘密書類、海軍では秘書類と呼
ばれ、それぞれ「作戦、用兵、戦時編制、
動員、暗号其ノ他軍事上秘密ヲ要スル
書類中陸軍機密書類以外ノモノヲ謂ヒ
其ノ重要ノ程度ニ従ヒ陸軍軍事極秘密
書類又ハ陸軍軍事秘密書類」に分けられ
るもの、「機密ノ程度輕キ事項ヲ記載セル
モノ」と定義される。

24 — 町村役場における防諜について
は、吉良芳恵「昭和期の徴兵・兵事資料
から見た兵士の見送りと帰還」(『国立歴史
民俗博物館研究報告』第101集、2003年)
を参照。

表5 — 大郷村役場兵事係文書内にある召集及び徴発に関する文書のサンプル

種類	資料名	秘の有無	備考	
簿冊	在郷軍人名簿	秘		
	動員日誌	秘		
	防諜ニ関スル書類綴	秘		
	除籍名簿			
	車両名簿			
	馬名簿			
	陸軍下士官兵在隊間成績調査綴	秘		
	召集、徴発事務を 説明する文書	動員実施業務書	秘	村長用、発送兼使用者用
		召集事務要覧 海軍		
		充員召集実施業務書 海軍		村長用、兵事係用、 使丁・会計係、宿直員用
自動車徴発差出場所業務書		秘	出張係用、会計係用	
動員手簿				
用紙	海軍召集旅費領収書			
	徴発馬匹町村内集合所到着時刻表			
図	第三区配達区域要図			
	第四区配達区域要図			
	第六区配達区域要図			
	昭和十六年召集事務検閲研究問題		解答もあり	

印が押されているものが多いということである。簿冊に綴じられていない文書についても同様に、秘[23]とされるものが散見される。また、召集の事務手続きを実施する際に必要となる用紙やその業務を行うため手順を説明した実施業務書、そして業務を円滑に進めるために予め準備された表や図などが残っている。参考としていくつか挙げれば表5のようになる。

表5に挙げた資料のなかでいくつか説明を加える。「防諜ニ関スル書類綴」は、文書名からは召集及び徴発とは関係が無いように見える。しかし、この簿冊中の文書は戦時動員時の召集及び徴発の過程が敵国のスパイに漏洩することを防ぐために、入営及び応召の歓送迎会や見送りを簡素化し、目立たないようにしたことを伝えるものであり、召集事務に大きく関与するものである[24]。「昭和十六年召集事務検閲研究問題」は、召集事務について、兵事係の知識を確かめるための試験問題である。兵事係は召集事務について、迅速かつ正確に行動できるだけの能力が必要とされていた。「第三区配達区域要図」は、召集令状を配布する在郷軍人の住所を示した地図である。令状を本人に正確に届けるために作成されたものである。他にも、召集の事務手続きを実施する際に必要となる用紙やその業務を行うため手順を説明した実施業務書、そして業務を円滑に進め

るために予め準備されたさまざまな表や図などが残っている。

1922年以前についての簿冊は後年、一括して再整理されていた。それでは、それ以後についてはどうなのだろうか。保存年限が一切提示されていない文書は、廃棄される予定がなかったのか。いずれにせよ、第1類型の文書とは異なるその特徴から、第2類型の文書は、県庁の指示を受けて作成された「町村役場処務規程」に記されるものとは違う方式で管理されていたと想定できる。

第2類型の文書をどう取り扱ったか、これを窺い知ることのできる資料として、『久留米師団召集徴発雇用書類』[25]が挙げられる。これは1963年に合併された福岡県田二瀬町役場で使われていたもので、同県飯塚市内の粗大ゴミの集積場から発見されたという。この資料は「久留米師団召集事務徴発雇備事務規程」、「動員実施業務書 兵事主任用」、「宿直者動員実施業務書」などの文書が含まれており、そのなかの「動員実施業務書」は表5にあるように、大郷村兵事係文書にも存在している。この資料において、特に重要な文書が「久留米師団召集事務徴発雇備事務規程」である。1944年9月1日に施行されたこの文書には、動員に伴う召集及び徴発に関する文書の保管方法や編綴区分などが記載されており、大郷村役場における召集及び徴発に関する文書の記録管理を間接的に明らかにする規程と考えられる[26]。以下、「久留米師団召集事務徴発雇備事務規程」の中でも記録管理に関係する部分について条文番号を挙げながら検討する。

第16条によれば、動員に関する文書は他の書類と区別し「鎖鑰アル堅固ナル容器」に保管された。その容器には「非常持出」と朱書きされた上で、動員準備の文書が収蔵されることは秘密にされた。さらに、これらの文書は関係者以外の閲覧が禁止された。

文書の編綴区分は第20条で規定される。動員関係文書は「永久」及び「一時」に保存期間が区分された[27]。「一時」は動員年度(第9条の定義によれば、毎年4月1日から3月31日)毎に編綴、「永久」は動員年度毎に見出しをつけて加綴された。平常時において戦時動員の遂行のために作成された文書とは異なり、戦時になり動員令が下った後に作成された文書は戦争終了後に整理された。

第21条は無効になった書類について規定する。「師団長、地方長官又ハ連隊区司令官等ヨリ送付シタル書類簿表等」は警察署長(1926年以前は郡役所)[28]へ返納、それ以外は町村役場で焼却された。

また「久留米師団召集事務徴発雇備事務規程」には、「準備」という章が設けられ、動員体制になった際に予め用意しておくべき文書について規定している。特に第28条では「動員準備ニ関シ各官公署ニ備付ケ置クベキ書類物件ハ概ネ附表第五ノ如シ」と述べられる。「附表第五」のうち町村役場に関する事項を抜粋すれば以下に掲げる表6となる。

表6では○がついているものが、町村役場において準備された文書である。○

25 — 武富登巳男『久留米師団召集徴発雇用書類 十五年戦争極秘資料集 第24集』(不二出版、1990年)。

26 — 「久留米師団召集事務徴発雇備事務規程」は大郷村の属した金沢師団のものではなく、さらには陸軍の規程であり、海軍については述べていない。これに加えて、施行も1944年9月1日であり敗戦間近である。このような条件の違いがあるが、「久留米師団召集事務徴発雇備事務規程」は、全国的にも類例を見ない召集及び徴発に関する文書の規程を知る上で重要な文書である。

27 — 京都府中郡峰山町丹波地区(旧丹波村)に残された兵事関係文書においても同じ事例が見られる。井口和起、前掲、13、1988年の論文を参照。

28 — 大郷村兵事係文書内にある1925年7月16日の「事務規定及徴発馬匹計画書類返送方ノ件」という書類では郡役所への返還が実際に指示されている。

表6 「動員準備書類物件表」

動員準備書類物件表					
準備書類物件		準備すべき官公署	摘要		
区分	品目	町村			
動員一般ニ 関スルモノ	動員事務ニ関スル諸法規	1 ○ ✓			
	動員ニ関スル書類	永久 2 ○ ✓ 一時 3 ○ ✓	第20条	動員年度毎に見出ヲ附シ逐次加綴スルモノトス 動員年度毎ニ更新スルモノトス	一ノ六 一ノ六
	動員ニ関スル訓示講評綴	4 ○ ✓		保存年限十ヶ年トス	一ノ六
	動員口誌	5 ○ ✓	第47条		
	受領証用紙	6 ○ ✓	第18条		一ノ一〇
	動員実施業務書	7 ○ ✓	第26条		一ノ一
	動員業務関係一覧表		第29条		
	派遣者心得書		第26条召規第31条同第32条馬細第20条		
	宿直業務書(表)	8 ○ ✓	第27条	宿直者ヲシテ保管セシム	宿直箱
	呼集状及呼集順序表	9 ○ ✓			
	久留米師団管内里程表	10 ○ ✓			一ノ一四
	契約書綴	11 ○ ✓	第31条		一ノ四
	受付発送簿	12 ○ ✓	動員下令時ヨリノ発受ニ供ス		一ノ七
	在郷軍人名簿	13 ○ ✓	第55条		
	適宜ノ符号ヲ以テ兵役関係者ヲ 標示セル戸口調査簿		第35条	警察署又ハ駐在所毎ニ関係アルモノ	
	動員用封筒	14 ○ ✓	召規第4様式	馬細第3様式 自細第8様式	一ノ八
	通報用封筒及端書	15 ○ ✓	召規第6様式	二ノ一七	
	電報頼信紙	16 ○ ✓	警察署及市ニ在リテハ動員令返電案凡例ヲ貼付シ置クモノトス		一ノ一一
	急使携帯嚢	○ ✓	第33条	急使携帯嚢ノ表面ニハ 赤色山形ヲ入ル又市町村ニ 在リテハ朱肉筆記具等ヲ入ル、モノトス	一ノ二
	急使心得書	17 ○ ✓			
燈火具	○ ✓		燈火具ハ急使数丈準備ヲ要ス		
暦日換算表		第30条			
兵籍上ノ異動手続未了者 人名通知(異動票)	18 ○ ✓	第64条	四ノ一五		
充員召集令状送付証用紙		召規第5様式			
充員召集名簿		召規第27条			
充員召集令状					
証明書用紙	19 ○ ✓	第57条		四ノ一四	
召集令状交付終了通知用紙	20 ○ ✓	第57条	上部ヨリ一枚宛離脱シ得ル如ク綴ルモノトス	四ノ一六	

「久留米師団召集事務徴発履備事務規程」附表第五より作成した。摘要の項にある第20条などは関連法規を指す。第20条などのように単独であるのは「久留米師団召集事務徴発履備事務規程」の条文である。「召規」は「陸軍召集規則」、「馬細」は「馬匹徴発事務細則」、「馬規」は「馬籍法施行規則」、「自細」は「自動車徴発事務細則」である

準備書類物件		準備すべき官公署	摘要		
区分	品目	町村			
動員一般ニ 関スルモノ	令状交付不能 令状交付不能者中交付済 不応召者事故止 人名通知用紙	21 ○ ✓	第57条	上部ヨリ一枚宛離脱シ得ル如ク綴ルモノトス	四ノ一七
	現在地ヨリノ応召証明書	22 ○ ✓	陸軍旅費規則第六十一条ノ二ニ拠ル 召集令状ヲ所持スル者ニ交付ス		四ノ一九
	現在地ヨリノ応召証明書充員(臨時) 召集応召員旅客運賃後払証	23 ○ ✓	昭和十二年陸軍省令第三十一号ニ拠ル 者ニシテ召集令状ヲ所持セザル者ニ交付ス		〃
馬匹徴発ニ 関スルモノ	馬籍簿	24 ○	馬規第3条、同第1様式		
	馬調査表	25 ○	馬規第19条、同第2様式		二ノ四
	徴発馬匹差出日割表	26 ○ ✓	第74条	二ノ三	
	馬匹徴発書貸付予備馬返還命令書		師団長ヨリ送付シ動員下令ヨリ効力ヲ生ジ下令ト同時ニ開封スルモノトス		
	徴発馬匹配当名簿	27 ○ ✓	第80条		二ノ二
	馬匹名簿	28 ○	馬細第5様式	二ノ一〇	
	徴発馬匹出場連名簿	29 ○	馬細第4様式	二ノ一二	
	貸付予備馬連名簿	30 ○	陸軍予備馬貸付規則		二ノ七
	馬匹徴発告知書	31 ○	第83条馬細第2様式		二ノ一六
自動車徴発ニ 関スルモノ	徴発自動車配当表 取用自動車名簿 自動車徴発書	32 ○	第96条		三ノ三
	保護自動車取用告知書	33 ○			三ノ三
	自動車徴発告知書	34 ○	第104条、自細第28条		三ノ四
人員物件徴発ニ 関スルモノ	特種工具調査表	35 ○	第105条		四ノ六
	運搬具調査表	36 ○			四ノ一〇
	徴発人員物件配当簿	37 ○	第108条		四ノ三
	徴発書		第124条		
	徴発人員物件配当簿	38 ○	第109条		四ノ八
	人員物件徴発告知書	39 ○	第104条		四ノ一
	宿舍配当図	40 ○	第107条(衛戍地ニ於ケル関係市町村ノミ)		
雇備ニ 関スルモノ	雇員、備人資格調査表	40 ○	第132条		四ノ七
	雇備令状		第133条		
	雇備者連名簿	41 ○			四ノ五
	雇備人承諾書	42 ○	第135条		四ノ七
備考	一、〇ヲ附スルハ準備区分ヲ示ス				

29 — 他にも「鎖鑰アル堅固ナル容器」と考えられる木箱が、浅井歴史民俗資料館、徳島県神山町郷土資料館に残っている。

30 — 実際に「久留米師団召集事務徴発雇備事務規程」の第39条において、動員令が下り、召集令状もしくは徴発書を受領した後、召集、徴発の令状もしくは告知書を発送するためにかけられる時間は、町村役場において3時間と決められていた。

の側に付けられた数字と右端の欄外に書き込まれた番号は手書きである。二瀬町役場が保管及び検索のために付与したものと推定できる。理由は、欄外において「宿直業務書」の項目には「宿直箱」とあり、これは保管した場所を指し示しているからである。動員に関する書類は一般に「鎖鑰アル堅固ナル容器」の中で保管することが定められていたことを鑑みれば、欄外の数字はこれに関する整理番号であると見られる。さらなる傍証が富山県砺波郷土資料館に残る「鎖鑰アル堅固ナル容器」と考えられる木箱[29]である。砺波郷土資料館の木箱は、庄下村の兵事関係文書を収納していたが、これには「非常持出」と朱書きされた紙片が貼付されている。これは第16条にある「非常持出」の朱書きを義務づけた項目の記述と合致する。またこの木箱には、敗戦後に、兵事関係文書を持ち帰った元兵事係の出分重信氏が紙片を新たに貼付したようで、そこには「貳の壱号箱」、「貳の貳号箱」と記されている。これは、表6欄外の番号に酷似しており、出分氏が戦前の状態を復元したのだとすれば、欄外の番号が第2類型文書の出納された箱番号を指すと推定できる。

表6に挙げた文書を見れば、大郷村兵事係文書に共通する名称をもつ資料の存在が確認できる。例えば、「動員日誌」、「動員実施業務書」、「派遣者心得書」、「在郷軍人名簿」である。その他にも類似するものとして「馬名簿」、「車両名簿」がある。確かに、大郷村兵事係文書は戦前の記録を完備しているわけではなく、大郷村役場自体も二瀬町役場とは異なる師管区に属していたため、両者の中で、戦時動員に際し準備しなければならない書類が完全には一致するとは考えにくい。しかし、指摘すべき重要な共通点は戦時動員に備えて、速やかに滞りなく対応できるように文書が予め準備されていたということである。大郷村兵事係文書にある多くの用紙のみの文書も、召集及び徴発関連のものが多い。これも戦時動員体制になったときのために素早く召集と徴発の手続きを終了するための措置である[30]。

また、第55条により、郷里にいる在郷軍人を登録する「在郷軍人名簿」の調製が定められる。「在郷軍人名簿」は第56条が述べるように、毎年一度、戸籍簿、犯罪者名簿、そして連隊区司令官保管の兵籍と照校する必要がある、その照校の年月日を記すことが責務となっていた。大郷村兵事係文書内の在郷軍人名簿も、この照校の年月日を記したおぼしき跡が認められる。この処置は、召集の対象となる在郷軍人とその素性を平生から正確に記録しておき、いざ戦時動員体制になり召集令状を出す際に、適切な人材を円滑に選び出すためであった。

動員に関する事務は、警察署に監督されていた。第15条では毎年4月に警察署が町村役場の動員事務を検閲するよう取り決めている。これは他の地域でも、「久留米師団召集事務徴発雇備事務規程」が施行された1944年以前に実施されていたものであり、一定の普遍性が認められる。例えば、1938年7月16日に京都府の警察署が「署管内ノ町村役場ニ於ケル陸海軍召集徴発事務検

関]について報告する文書がある[31]。また、これを見れば警察の監督は戦時動員関係文書の管理方法にも及んでおり、町村役場は第2類型の文書を入念に管理しなければならなかったことが分かる。

このように、「久留米師団召集事務徴発雇備事務規程」内で調製を義務づけられた文書は、在郷軍人の把握、召集令状の配布など実際に戦争が起きた時に必要となる戦時動員に特化した類いのものである。また、第20条から分かるように戦時動員の業務の結果、作成された文書も含まれる。大郷村兵事係文書内には表6に示された文書と同名のもが見られる。このような類似性から、大郷村役場兵事係文書における第2類型の文書は、大郷村役場の属する師管区における「召集事務徴発雇備事務規程」が調製を定め、その上でその管理方法にも指示を加えたものと推定できる。

したがって、大郷村兵事係文書における第2類型の文書の特徴及び管理様式は以下のように推定できる。特徴としては戦時動員のために準備された文書とその業務を遂行した結果、作成された文書であることが挙げられる。管理様式に関しては、他の種の文書と混ぜることなく「鎖鑰アル堅固ナル容器」に保管され、関係者以外には秘密であった。保存年限のある文書もあったが、これも独自のもので、永久と一時に区分された。また、戦争が起きた時の文書は、戦争毎に整理が行われた。なお、一時と区分されたものが具体的にどれほどの期間であるかは不明である。文書の廃棄は、大郷村役場で作成したものは焼却した。上部機関となる師団、連隊区や鎮守府の作成したものは大正15年までは郡役所、以後は警察署に返納された。

以上、大郷村兵事係文書における第1類型及び第2類型について論じてきた。第1類型については、平常時における兵事係の事務分掌すべてに参与する文書が含まれ、その文書も様々な官公署とやりとりしたものであった。戦時動員に直結する文書である第2類型及び兵事団体作成の簿冊から構成される第3類型に該当しない文書は、すべて第1類型であり、第1類型の中でも性質に応じて、「町村役場処務規程」の定める簿冊に区分して編綴された。その一方、第2類型は戦時における「召集及徴発ニ関スル」業務遂行にまつわる記録であり、文書の連絡は徴兵召集事務体制を構成する諸官公署と行われた。記録管理の様式も第1類型とは異なる独自のものであった。

おわりに——大郷村兵事係の記録管理

以上、県庁が町村に下した指示、「町村役場処務規程」、「召集事務徴発雇備事務規程」及び大郷村兵事係文書の比較検討を行ってきた。この考察を経て次の事実が明らかになった。

32 — 加藤聖文「朝鮮総督府文書と個人史料のアーカイブ学的考察」(『国際シンポジウム「日韓近現代歴史資料の共有化に向けて—アーカイブ学からの接近—」報告集』ゆまに書房、2005年)。

33 — これについて、吉田伸之氏と安藤正人氏の間で議論があった。吉田伸之「現状記録の方法について」(『房総史料調査会「紙魚之友」第9号、1990年3月、のち吉田伸之・渡辺尚志編「近世房総地域史研究」東京大学出版会、1993年、に再録)；安藤正人「記録史料調査の理論と方法」(『記録史料学と現代—アーカイブ学の科学をめざして—』吉川弘文館、1998年)を参照。欧米の議論についてはMacneil, Heather, 'Archivalterity: Rethinking Original Order', *Archivaria* 66 (Fall 2008)を参照。

1922年に大郷役場の部署構成が一新し、事務分掌が詳細に規定され、その一環として兵事係が創設された。翌年1923年には記録管理の刷新も遂行され、それ以前の文書もまた1923年の方式によって再整理された。さらに、1923年以降の文書については、大きく分けて3種類の類型を見いだすことができる。すなわち、平常時文書、戦時動員関係文書、兵事団体関係文書であり、それぞれ、記録管理の方式が異なった。

アーカイブ学の基本概念の一つに、原秩序尊重がある。大郷村兵事係文書は、西邑氏の役場からの搬送、自宅での保管、その後の公開に至る長い経過をたどったため、原秩序は一見したところ残っていない。しかし、大郷村兵事係を取り巻く関係法規と残存する文書の関係性を読みとり、その構造を分析することを通じて、大郷村役場における兵事係文書の原秩序を復元することが可能となる。本稿は記録管理の方式を解明することによって、アーキビストが時折直面する「現状から原状へ」[32]という課題を解決する一例を示すことができた。さらに、記録管理方式の変遷に応じ原秩序自体が変化していく[33]が、関連法規と文書を同時に見渡すことで、大郷村役場の場合は1923年時にその大きな画期があったことを証明した。

なお、本稿では、大郷村兵事係文書の記録管理について大きな体系を示すことに重点を置いた。そのため、戦争の激化など時代状況の変化によって、兵事係文書の各類型においてその記録管理方式がどのように影響を受けたかなど、詳細な事実関係について言及することができなかつた。特に昭和期以降においては滋賀県に町村役場の文書管理に関する資料がないこともあり、議論が手薄である。この考察には、他の地域の町村役場に残留する昭和期の文書管理規程を参照する必要があり、また、そのような規程がない場合においても、日本各地に残存する兵事関係文書の比較、そしてそれら資料一点一点の仔細な検討を通じ、資料から帰納的に文書管理の変化を読み取る作業が必要である。これらの問題については今後の課題となろう。

〔謝辞〕

大郷村役場兵事係文書の利用を快諾して下さった西邑仁平氏のご子息である絳氏に感謝する。また、文書の閲覧、撮影の場所であった浅井歴史民俗資料館の職員である富岡有美子、野瀬富久子両氏にもお世話になった。

2010年9月5日、西邑仁平氏がお亡くなりになった。ご冥福を御祈りする。

研究ノート

research note

廃棄すべきか、残すべきか

オーストラリア「ハイナー事件」に学ぶ

To Dispose or Not to Dispose: Lessons from the Heiner Affair in Australia

平野泉 | Izumi Hirano

| 公文書廃棄 | ディスポーザル・スケジュール | アーキビスト |

| 専門職 | アカウンタビリティ |

destruction of public records / disposal schedule / archivist / profession / accountability

2011年4月、公文書等の管理に関する法律が施行となり、日本国内の多くのアーキビストが、法の実施に関わる様々な課題に直面している。今から20年以上前の1990年3月、オーストラリア・クイーンズランド州において、州が運営する青少年施設における虐待を調査した「ハイナー委員会」の記録が廃棄処分となった。州法の規定に従い州アーキビストの許可のもと行われた、この一見適法な廃棄は、廃棄を要請した州内閣がアーキビストに対し情報を秘匿し、政治的圧力を加えた可能性などが問題となり、「ハイナー事件」と呼ばれるようになる。本稿では、英語圏では一定の議論を呼んだこの事件から学ぶべき教訓を引き出すことを目的とし、まず事件の背景、経緯、主たる論点等を紹介する。また議論全体を貫くテーマのひとつであるアーキビストとアカウンタビリティについて若干の考察を加え、アーキビストがアカウンタビリティを果たすには、法整備だけでは不足であることを示したい。

Many public archivists in Japan are now facing challenges with regard to the implementation of the Public Records Management Act that came into force in April 2011. Over 20 years ago, in March 1990, the records of the so-called Heiner Inquiry that was meant to investigate the alleged systematic abuse at a state-run youth detention centre were shredded in Queensland, Australia. The shredding was carried out with the approval of the State Archivist who had the full legal authority and discretion to dispose of any public records of the State.

This seemingly legitimate disposal snowballed into the notorious Heiner Affair when concerns regarding the state cabinet's withholding of relevant information from the archivist arose and it seemed that the cabinet was exerting political pressure on the archivist. The purpose of this research note is to glean lessons from the Affair by examining how it occurred, what went wrong, and how the Australian archivists coped with the situation. The author also discusses the main concerns that were raised, including those regarding archivists' accountability, to demonstrate that more than just an archival legislation is required to ensure that an archivist acts accountably.

「ハイナー事件は、専門職への歴史的な贈り物ではないだろうか」

ケヴィン・リンデバーグ [1]

[注に示したURLは全て2011-12-03最終確認]

1 — はじめに

1990年3月23日、オーストラリア・クィーンズランド州で、州立の青少年拘置施設における収容者虐待に関する調査委員会、通称ハイナー調査委員会(Heiner Inquiry)の記録が細断された。後に「ハイナー事件(Heiner Affair)」と呼ばれることになる事件の始まりである。

政府のずさんな記録管理は日本でも問題となってきたが、外務省沖縄密約事件(1972年)当時は公文書館法もなく、社会保険庁「消えた年金記録」問題(2007年)当時は公文書等の管理に関する法律(以下「公文書管理法」)はなかった。日本ではアーカイブズ制度が不備な状況で事件が起こっているため、事件の詳細を明らかにすることが難しく[2]、法整備後の制度設計を考えるうえでの参照例ともなりにくいように思える[3]。一方ハイナー事件は、州アーキビストのみに州の公的記録(public records)の処分を許可する権限を付与した法のもとで起きており、英語圏では一定の関心を集め、議論を蓄積してきたが、日本ではあまり知られていない[4]。

そこで本稿では、まず事件の背景と経緯、中心的論点を紹介し、事件をめぐる議論の基調をなしてきたアーキビストとアカウントビリティの問題について若干の考察を加えてみようと思う。海外の事例ではあるが、公文書管理法施行後の日本のアーカイブズ状況を考えるうえで何らかの参考になればと考えるからである。

2 — 「ハイナー事件」とは

2-1: 事件の背景と経緯

事件の舞台となったクィーンズランド州(州都ブリスベン)はオーストラリア北東部に位置する州で、元首は英女王、その代理を州総督が務め、議院内閣制(一院制)のもと首相が政治の実権を有している[5]。同州の公的記録は1943年の図書館法(Libraries Act)制定以降、州図書館に移管されており、1959年には図書館内に州アーキビストが配置、1986年に州アーカイブズは図書館の一部門となった[6]。そして1988年の図書館及びアーカイブズ法(Libraries and Archives Act 1988、以下「1988年法」)[7]によりクィーンズランド州アーカイブズ(Queensland State Archives、以下「QSA」)の権能は明確に定義され、「55.(1)何人も、州アーカイ

1 — Lindeberg, Kevin, 'The Good, the Bad, and the Ugly - The Heiner Affair', Presentation on September 13, 2011, at InForum 2011, Darwin, September 11-14, 2011. 発表原稿をLindeberg氏よりメール受信(2011-09-11)。
2 — 同事件をめぐる情報公開訴訟控訴審判決(2011年9月29日)で、東京高等裁判所は国側が密約文書を秘密裏に廃棄した可能性を指摘した。『朝日新聞』2011年9月30日付朝刊第1面、「沖縄密約文書開示取り消し」。

3 — 公文書管理法をめぐる楽観主義への批判として、奥平康弘「陳述書」平成22年(行コ)第183号 文書不開示決定処分取消等控訴事件甲第124号証、2010年12月26日、16頁。

4 — 森本祥子「アーキビストの倫理」、『アーカイブ事典』、大阪大学出版会、2003年、177頁、およびジェームス・カラル、マイケル・モス「俺たちアーキビスト、でも陽気ていられるか?」『電子時代のアーカイブズ学教育——第2回アジア太平洋アーカイブズ学教育国際会議報告集』、岩田書院、2008年、424頁、脚注番号9。

5 — クィーンズランド州ウェブサイト <http://www.qld.gov.au/about/how-government-works/system-of-government/>

6 — QSAウェブ検索システム上の機関記述、「Establishment」の項目。Queensland State Archives Agency ID168, Queensland State Archives. <http://www.archivessearch.qld.gov.au/Search/AgencyDetails.aspx?AgencyId=168#bookmarkDescription>

7 — State of Queensland, *Libraries and Archives Act 1988*. Reprinted as in force on 10 November 1995 (includes amendments up to Act No. 81 of 1994) http://www.legislation.qld.gov.au/LEGISLTN/SUPERSED/L/LibrarisArchA88_01B_.pdf

8 — House of Representatives Standing Committee on Legal and Constitutional Affairs. *Crime in the Community: Victims, Offenders and Fear of Crime*, Canberra: The Parliament of the Commonwealth of Australia, 2004, pp.10-11.

<http://www.aph.gov.au/house/committee/laca/crimeinthecommunity/report.htm>

9 — 同上, p.91.

10 — 同上, p.7.

11 — この間の経緯は Lindeberg, Kevin, 'Where Best Practice Recordkeeping Ends, Corruption Begins: The Heiner Affair', in: Pember, M. and Cowan, R.A. (Eds.). *iRMA Information & Records Management Annual 2009*. St. Helens: Records Management Association of Australia, pp.61-83 による。http://www.heineraffair.info/PDF_Store/iRMA2009-HeinerAffair.pdf

12 — 同上, p.70.

13 — Lindeberg, Kevin, 'The Rule of Law: Model Archival Legislation in the Wake of the Heiner Affair', *Archives and Manuscripts*, vol. 31, no.1, 2003, p.95.

14 — Siyambalapitiya, Shiranthi, 'News Notes: Queensland State Archives', *Archives and Manuscripts*, vol. 28, no.1, 2000, p.137.

15 — Hurley, Chris, 'The Role of the Archives in Protecting the Record From Political Pressure', In: Procter, M., Cook, M. and Williams, C. (Eds.). *Political Pressure and the Archival Record*, Chicago: Society of American Archivists, 2005, p.161.

ブズへの移管以外の方法で公的記録を処分してはならない——(a)ただし次に定める場合を除く——(i)州アーキビストが処分を許可した場合」との規定が置かれたが、州アーキビストは、行政職として主務大臣(事件当時は州首相)、図書館委員会、図書館長の指示に服する地位にあった(51(2)(b))。

法施行の翌年となる1989年11月、州が運営するジョン・オクスリー青少年拘置施設(John Oxley Youth Detention Centre, 以下「JOYC」)で組織的虐待が行われているとの内部告発を受けた労働党の要請により、国民党内閣は調査委員会(委員長:ノエル・ハイナー)を設置して調査を開始した。しかし12月の総選挙で労働党が大勝し政権を奪取、翌90年1月には委員会の設置手続きに瑕疵があり、調査関係者の免責が保証されなくなるという疑いが浮上した[8]。そのため新政権は、調査により虐待の証拠を得たにもかかわらず[9]、2月に同委員会を解散、委員会記録の処分については州公訴事務弁護士(Crown Solicitor)に相談し、1988年法に基づきQSAに移管、または州アーキビストの許可を得て廃棄すべしとの助言を得たのである[10]。

この間、告発を受けたJOYC施設長のピーター・コインが州内閣に対し、調査委員会記録の開示を請求し、非開示なら訴訟も辞さずとの意を伝えていた。州内閣は回答を先延ばしにしつつ、1990年2月23日、州アーキビストのリー・マグレガーに24時間以内の廃棄許可を要請した。しかしその際、記録が名誉毀損に該当しうる情報を含むことは伝えたものの、コインの請求については秘匿した。マグレガーはシニア・アーキビストとともに120本の音声テープを含む記録群を審査して同日中に廃棄を許可し、それを受けて3月5日に廃棄が閣議決定され、同23日、アーカイブズ職員立ち会いのもと記録は細断されたのである。その後5月21日、コインはマグレガーに対し、開示請求中のため記録を廃棄しないよう文書で要請するが、マグレガーは州内閣からコインには直接回答しないよう指示を受け、それに従った[11]。その数日後、省庁内に残存していた記録のコピーまでも秘密裏に処分されていたことが1996年に明らかとなり[12]、政府の隠蔽の意図を推認させる根拠となった。またマグレガーはこの事件について沈黙したまま[13]、1999年まで州アーキビストを勤めて退官した[14]。

2-2: 事件のその後

2-2-1: ハイナー「事件」となった記録廃棄

この廃棄を「事件」にしたのは、コインが所属するクイーンズランド州専門職員組合(Queensland Professional Officers' Association)の職員としてコインを支援したケヴィン・リンデバークであった[15]。この事件で組合を解雇された彼は、コインの市民的権利の否定につながった廃棄の是非を明らかにすべく、ジャーナリストのブルース・グランディの協力を得て情報公開請求、調査委員会設置要求、調

査委員会での証言等の活動を展開し、徐々に事件の真相を掘り起こして行く。2001年には、JOYCで1988年に先住民の少女(当時14歳)に対する集団レイプ事件があったことが報道され^[16]、事件への社会的関心は高まった。

州・連邦レベルでは、まず1993年から公益に係る内部告発に関する上院特別委員会(1994年8月に調査報告書「公共の利益のために(In the Public Interest)」を議会提出)、1994年からは未解決内部告発事件に係る上院特別委員会(1995年8月に調査報告書「公共の利益再検討(The Public Interest Revisited)」を議会提出)が調査を行ったほか、1996年には民間弁護士によるモリス&ハワード調査報告書(非公開)^[17]、1997年にはコノーリー&ライオン調査報告書も議会に提出されている。1997年には連邦上院特権委員会で審議^[18]、2000年代に入り連邦下院の法律・憲法問題常任委員会も調査を行った。同委員会の報告書「コミュニティにおける犯罪:被害者・加害者、そして犯罪の恐怖(Crime in the Community: Victims, Offenders and Fear of Crime)」(2004年)は、州政府が一部関係者を保護し、訴訟を避けるために記録は廃棄されたとし、独立検察官を任命して記録廃棄と収容者虐待の双方につき調査することを州に勧告している^[19]。

2-2-2:QSAをめぐる変化

1990年度内に、公共サービス管理委員会はQSAを図書館とは別組織として総務省に所属させるよう勧告し、同年12月には選挙・行政審査委員会が「既存のアーカイブズ関連法規、およびQSAの行政上の実務と人員・財源とを個別に再検討すること」を要請した^[20]。その結果QSAは総務省の管轄下となり(1991年7月1日-1996年2月26日)^[21]、アーカイブズ関連法制の見直しが進められた^[22]。2002年には公的記録法(Public Records Act 2002、以下「2002年法」)が成立してQSAは図書館から独立し、アーキビストの上位機関は主務大臣および担当省主席行政職員のみとなった⁽²³⁾。記録処分に関しては、1988年法55(1)(a)(i)に該当する、アーキビストの許可なき処分を禁じる規定(13(a))に加え、「アーキビストは、ある特定の公的記録または記録群について、記録を管理する公的機関が処分を申請または処分に同意した場合、その処分を許可することができる」⁽²⁶⁽¹⁾⁾とも定められ、処分の許可はアーキビストの裁量事項であることが明確にされた。さらにこの許可については上記⁽²³⁾が適用除外とされてアーキビストの判断の独立性が確保され⁽²⁷⁽²⁾⁾、専門職の標準および法の趣旨を尊重して判断すべき旨も規定された^{(26(2)(a)(b))}。加えて公的記録審査委員会(Public Records Review Committee)が設置され⁽²⁹⁾、アーキビストによる処分不許可決定を不満とする行政機関からの審査請求に対し⁽³⁹⁾、アーキビストは自らの判断について書面で委員会に説明することを求められ⁽⁴⁰⁾、委員会の決定がアーキビストの決定とみなされることになった⁽⁴¹⁽²⁾⁾^[23]。

ただこうした変化が事件の直接の結果かどうかは不明であり^[24]、州情報

16 — House of Representatives, 前掲注8, p.60やHurley, Chris, 'Recordkeeping, Document Destruction, and the Law (Heiner, Enron and McCabe)'. *Archives and Manuscripts*, vol.30, no.2, 2002, p.18等。

17 — Hurley, Chris, 'Shredding of the "Heiner Affair" records: An Updating Summary', <http://caldeson.com/old-site/RIMOS/summary.html>, 2002, セクション4及び7。

18 — オーストラリア連邦議会上院特権委員会ウェブサイト, 'Further possible false or misleading evidence before select committee on unresolved whistleblower cases, 71st Report', 1996, http://www.aph.gov.au/senate/committee/priv_ctte/completed_inquiries/1996-99/report_71/index.htm

19 — House of Representatives, 前掲注8, pp.90-93.

20 — Bell, Linda, 'News Notes: Queensland State Archives', *Archives and Manuscripts*, vol. 19, no.1, 1991, pp.98-99.

21 — Queensland State Archives Agency ID168, Queensland State Archives 記述, "Portfolio Controlling" の項目。<http://www.archivessearch.qld.gov.au/Search/AgencyDetails.aspx?AgencyId=168#bookmarkDescription>

22 — Acland, Glenda and Taylor, Philip, 'Influence, Persuasion and Accountability: The Qld Review of Archives Legislation', *Archives and Manuscripts*, vol. 21, no.1, 1993, pp.90-101.

23 — State of Queensland, Public Records Act 2002. Reprinted as in force on 2. November 2009. http://www.legislation.qld.gov.au/LEGISLTN/SUPERSED/P/PublicRecA02_01E_091102.pdf

24 — クイーンズランド州のアーキビストであるAcland(前掲注22)も、*Archives and Manuscripts*誌でQSAの近況を伝えるNews Notesの筆者も事件には言及していない。

25 — Bell, Linda, 'News Notes: Queensland State Archives', *Archives and Manuscripts*, vol.19, no.2, 1991, p.276.

26 — この間の経緯はJimerson, Randall, 'Ripples across the Pond: Global Implications of the Heiner Affair', *Archives and Manuscripts*, vol.39, no.1, 2011, pp.20-35に詳しい。

27 — ASA Position Statement on the Heiner Affair, 1997 and 1999, <http://www.gwb.com.au/gwb/news/goss/arch1.htm>

28 — 同上。

29 — ASA and RMAA, 'The Heiner Affair' - A Matter of Professional Concern (22 June 2010)

http://www.archivists.org.au/sitebuilder/advocacy/knowledge/asset/files/12/theheineraffair-amatterofprofessionalconcernversion1_201000626.pdf

公開法(Freedom of Information Act 1992)[25]施行にからみ、州が保有する情報に関する制度設計の一環としてアーカイブズ関連法制が見直されたとも考えられる。

2-3:アーキビスト専門職団体の反応: ASAの3つの声明

アーカイブズ専門職団体であるASAの対応は、倫理綱領採択(1993年)、記録管理の国家標準AS4390制定(1996年)後の1997年とかなり遅れた。世界各国のアーキビストに事件の重要性を訴えたリンデバークの努力にテリー・クックらが応じ、ASAのリストサーブ上でも事件が論じられるという状況になって初めて、ASAは重い腰を上げたのである[26]。

ASAが1997年6月に発した声明「ハイナー事件 — 公式声明('Heiner Affair' - A Public Statement)」[27](以下「1997年声明」)は、公的アカウントビリティにおける記録の重要性を訴えたうえで、「アーキビストは記録の歴史的価値のみを判断すればよい」との州政府官僚の見解を非難し、アーキビスト職の独立性を確保する立法措置を要請したが、州アーキビストの廃棄判断については沈黙を保った。1999年3月には新たな声明「ハイナー事件に対する意見表明(Position Statement on the Heiner Affair)」[28](以下「1999年声明」)で、臨時的廃棄要請に応じた州アーキビストの判断が専門職としての国際標準やベスト・プラクティスには合致しないとの評価を初めて示し、アカウントビリティのエージェントたるアーキビスト職の独立性を担保する立法を求めるとともに、政府機関のアーキビストに対して臨時的廃棄要請への抵抗を呼びかけており、1997年声明よりは踏み込んだ内容となった。2010年6月には、オーストラリア記録管理協会(RMAA)等との共同声明という形で公表した「ハイナー事件 — 専門職にとっての懸案事項(The 'Heiner Affair' - A Matter of Professional Concern)」[29](以下「2010年声明」)で、透明で説明責任を果たし専門的なレコードキーピングの重要性を主張し、アカウントビリティ連鎖の一部をなすアーキビストの役割を損なうような政府の見解・態度を非難するとともに、アーキビストを行政の統制を受けない議会直属機関とすることを要請し、事件の徹底的究明を訴えた。

3 — 提示された主たる論点

この事件をめぐって提示された主な論点は、次の通りである。

①アーキビストの地位はどうあるべきか?

1988年法が州アーキビストの許可なき記録処分を禁じているにもかかわらず事件が起きたのは、アーキビストが上位機関たる州首相とその内閣からの政治的

圧力に屈したからだとの疑いは、今も払拭されていない。2-2-2で述べた通り、QSAは事件後間もなく総務省の管轄下に移され、2002年には新しい法律ができ、アーキビストの地位の独立性も高まった。しかし新法のもとでも、州アーキビストが行政機関の一部として人事・予算などの面で上位機関に従属する点は変わらず、アーカイブズ専門職にとっては不満が残るものだったようだ。だからこそASAは2010年声明において、「行政機関から独立し議会への報告義務のみを有する機関へ」と要請し、行政のチェック機関として高い独立性を認められている会計監査官、オンブズマンなど同様の地位を求めることになったのである。

②アーキビストは記録の何を評価するのか？

1995年の州上院による調査報告により、州犯罪・法務委員会のマイケル・バーンズが〔1〕州アーキビストの役割は記録の歴史的価値を判断することであり、〔2〕州アーキビストはその権限を行使するにあたり、例えば訴訟提起の可能性に備えた記録保全などの市民の利益を考慮する必要はない〔30〕、という内容の発言をしていたことが明らかになった。評価選別基準の精緻化に努めつつ〔31〕、より社会に対し積極的な役割を果たそうとしていたアーキビストたちにとって、「歴史的価値だけ見ていればいい」という発言は見過ぎしがたいものがあっただろう。ASAも最初の1997年声明から、アーキビストは評価選別にあたり市民の権利義務を含めた多様な価値を考慮すべきことを主張している。

③アーキビストは法律をどこまで知る必要があるのか？

クイーンズランド州刑法129条は「書籍、文書その他のあらゆる物品について、それが司法手続きにおいて証拠請求されている、あるいはされる可能性があることを知りながら、証拠として用いられることを避ける意思をもって故意にそれを破壊、判読不能または解読不能とした者は、軽罪として3年の懲役に処す」〔32〕と定めている。ハイナー事件における記録廃棄の適法性をめぐっても、コインによる訴訟提起の可能性を知りつつ廃棄した州内閣の行為が本条の適用を受けるかが論点となった。州政府は一貫して、129条は司法手続きがすでに開始している=訴訟が係属中(pending)の場合のみに適用され、訴訟提起の「可能性」を認知しているだけでは違法性はないという立場をとってきたが〔33〕、マッケイブ事件(2002年)〔34〕、エンズビー事件(2004年)〔35〕等において、訴訟提起の可能性の段階で記録を損壊した訴訟当事者が有罪となり、州の主張の根拠は揺らぐこととなった。

アーキビストが記録関連の法律や判例の変遷を熟知したうえで廃棄判断を下すのは難しいが、のちに違法とされるような廃棄も避けねばならない。そのため本件のような臨時的記録廃棄請求にあたっては、請求者がアーキビストに提供した情報が真実で正確なものであり、記録が訴訟で用いられる、あるいは情報公開請

30 — House of Representatives, 前掲注8, pp.36-37.

31 — Abrahamffy, Steve, et al., 'Disposal in the Australian Archives - New Challenges and New Directions', *Archives and Manuscripts*, vol. 18, no.2, 1990, pp.203-212.

32 — クイーンズランド州刑法Criminal Code Act 1899. http://www.austlii.edu.au/au/legis/qld/consol_act/cc189994/index.html#s129

33 — Hurley, Chris, 'Records and the Public Interest: Shredding of the "Heiner" Documents: An Appreciation', <http://caldeson.com/old-site/RIMOS/heiner.html>, 1996.

34 — Hurley, 前掲注16, pp.7-8.

35 — House of Representatives, 前掲注8, pp.31-34.

- 36 — Hurley, Chris, 'Records and the Public Interest: The "Heiner Affair" in Queensland, Australia', In: Cox, R.J. and Wallace, D.A. (Eds.), *Archives and the Public Good: Accountability and Records in Modern Society*, Westport: Quorum Books, 2002, pp.305-306.
- 37 — Hurley, 前掲注16, p.21.
- 38 — クイーンズランド州での制定は1997年。Queensland State Archives, 'General Retention and Disposal Schedule for Administrative Records', QDAN249 v.6, 2011, <http://www.archives.qld.gov.au/downloads/GeneralDisposalSchedule.pdf>, p.5.
- 39 — 同上, p.3.
- 40 — Hurley, 前掲注16, pp.8-10.
- 41 — Lindeberg, 前掲注11, p.71.
- 42 — Lindeberg, 前掲注11, p.73.
- 43 — Hurley, 前掲注15, pp.161-171.
- 44 — McCarthy, Gavan, 'Records Disposal in the Modern Environment', *Archives and Manuscripts*, vol.18, no.1, 1990, p.43.
- 45 — Hurley, Chris, and McKemish, Sue, 'First Write Your Disposal Schedule...', *Archives and Manuscripts*, vol.18, no.2, 1990, p.197.
- 46 — McCarthy, 前掲注44, p.40.

求中であると仮定する理由はないことを証する文書を提出させること[36]、情報公開請求により廃棄決定を自動的に無効とする規定を法律に盛り込むこと[37]などが提案・実施された。また事件当時のクイーンズランド州には、行政の記録全体につき、その最終的処分時期と方法を定めたディスポーザル・スケジュール(disposal schedule)は存在しなかったが[38]、現行のスケジュールには、記録が「訴訟手続き(手続き開始の合理的可能性がある場合も含む)に必要とされている、またはされるかもしれない」場合には保存年限を延長すべしとの規定が盛り込まれている[39]。

④ 廃棄判断は「正しかった」のか?

州政府はこの廃棄について、州アーキビストの許可を得たこと、開示請求や訴訟提起の有無といった事実はアーキビストの判断とは無関係であること、さらに廃棄時に訴訟は「係属中」でなく州刑法129条に抵触しないことから適法であると主張してきた[40]。しかしアーキビストなら誰でも、廃棄は「適法かも知れないが、正しかったか?」と問いたくなるだろう。ASAの1999年声明も、臨時的な廃棄許可要請に応じて短時間で廃棄を決めたことや、名誉毀損の可能性については認識していたことなどから廃棄判断に否定的見解を示した。また廃棄許可を求める内閣発の文書には、ハイナー委員会記録は内閣文書ではないと明記されていたにもかかわらず、当の内閣が廃棄を要請することに疑問を抱かなかったこと[41]、コインから廃棄をしないよう要請を受けた時点で過ちを正さなかったこと[42]なども否定的評価の根拠とされた。ただし、事件について積極的に発言してきたクリス・ハーリーは、州アーキビストを批判する立場から転じ、事件発生の時点で州アーキビストの行動指針たうる基準が存在しなかったことこそが問題だと主張するようになる。そして倫理綱領、ガイドライン、実務の国際標準、ベストプラクティス等の確立を通して、アーキビストは自らの判断・行動の評価を可能とする基準を持つべき、と強く訴えるに至った[43]。

4 — アーカイブズ、アーキビストとアカウンタビリティ

4-1: ディスポーザルとアカウンタビリティをめぐる議論

さて、今こそアーカイブズ先進国の感があるオーストラリアであるが、政府アーカイブズの法的位置付けが明確になったのは80年代のことだと言う[44]。事件の舞台であるQSAが法律上独立した権限を有することになったのも1988年法の制定を待ってのことであった。そうした全国・地方レベルでの法整備に伴い、各地でディスポーザル・スケジュールが導入されたが、その作成・実施は行政が、そして行政職員への研修や助言をアーカイブズが行うのが一般的だったようだ[45]。またスケジュール導入後も実務上うまく進まないケースも多かったほか[46]、事件

当時のクイーンズランド州を含め、州行政全体のスケジュールが未導入の州もあった[47]。また90年代初頭の段階では、ディスポーザル・スケジュールはその名の通り保存を要しない大量の記録の処分を容易にするための仕組みであり、スケジュール外の臨時的対応も織り込んだうえで、それをできる限りシステム化することが目指されていた。巨大・複雑化する行政が生み出す記録を迅速かつ柔軟に処分することが必要であり、かつ全てを明文化することは不可能との現実的認識がその根底にあった[48]。

一方「アカウントビリティ」は、1982年の連邦情報公開法制定前後は、開かれた政府の果たすべき公的なアカウントビリティという文脈で用いられ、80年代後半からはより狭義の、実績評価と監査を通じた組織内のアカウントビリティへ焦点が移って行ったと言う[49]。しかし1989年11月、カナダのテリー・イーストウッドがホバートで講演し、伝統的なアーカイブズの3つのイメージ——歴史・行政・法律のそれぞれの「武器庫」——を統合し、「民主的アカウントビリティと連続性の武器庫としてのアーカイブズ」[50]を提唱した頃に、オーストラリア・アーカイブズ界の軸足は、より幅広く社会全体に対して負うアカウントビリティへ再びシフトして行く。その背景には、80-90年代に政府の不正が相次いで発覚し、そうした事件に関する調査委員会が設置されても、記録の不備や不適切な廃棄により真相を究明できないというケースがあったことが挙げられる[51]。ハイナー事件もそうした一連の事件の一つであった。そうした流れを受けて1993年にArchives and Manuscripts誌が組んだアカウントビリティ特集では、「民主的アカウントビリティ」への共感が広く共有され、ディスポーザル・スケジュールは適正手続きを経ずして政府の記録を廃棄させないために不可欠な「アカウントビリティの道具」として明確に位置づけられることになる[52]。

4-2: アカウントビリティ: 誰に? 誰が? どのように?

4-2-1: 分析の枠組

そもそも現代の複雑な組織においては、誰が誰にどうアカウントブルなのかと問われても明快には答えられない場合が多い[53]。ディスポーザル・スケジュールがアカウントビリティの道具だとは言いが、それが誰に対し、いかなる形で果たされるべきアカウントビリティを意味しているのかは、オーストラリアでもそれほど明確になってはいない。

この点につき、社会学者であるアルバート・マイヤーが、アーキビスト向けにいくつかの概念や枠組を提示している[54]。マイヤーによれば、アカウントビリティにはそれを果たすための手続き(=プロセス)と場(=フォーラム)が不可欠で、これらが存在することにより生み出される「期待」が、行為者の判断や行動に影響を与えるという。またアカウントビリティにはそれを①果たさせるための情報収集、②情報に基づき、一定の基準に従って評価を下すための討議、③評価に基づく制裁、の

47 — ASA1997年声明、前掲注27, "The Decision by the Queensland State Archives to Approve the Destruction of the Heiner Documents"の項(セクション番号なし)。

48 — Hurley and McKemish, 前掲注44, pp.191-201.

49 — Iacovino, Livia, 'Reflections on Eastwood's Concept of Democratic Accountability and Continuity', *Archives and Manuscripts*, vol.21, no.1, 1993, p.31.

50 — Eastwood, Terry, 'Reflections of the Development of Archives in Canada and Australia', In: McKemish, Sue and Upward, Frank, (Eds.), *Archival Documents: Providing Accountability through Recordkeeping*, Melbourne: Ancora Press, Monash University, 1993, p.36.

51 — Iacovino, 前掲注49, p.34や、Farrugia, Charlie, 'Printed Media Perspectives on Recordkeeping', *Archives and Manuscripts*, vol.21, no.1, 1993, pp.78-89等。

52 — Iacovino, 前掲注49, p.35.

53 — Bovens, Mark, *The Quest for Responsibility: Accountability and Citizenship in Complex Organizations*. Cambridge: Cambridge University Press, 1998, pp.45-50.

54 — Meijer, Albert, 'Anticipating Accountability Processes', *Archives and Manuscripts*, vol. 28 no. 1, 2000, pp.52-63.

55 — 同上、p.54.

56 — Romzek, Barbara S. and Dubnick, Melvin J., 'Accountability in the Public Sector: Lessons from the Challenger Tragedy', *Public Administration Review*, 47(3), 1987, pp.228-230. 筆者はEBSCOhost, <http://web.ebscohost.com/ehost/pdfviewer/pdfviewer?sid=7cffc736-3f6f-4c24-af59-a68fa3680a51%40sessionmgr12&vid=4&hid=21> よりダウンロード。ただし <http://www.hapinternational.org/pool/files/accountability-in-the-public-sector.pdf> からダウンロード可能である。

57 — 同上、p. 230.

3段階があり、アーカイブズは①の情報収集段階に重要な役割を負うとし、さらにバーバラ・ロムゼクラが用いたアカウントビリティ・システムにも言及している[55]。このロムゼクラの研究は、チャレンジャー号墜落(1986年)とアメリカ航空宇宙局(NASA)組織内部のアカウントビリティの問題を検討したものだが、以下の4つの類型を分析に用いている。

- [A] 官僚的アカウントビリティ・システム(B以下は「...的～」と略):
上下関係により実現され、標準化された手続き・明確な規範・上位者による統制と監視により機能するシステム。
- [B] 法的～: 組織外の統制者との法的・契約上の関係から生じるシステム。
- [C] 専門的～: 組織の上下関係から独立した、専門職への尊敬を根拠とするシステム。
- [D] 政治的～: 組織外の支持基盤・利害関係者等への応答性を根拠とするシステム[56]。

これらのシステムは(i)組織の業務、(ii)経営戦略、(iii)組織外の制度的文脈の3要因と関連しており、このうち(iii)については状況に応じ4つのシステムを柔軟に用いることができるが、(i)および(ii)に関しては業務の性質、経営者の性格などによりある程度規定されてしまうとロムゼクラは述べている[57]。

4-2-2:ハイナー事件におけるアカウントビリティ

では、こうした類型等をハイナー事件に当てはめるとどうなるだろうか。事件当時と、2002年法施行後に分けて検討してみることしたい。

①事件当時

まずハイナー調査委員会は州機関たるJOYCにとってのアカウントビリティ・プロセスでありフォーラムたるべきものだったが、情報収集段階で解体され情報も処分されてしまったため、その後虐待の事実等が明らかになっても、その責任を追及することは困難となった。州アーキビストは、記録処分に関し上位機関の監督下で一定の権限と裁量を与えられた行政職および専門職として、この廃棄に関し少なくとも官僚的・専門的アカウントビリティは問われうる立場にあった。まず官僚的アカウントビリティに関するプロセスおよびフォーラムは、内閣、そしてその統制を直接に受ける図書館委員会にあった。しかし内閣は廃棄を要請するとともにその事実を隠蔽しようと腐心していたため、アーキビストが内閣にアカウントすることは無意味だった。内閣は州アーキビストが調査委員会等で証言することも認めなかったため、政治的アカウントビリティも果たし得なかった。また廃棄判断の是非を評価する基準も、専門職の実務標準や倫理綱領もなく、専門的アカウントビリティを問うことも難しかった。州刑法129条に関連して自ら過ちを認め、内閣が情報を秘匿したことを内部告発することで法的アカウントビリティを果たす道はあったが、かなりの覚悟を要する行

動だったはずである。そう考えると事件当時のQSAでは、マイヤーの示したプロセスやフォーラムも、ロムゼクラのシステムもいずれも機能していなかったと言えそうだ。

② 2002年法施行後

2002年法のもとでは、廃棄に関し上位機関に対する独立が担保され、第三者機関としての公の記録審査委員会設置により、アカウントビリティ・プロセスおよびフォーラムが制度化された[58]。廃棄に際しては実務標準や法目的を尊重すべしとの規定も盛り込まれ、判断の是非を評価する一定の指針が示された。また州政府全体のディスプレイ・スケジュールの作成、ASA倫理綱領、記録管理標準AS4390等が出揃い、官僚的・専門的アカウントビリティ・システムは事件当時よりも整ったと言えよう。しかし依然としてアーカイブズの予算・人事権は上位機関が掌握しており、アーキビストは官僚的アカウントビリティの連鎖の一部でしかない。だが行政に対する監査役としての役割[59]——専門職として恥じない仕事をするための専門的アカウントビリティ、また広く市民の期待に応えるための政治的アカウントビリティ——を果たすためには、アーキビストは行政の外部から行政にアカウントビリティを果たさせる機関となる必要がある。だからこそ議会が任免権を有し議会のみに報告義務を負う機関になることが要請されるのであり[60]、そうやって初めてアーキビストには、民主的に選出された議会を通して、間接的にはあれ市民(少なくとも有権者)にアカウントする道が開かれることになるのは確かである。

ただしアーカイブズおよびアーキビストが、どこまで政治的アカウントビリティ・システムを重視すべきなのかは難しい問題だ。確かにハイナー事件は、アーキビストが業務遂行にあたり官僚的アカウントビリティ・システムに取り込まれることの危険性を浮き彫りにしたと言えよう。しかし自由で民主的な社会であっても、社会の「いま」の期待に応えることがアーカイブズにとってつねに積極的な価値を持つとは限らない。現代を生きる人々の要請は、100年後の人々の要請とは異なるかもしれないからである。アカウントビリティは、それが時に「透明性」や「応答性」と併用(時に混同)されることから明らかな通り、そう長い時間的経過を見すえた概念ではないのではないだろうか[61]。

ロムゼクラは、専門家集団として専門的アカウントビリティを中心に機能してきたNASAが、組織効率のため官僚的アカウントビリティへ、社会的支持を得るため政治的アカウントビリティへの依存を強めたことを事故の制度的要因とし、NASAは組織の本性にふさわしく専門的アカウントビリティに回帰すべきだと主張している[62]。

現代のいかなる組織においても、組織内の個人は複数のアカウントビリティ・フォーラムからの要請がからみあう中で行動せざるを得ない。しかし専門職としてのアーキビストは、組織の内外に専門的アカウントビリティ・システムを確立しておくべきだということを、ハイナー事件と、それをめぐるオーストラリアの議論は教えてく

58 — 委員会は3省庁大臣任命(各1名)、州裁判所長官任命(1名)、有識者5名で構成。

59 — Acland, Glenda, 'Archivist-Keeper, undertaker or auditor', *Archives and Manuscripts*, vol.19, no.1, 1991, pp.9-14.

60 — Lindeberg, 前掲注13, pp.99-100.

61 — この点についてはBoles, Frank, 'But a Thin Veil of Paper', 64th Presidential Address of the Society of American Archivists, delivered August 14, 2009, Austin Hilton, Austin, Texas., p.3. <http://www.archivists.org/governance/presidential/Boles-PresidentialAddress-Aug2009.pdf>

62 — Romzek and Dubnick, 前掲注56, pp.234-236.

63 — 浅古弘解説・訳「国際文書館評議会法律問題委員会最終報告書：記録史料および現用記録に関する立法の諸原則」、『比較法学』36巻2号、194頁、「評価と廃棄」の項にも「記録史料法は、政府の記録を作成したすべての政府の機関に国立公文書館の同意なしに政府の記録を廃棄しないように明白に義務づけるべきである」とある。

64 — Picot, Anne, 'Review Article: Ethical Meltdown: Accountability and the Australian Recordkeeping Profession', *Archives and Manuscripts*, vol.28, no.2, 2000, p.130, あるいは Hurley, 前掲注33, セクション8.6等。

65 — 例えば、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(全史料協)近畿部会編『時を貫く記録の保存—日本の公文書館と公文書管理法—』、岩田書院、2011年、93頁。

れているように思う。

4-2-3:日本の現状について

日本の現状を見てみると、アーキビストの①行政機関からの独立性が確保されていないこと、②現用記録に対する関与の度合いが低いこと、③国内実務標準や倫理綱領が存在しないこと、などの点で事件当時のQSAが置かれた状況と類似していることに気づく。廃棄に係る権限が明確にアーキビストに付与されている法制下でも、内閣の意図通り大切な記録が廃棄されたという事件の経緯に重ね合わせると、行政の長たる内閣総理大臣に廃棄同意権限を与えた公文書管理法第8条の規定はアーキビストにとって理想形とは言えないだろう[63]。起こり得る不正な廃棄に備えるためにも、「現在及び将来の国民に説明する責務」を謳った同法第1条の趣旨を生かすためにも、アーキビストが現用記録も含めた記録全体に独立した権限を行使しうる制度を、記録管理をめぐる法体系の内部に位置づけること、また専門職として実務標準や倫理綱領を整備していくことが、これまでも増して重要な課題となるだろう。

5 — 終わりに

本稿では、1990年代にオーストラリアで起きた記録廃棄事件、「ハイナー事件」がたどった経緯を概観し、事件に関連した議論を管見の限りにおいて紹介した。またアーキビストとアカウントビリティの問題について筆者なりに検討を試み、アーキビストがアカウントビリティの担い手となるためには、明確に定義された権限と地位の独立を確保するとともに、専門的アカウントビリティを確実に果たしていく必要があることを再確認した。

事件後にアーキビストの独立性を高めた新法ができて、彼の地のアーキビストたちは、さらに高い独立性、さらに高い実務水準を求めて努力を重ねてきた。その背景には、法律や規則では不正な廃棄をなくすことはできず、同様の事件はいつでも起こりうるという認識がある[64]。だからこそ彼らは、各種標準やスケジュールの整備により不正を検出し説明可能とする仕組みを精緻化するとともに、アーキビストが行政から独立してアカウントビリティを引き受ける方向を目指すのだろう。公文書管理法制定という一歩を踏み出した日本では、法の内実をいかに充実させていくかが議論されている[65]。そうした議論のなかで、ハイナー事件の負の経験、事件をめぐってなされた反省や議論が「専門職への贈り物」として生かされることを、事件の真相究明の立役者であるリンデバークは期待している。その期待に少しでも応えるべく、事件の動向や関連する論考に今後も注目していきたい。

書評

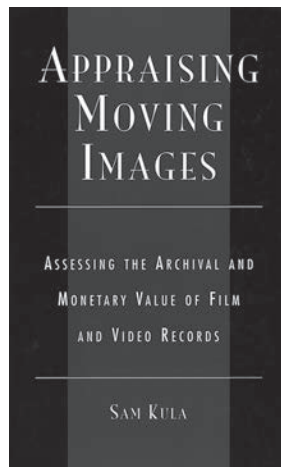
review

1

[書評 | review]

Sam Kula, *Appraising Moving Images: Assessing the Archival and Monetary Value of Film and Video Records*

兎玉優子 | Yuko Kodama



Sam Kula, *Appraising Moving Images: Assessing the Archival and Monetary Value of Film and Video Records*
Scarecrow Press, 2003, 155p, \$49.50

ギリスが「これほど記録され集められる時代も、またこれほど記憶することを強いられた時代もかつてなかった」[1]と述べるように、記録と記憶が注目を集める時代である。19世紀後期から相次いで誕生した録音、映画、ビデオ録画などの視聴覚メディアは急速な発展を遂げ、今では誰もが比較的簡単に安価に、“動いて話す”視聴覚ドキュメント[2]を作成することが可能になった。膨大に生み出され続ける視聴覚ドキュメントといかに向き合い、残すものと除外するものをどのように評価選別するかは、それらを専門に収集、保存する視聴覚アーカイブだけでなく、コンベンショナルなアーカイブズにおいても大きな課題である。本書は2003年に発行されたもので、著者のサム・クーラ氏もすでに故人となったが、学習院大学アーカイブズ学専攻で「視聴覚アーカイブ論」(アーカイブズ・マネジメント論研究III)の講義を担当させていただいたのを機に、ぜひ紹介したい。

本書のタイトルを仮に訳すとしたら、『動的映像を評価[選別]する——フィルムおよびビデオ記録のアーカイバルな価値と金銭的価値の評価[選別]]』とでもなるか。動的映像、すなわち映画とビデオ録画(その中でテレビ番組が大きな位置を占める)の、アーカイブズ(資料)として保存する価値があるかどうかの評価選別と、金銭的な価値の評価について論じたものである。実は、このタイトルを訳すだけでかなりの苦悶を強いられた。本書の内容は動的映像アーカイブとコンベンショナルなアーカイブズという二つの世界にまたがる上、アーカイバルな評価選別と、金銭的価値の評価という二つのテーマを取り上げている。“Appraisal”という語は、アーカイブズ学の分野においては「評価選別」だが、美術品や税制上の金銭的評価では選別を伴わないから、「評価」であろう。そこで本稿で両方合わせて指す場合

は、少々見苦しいが、「評価[選別]]」と表記することにする。また、「動的映像」は一般的な日本語ではないが、静止画ではない動く映像であることを明確にするため、あえて「動的」をつけることにする。

著者のサム・クーラ氏(Sam Kula)は1932年カナダのモントリオール生まれ。カナダ国立公文書館の手稿部門(Manuscript Division)で3年間勤務後、渡英して図書館学を専攻。そのまま英国にとどまり、ナショナルフィルムアーカイブでフィルムアーキビストとなった。その後、米国映画協会のアーキビストを経て、1973年からはカナダ国立公文書館に新設された国立フィルム・テレビアーカイブの初代所長として、カナダの視聴覚遺産保存の礎を築いた。彼の活動は国内にとどまらず、視聴覚アーカイブのなかった国々がアーカイブ施設を開設するのを支援し、国際フィルムアーカイブ連盟(FIAF)、国際テレビアーカイブ連盟(FIAT)の理事、動的映像アーキビスト協会(AMIA)の会長も務めた。退職後もコンサルタントとして視聴覚アーカイブ活動に貢献していたが、惜しくも一昨年(2010年)9月に逝去された[3]。

雑誌論文が多い彼の著作の中で、2冊だけ図書として刊行されたのが、ユネスコのRecords and Archives Management Programme (RAMP)の一環で1983年に発行された*The Archival Appraisal of Moving Images: A RAMP Study with Guidelines* [4](以下、RAMP Studyと表記する)と本書である。そして本書は実質的に、RAMP Studyを増補したものである。本書にRAMP Studyとの関連は明記されていないが、構成がほぼ同じで、RAMP Studyと全く同じ文章が随所に現れるのだ。もちろん2003年の現状に合わせて加筆修正はされているが、RAMP Studyを下敷きになっていることは明らかである。

本書の内容を見ていく前に、RAMP Studyの時代背景を考えてみよう。本書でクーラ氏が数回繰り返し書いているように、種々の視聴覚メディアが開発され、普及しても、なかなかコンベンショナルなアーカイブズにおける議論の対象になることはなく「無視されるか回避され」、一方、視聴覚アーカイブではアーカイブズ学の知識を持つアーキビストがほとんどいなかった[5]。1980年代初期は、ようやく国際アーカイブズ評議会(ICA)で視聴覚メディアへの取り組みが本格化する時期に当たる。ICAに視聴覚記録ワーキンググループが設置され、クーラ氏が初代委員長を務めた。また、1980年にはユネスコ総会で「動的映像の保護及び保存に関する勧告」[6]が採択され、国際社会でも映画、テレビ番組などの動的映像保存の必要性がようやく明確に認識されるようになっていた。視聴覚アーカイブとコンベンショナルなアーカイブズの接点が非常に少なかった時代に、両方のバックグラウンドを持つクーラ氏が重用されたであろうことは、想像に難くない。RAMPはユネスコによる長期的な記録・アーカイブズ管理プログラムで

あるが、その一連の刊行物の一つとして発行されたクーラ氏の著作は、それまで文献の空白地帯だった動的映像の評価選別の分野を埋めるものとなった。

RAMP Studyと本書の構成を比較すると、以下のとおりである。まず、表1で示すように、両者の構成は非常に似ている。目立った違いは、RAMP Study第5章「動的映像の記録管理と評価選別」が本書ではなくなり、逆に本書では第6章「金銭的評価」が加わっていることである。前者はごく短い章で、例としてチェコスロバキアのシステムを紹介していたのが、社会主義体制下で成立していたそのシステムも崩壊したため、本書では第2章で、かつて存在した、国産映画全作品のライフサイクルを管理していた理想的システムとして触れられている。後者については後述する。

もう一つの違いは、RAMP Studyでは第7章「まとめとガイドライン」となっていたのが、本書では「ガイドライン」の語がなくなっていることである。元々、ユネスコのRAMPプログラムは加盟国、特に発展途上国に対する支援の性格があり、動的映像の評価選別の分野でもそ

表1 — クーラ氏の2つの著書の構成の比較

<i>The Archival Appraisal of Moving Images</i> (RAMP Study), 1983	<i>Appraising Moving Images</i> , 2003
序章	序章
第1章 動的映像アーカイブの歴史と団体	第1章 動的映像アーカイブの歴史
第2章 アーカイブズ学的な基準と理論	第2章 評価選別理論
第3章 アーカイバルな動的映像の類型	第3章 動的映像の形態と機能
第4章 評価選別の方針と実務	第4章 評価選別の方針と実務
第5章 動的映像の記録管理と評価選別	第5章 関連ドキュメント
第6章 関連ドキュメント	第6章 金銭的評価
第7章 まとめとガイドライン	まとめ
参考文献	参考文献
	索引

れまでになかったガイドラインを提示し、手近に参照しやすくすることが、大きな目的だったと推測される。一方、本書では、クーラ氏自身がまとめて「私が試みたのは、動的映像の評価に有用と思われるガイドラインをいくつか並べることである」[7]と述べているように、彼自身が新たにガイドラインを提示するよりも、動的映像の評価[選別]の分野を概観し、すでに存在する諸々のガイドラインへと導く案内書を意図したのではないだろう。

では、本書の各章を順に見ていこう。第1章は映画の発明直後の1898年に映画保存の意義を指摘したマトシェウスキーから始まって、フィルムアーカイブ、テレビアーカイブ、それらの国際団体である国際フィルムアーカイブ連盟(FIAF)、国際テレビアーカイブ連盟(FIAT)などの小史となっている。評価選別という観点から語られる部分もあるが、動的映像アーカイブの歴史を知りたい人にも十分に役立つだろう。

第2章では、コンベンショナルなアーカイブズで確立されてきた評価選別の理論を紹介しながら、その動的映像への適用を論考している。例えば、ジェンキンソン(Hilary Jenkinson)、シェレンバーグ(T.R. Schellenberg)、クック(Terry Cook)、ハム(Gerald Ham)、デュランティ(Luciana Duranti)らの理論が挙げられているが、クーラ氏はこれらの理論から動的映像への目配りが欠落していることを批判している。そして彼は、これらの理論の中で動的映像にも適用できるものがあることと、それ以外にも動的映像に独自の判断基準があることを指摘していく。アーキビストが選別すべきかどうかというジェンキンソンとシェレンバーグの対立は、フィルムアーカイブの世界で起こったラングロワ(Henri Langlois)とリンドgren(Ernest Lindgren)の対立と相通ずるところがあり、興味深い。ジェンキンソンらの理論を解説したのは、動的映像アーキビストにもアーカイブズ学の理論に触れ

させることを意図していると思われるが、限られた紙面のため簡単な解説にとどまる。読者は本書を読み進める前に各論文に目を通せば、章の後半の理解がより深まるだろう。

第3章はごく短い章で、動的映像におけるプロビナンスの考え方(シリーズとしてのまとまりや、関連ドキュメントとの一体性)、形態(フィクションとノンフィクション、実写とアニメーション等)や機能(プロバガンダの一環で作られたものや、科学研究の記録等)について述べられている。この章に限らないが、動的映像の評価選別を考えるには、映画やテレビ番組の個々の作品の知識は必ずしも必要ではないけれども、映画やテレビ番組がどのように制作されるか(撮影から視聴までの仕組み、特にオリジナルネガから上映用プリントまでのフィルムの代(generation))、その過程でどのようなドキュメントが生み出されるか(完成版だけでなく、予告編や使われなかった部分、そして第5章で詳しく論じるシナリオ、契約書等の関連ドキュメント)の基礎知識は必要である。

第4章では、現在の動的映像評価選別の考え方に大きな影響を与えている前述のユネスコ勧告と、国際テレビアーカイブ連盟(FIAT)のテレビ番組保存基準 *Recommended Standards and Procedures of Selection and Preservation of Television Programme Material* を解説した後、米国、オーストラリア、ロシア、アルゼンチンなど、類型となるいくつかの国の動的映像の選定基準や収集基準を紹介している。ここではFIATの基準に注目したい。未来の人が何を必要とするかは予測不可能だから、全て残すことが理想的という考え方がある。しかし、「一つの放送局が一年間に5,000時間以上の番組を生み出すことも珍しくない」[8] テレビアーカイブにおいては、選ぶことは避けられない問題だった。そのために作られたFIATの基準であるが、放送局のアーカイブのための判断基準だけでなく、非営利のテ

レビアーカイブ(主に放送局の外にある収集アーカイブ)のための判断基準も併記している。

第5章で取り上げる関連ドキュメントには、映画やテレビ番組の制作過程で生み出されるプロダクションファイル(契約書や書簡、撮影記録等)、シナリオ、デザイン画、アニメーションの素材等と、それらがいかに視聴されたかに関連する予告編、ポスター、広報資料、新聞・雑誌記事等の両方が含まれる。RAMP Studyの時代にはなかったDVDの特典映像や、デジタルファイルとその関連ソフトウェアについても新たに言及されている。関連ドキュメントのうち、写真やシナリオ、ポスター等はオークションで取り引きされる対象でもあり、次の第6章でも詳しく論じられる。

第6章は、動的映像の金銭的評価について、本書で新たに書き加えられた章である。その背景には、米国やカナダで民間所在の文化財の共有化を推進するため、文化財をアーカイブズや博物館などの文化保存施設に寄贈した者に対する税制優遇策が始まったことがある。税額の決定のためには文化財がどれぐらいの金銭価値を持つかが評価することが必要になり、視聴覚関連の寄贈に関しては視聴覚アーカイブのバックグラウンドを持つ人々が評価に関わるようになった。

本書では、文化財・美術品一般についての金銭的評価の方法論や評価者の専門家団体、倫理綱領、アメリカとカナダの税制上の手続きなどを解説し、動的映像分野の例として二つの例を挙げている。一つはケネディ暗殺を偶然写したゼブルダーフィルムの国立公文書館への所有権移行に伴う補償金問題で、様々な評価者が示した大小様々な評価額を詳述し、公正な市場価値、交換価値、比較価値など、金銭的評価の様々な概念やアプローチを示していく。もう一つの例はアニメーションの制作時に発生する大量のセル画や背景画、原画など

である。取り引きされる市場は確立されているが、1枚1枚が全て同等の価値を持つわけではないことや、市場で取り引きされる金銭的価値の評価と、アーカイブ機関で長期保存の前に行うアーカイバルな評価選別は異なること等が述べられている。日本でも文化庁が「美術品等の流動性を高める」ために、美術品の寄付に関する税制優遇策があるが^[9]、相続税法の制度では美術品で納税する物納は金銭や不動産による納税よりも優先順位が低い^[9]ため、十分に機能していないようである。

クーラ氏のカナダの同僚たちが寄せた追悼記事^[10]によると、彼は退職しようやくこの金銭的評価という難しい大きなテーマに取り組む時間を得て、本書を執筆した。さらに、テレビドキュメンタリーシリーズ(カナダの子どもの暮らしの歴史がテーマで、ホームムービーを多用している)に関わったことから、フィルムと金銭について一層考えるようになった。このテーマでもう1冊の図書を書き始めていたが、未完のまま亡くなったとのことである。

巻末の参考文献にも触れておきたい。動的映像アーカイブ、映画・テレビの分野から、図書館情報学、アーカイブズ学の分野まで、幅広い文献のリストが17ページも続いている。これは、クーラ氏の1960年代以来の長年の蓄積^[11]の賜物である。私事であるが、この参考文献リストを手掛かりに入手して、私の知識を広げてくれた文献は数えきれない。クーラ氏の言論が、現場経験で得たことだけでなく、これだけ幅広い知識に裏打ちされたものであったことを改めて認識した。

本書の発行からすでに9年が経過し、映画やテレビ番組の制作も、視聴者に届けられる方法も変わってきた。例えば、広報手段としてデジタルサイネージがはじまり、紙のポスターは減少しつつあるという。シナリオは、関係者によるオークションサイトへの出品が問題になっ

たため、撮影後に回収するなど、管理が厳しくなってきた。劇場用映画やテレビ番組の公式ウェブサイトにも重要な情報が掲載されているが、いつ誰が保存すべきなのだろうか。また、一般市民が簡単に撮影し、動画投稿サイトで多くの人に視聴されて集合的記憶の一部となる事例も生まれてきた。クーラ氏のご存命なら、これらの変化に対してどんな考えを提示してくれたのだろうか。

評価選別には多角的な観点が求められる。裏返せば、動的映像の評価[選別]について書かれた本書は、動的映像に接する上での様々な観点を提示してくれているということになる。すでに動的映像保存の実務に様々な立場で関わっている方にも、これから動的映像ドキュメント、動的映像アーカイブについて学びたいという方にも、手に取っていただきたい一冊である。

- 1 — Gillis, John R., 'Introduction: Memory and Identity: The History of Relationship', in John R. Gillis ed. *Commemorations: The Politics of National Identity*, Princeton University Press, 1996, p. 14.
- 2 — *Documents That Move and Speak: Audiovisual Archives in the New Information Age: National Archives of Canada, Ottawa, Canada, April 30, 1990-May 3, 1990: Proceedings of a Symposium Organized for the International Council of Archives by the National Archives of Canada*, Munchen, K.G. Saur, 1992, 318 p. のタイトルより。
- 3 — 筆者も映画保存協会のメールマガジンに追悼文を寄稿した。以下のウェブサイトに掲載されている。http://www.filmpres.org/archives/840 (accessed 2012-01-22).
- 4 — Kula, Sam, *The Archival Appraisal of Moving Images: A RAMP Study with Guidelines*, Paris, Unesco, 1983, 130p.
- 5 — 本書, p. 47.
- 6 — 文部科学省による仮訳「動的映像の保護及び保存に関する勧告」が、以下のウェブサイトに掲載されている。http://www.mext.go.jp/unesco/009/004/026.pdf (accessed 2012-01-22).
- 7 — 本書, p. 127.
- 8 — 本書, p. 18-19.
- 9 — 文化庁「美術品等に係る税制優遇措置について」http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/housaku/zeisei_sochi.html (accessed 2012-01-22).
- 10 — Bergeron, Rosemary; Hackett, Yvette, 'Obituaries: Sam Kula, 1932-2010' *Archivaria* No. 71, 2011, pp. 173-177.
- 11 — クーラ氏がまとめた書誌として、Sam Kula, 'Literature of Film Librarianship', *Aslib Proceedings* Vol. 14, No. 4, 1961, pp. 83-93. および Sam Kula, *Bibliography of Film Librarianship*, Library Association, 1967, 68p. などがある。RAMP Studyの参考文献リストも32ページにわたる。

2

[書評 | review]

太田富康『近代地方行政体の記録と情報』

Tomiyasu Ota, *Kindai chibo gyoseitai no kiroku to joho*

渡邊佳子 | Yoshiko Watanabe



太田富康『近代地方行政体の記録と情報』/岩田書院/2010年9月/A5版/421頁/9,500円+税

1 — はじめに

本書は、埼玉県立文書館の職員である太田富康氏が、これまでに発表して来た11編の論文を再構成したもので、400頁を超える大著である。「1986(昭和61)年4月、埼玉県立文書館に着任し、はじめてアーカイブズの世界に触れた。以来今日に至るまでの二五年の大半を同館及びアーカイブズ関係のなかで過ごし、社会人としての私は、アーカイブズに関わるなかにあつたといえる。」とあとがきに述べているように、著者とアーカイブズとの関わりは長く、その実務と研究の中で培われたアーカイブズ論が展開される。「本書に収録した論文の直接の契機と題材は、やはり埼玉県立文書館の資料と事業にこそ根付いている。」という文面からは、埼玉県立文書館で働く著者が、その文書館の資料や事業と如何に深く関わって来たかを知ることができる。本書に収録された11編の論文の底流に流れているのはもちろん「アーカイブズ」であるが、特に、情報の伝達という視点から論じられる序章と第1編は、アーカイブズを「情報体」としてとらえたもので、評者として注目したいところである。

2 — 本書の構成

本書は、序章、終章を含む全11章からなり、巻末には「都道府県別 府県記録管理史 研究文献一覧」が掲載されている。対象・構成や各編・章ごとの概説については、序章で簡潔に説明されているが、まず、目次の概略により本書の構成を見てみたい。

- 序章 アーカイブズ資源と情報・記録研究の現在
 - 一 はじめに
 - 二 情報体としてのアーカイブズ
 - 三 情報獲得のためのアクセス
 - 四 情報・記録及びアーカイブズ研究の状況と本書の構成

第一編 幕末の地域情報環境

- 第一章 地域における政治社会情報伝達の実相
 - 一 はじめに
 - 二 農村の公的情報環境
 - 三 人的つながりによる情報伝達
 - 四 不特定者間の伝達
 - 五 上層農と小前層のあいだ
 - 六 まとめ
- 第二章 ベリー来航期における名主の黒船情報収集
 - 一 はじめに— 農民と情報
 - 二 ベリー来航と川越藩
 - 三 林信海とその記録
 - 四 触・達類による公的情報
 - 五 夫人足徴発期間における入手経路
 - 六 相州及び高輪陣屋における収集— 鈴木久兵衛の記録から
 - 七 川越・江戸での情報入手
 - 八 情報の内容
 - 九 まとめ

第二編 府県庁記録の成立とアーカイブズ認識

- 第三章 明治政府のアーカイブズ認識と記録管理
 - 一 国民国家とアーカイブズ
 - 二 明治前期の歴史編纂事業
 - 三 府県史編纂と記録管理
 - 四 アーカイブズ認識の後退
- 第四章 活版印刷技術と情報環境の革新
 - 一 近代国家建設と公的情報の環境
 - 二 活版印刷技術の登場
 - 三 新聞・官報・府県公報誌の役割
 - 四 情報管理と活版印刷技術
- 第五章 「文書」と「記録」をめぐる概念認識の変遷— 職制規程にみる明治期埼玉県庁の場合
 - 一 課題と対象
 - 二 太政官制期の職制規程と文書・記録類の概念
 - 三 明治後期の職制規程と文書・記録類
 - 四 まとめと課題・展望

第六章 「府県史料」の性格・構成とその編纂作業

- 一 はじめに——「府県史料」とアーカイブズ
- 二 府県史編纂の位置付け
- 三 府県史の内容構成
- 四 府県史の編纂作業
- 五 選別収集の対象簿冊
- 六 おわりに

第七章 府県史編纂期における記録と編纂の職制

- 秋田・埼玉両県の場合
- 一 はじめに
- 二 秋田・埼玉両県の府県史(府県史料)
- 三 秋田県における記録管理と県史編纂の職制
- 四 埼玉県における記録管理と県史編纂の職制
- 五 まとめ

第四編 郡役所・市町村役場の記録と情報

第八章 郡役所の記録と情報

- 埼玉県・郡制施行以前 一八七九～一八九六
- 一 はじめに——課題と対象
- 二 郡役所発足時の諸規定
- 三 郡役所の公告制度と『埼玉県報』
- 四 郡役所における記録管理
- 五 郡役所の書籍
- 六 おわりに

第九章 市町村役場の記録管理と府県

- 一 明治期の市町村役場文書と府県
- 二 大正～昭和戦前期の記録管理
- 三 特質・意義と課題

終章 アーカイブズ制度への序章——行政記録の〈力〉と公開

- 一 はじめに
- 二 明治期の公立図書館
- 三 「図書」と「記録」の区分
- 四 府県庁からの記録の移管と公開
- 五 一般文書の移管・公開
- 六 図書館界におけるアーカイブズ保存の動きと構想
- 七 鈴木賢祐——山口県文書館への伏流
- 八 まとめにかえて

序章では、「情報」という概念を用いてのアーカイブズの説明と情報・記録及びアーカイブズ研究の意義が述べられる。アーカイブズ資源研究は、記録管理史研究のみでは不十分で、様々な情報の伝達やその記録媒体である書物や編纂物などの研究が不可欠とする著者の見解がある。その情報の伝達機能に視点をあてて「アーカイブズは作成時に意図された情報伝達機能と、情報管理/サービス機関等でなされる情報伝達機能が異なる性質の情報体である。」と説明する。生成時からアーカイブズまでの情報伝達機能は、当事者間の意思疎通の機能としての「共時的な空間伝達」、組織活動中での伝達機能である「通時的な伝達機能」、永続的な通時性を持ち、組織内外への広がりや伝達目的の広がりを持つアーカイブズへと3段階に転換するという。「これだけの転換を行うわけであるから、その機能を十分に果たすためには、そのための手立て、管理が必要となる。」という著者の論理には説得力がある。そして、このように大きく転換を遂げたアーカイブズは、情報資源としての活用に特定の理論、方法が必要であり、それゆえにこそアーカイブズ学があるとし、アーカイブズ資源研究の成果を反映した「情報獲得のためのアクセス」について説明する。また、アーカイブズ研究については、記録管理史に属する研究から、体系的・通史的研究、歴史認識や編纂事業、公報誌・新聞等の媒体などとの連関性、府省や植民地総督府との比較総合的研究などがなされるに至るその変遷を通観し、「それぞれの時代における情報、記録及びアーカイブズのあり様や特質、認識及び三者の相互関係の研究が必要であり、現代に至るその変遷を究明することは重要な課題であると考えられる。」と結んでいる。

第一編は、「幕末の地域情報環境」について、論じたものである。第一章では、情報入手の伝達ルートと入手された情報の伝搬に視点が置かれ、第二章では、ペリー来航の情報について、夫人足を提供していた村の名主の「黒船情報の収集活動」を取り上げたものである。幕府や藩等からの情報伝達が必要最小限におさえられているという農村の公的情報環境の中で、当時の民衆は自らが培った情報収集能力によって、その統制を越えた情報環境を確保していたと著者は指摘し、この上農層や知識人層の様々な活動とそこから生まれる人間関係の中で培う情報伝達ルートの実態を検証している。そこには、人々の様々なコミュニケーションの実態が描かれており、幕末の民衆のエネルギーを浮かび上がらせる。そして、こうした情報収集手段を確保していた彼ら、やがて、「自らが情報源」となるのも幕末の政治状況のひとつの特徴と著者は捉える。統治に及ぼす情報の力というものが感じ取られる。「明治維新を可能とし、その後の近代化の前提となったこの時代の社会を情報という観点から捉え直すことが今後、必要なのではないだろうか。」との著者の指摘は、的を射たものであり、さらなる研究の広がり期待したい。

第二編は、明治期の府県における記録管理制度とアーカイブズの認識の変化を論じたものである。第三章では、まず、「国民国家の指標としてのアーカイブズ」という視点からのアーカイブズ認識を確認し、明治前期の政府の歴史編纂事業と、施策として府県庁に命じられた府県史編纂事業、全国記録保存事業について府県庁の記録管理に及ぼした影響、そして「文書」と「記録」の概念認識の変遷を追ったものである。同時代史を重視した国史編纂事業では、歴史的価値と行政的価値を併せ持つアーカイブズの要素が存在していたが、編年史編纂に傾斜した時、それは大きく

後退したとする。一方、府県に対して命じられた府県史編纂事業は、府県にとって、その編纂作業が、記録管理の整備を推進する一要因ともなったが、府県史編纂と全国記録保存事業が中止となり、文書の保存年限制が導入される中で、府県史編纂が与えていた「史料」「歴史ノ材料」という価値認識も薄れ、アーカイブズ認識が後退したと指摘するが、一方で、官界用紙の形態統一や活版印刷技術の導入が、アーカイブズ・システムの可能性を生むとし、次章につなげている。第四章では、近代国家建設と公的情報の環境について論じられる。近代国家建設のためのあらゆる施策の前提として情報環境の革新が求められていた中で、郵便制度や印刷技術が導入され、新聞・官報・府県公報誌の発行へと繋がり、行政情報の伝達は、大きな革新を遂げたとする。情報管理の正確性・迅速性・合理性が求められ、また、官用界紙の定式統一等媒体の形態統一が図られる。このことは、「文書原本を簿冊に編冊することで、類別・編年等の検索性を備えた「記録」を生み出すことを可能にした。」と著者は説明する。第五章では、「文書」と「記録」の定義について、その概念認識の変遷をたどる。埼玉県職制規程の中にその概念を探り、「記録文書」の保存を指示した全国記録保存事業と府県史編纂事業が与えた、府県庁の文書記録の管理体制へのインパクトと、「文書」「簿冊」の概念が、時代を経るに従い「文書」に統一されていくことになり、歴史的価値認識が希薄になることを指摘する。

第三編は、「府県史編纂事業と記録管理の相関」について、第二編でも言及されている府県史編纂事業を更に展開し、この事業がアーカイブズにも通じる事業であったという視点から論じたものである。また、その成果物である「府県史料」は、アーカイブズ学研究の材料を提供し、研究対象そのものにもなるとしてい

る。第六章では、秋田・宮城・島根・愛媛・埼玉の5県を中心に調査検討し、府県史編纂事業が府県ではどのように反映されたかについて検証する。第七章では、記録管理と府県史編纂が同一の府県庁記録を対象とする事業であったという認識のもとに、府県史編纂事業が、府県庁記録の評価選別とアーカイブズに通じるものであったとし、秋田と埼玉の両県の事例が比較検討されている。

第四編の「郡役所・市町村役場の記録と情報」は、府県と町村の中間に位置した郡役所と国家行政の末端機関としての市町村役場を対象に、国－府県庁－郡役所－町村役場という行政組織体系の中での文書伝達の相互関係を分析し、「組織群」の文書という視点から考察したものである。第八章では、郡役所を対象とし、郡役所設置時の文書引継、関係法規類、公告制度、公報誌、記録管理の方法等について埼玉県を紹介している。大区、小区や学区等から郡役所へ引き継がれた文書の一覧表では、行政組織体系の中での文書の流れを垣間見ることができ、郡役所所蔵書籍の一覧表では、郡役所がその郡域での「情報の集積地であった」とする状況が把握できる。第九章は、国家行政の末端に位置づけられた市町村が有効に機能するため、諸規則の制定と監督の強化のもとに進められる市町村の記録管理について検証したものである。また、市町村文書の継続的な保存公開システムの整備の必要が指摘されている。

終章は、アーカイブズの公開を取り上げ、戦前期の府県立図書館における行政記録の公開の実態が紹介されている。文書館の設立を見なかつた中で、府県庁の記録を市民に公開する可能性を有した図書館に視点を当て「限定された種類、限定された研究目的」ながら、存在した公開の事例を論じたものである。また、明治後期に図書館の専門家団体が

成立し、図書館人によるアーカイブズ的認識や構想の表明がなされて来た中で、我が国最初の文書館・山口県文書館の設立への展望を考察する。そして、「日本に文書館が誕生するには、アーカイブズの〈力〉の理解と、アーカイブズの〈力〉が真に発露されえる時代とが必要だったのである。」と結論付ける。

4 — まとめ

本書は、アーカイブズ資源研究に属するとされるが、著者の視点は広く、この研究と表裏一体であるアーカイブズ管理研究への展望も情報獲得のためのアクセスに視点を置いて論じられている。アーカイブズは、そこに記されている文面のみでは事態の経過や事情を把握することが困難で、その把握は文書の作成時にまで遡行することにより可能となる。アーカイブズが組織における記録管理から連続性を持つ体系にあることが、最もそれを可能にするとし、レコード・コンティニウム理論や公文書等の管理に関する法律にも言及されていることは、今後の研究の展開につながるものとして期待したい。

一方、本書の全体的な内容であるアーカイブズ資源研究では、「情報」という視点と歴史編纂事業や記録管理の視点からアーカイブズが論じられている。前者では、「情報」という概念を用いることにより、アーカイブズ資源研究の対象をより大きく広げたといえる。アーカイブズの特立を「情報の伝達機能」の視点から論じ、幕末の地域社会の情報伝達に視点を置いた考察や活版印刷技術が、行政情報の伝達に革新をもたらした、府県の情報施策やメディア施策に与えた影響について論じられている。後者では、政府の歴史編纂事業と府県庁の記録管理やアーカイブズ認識、郡役所・市町村役場の地方行政機関の記録管

理が論じられている。特に、府県史編纂事業と府県庁の記録管理との相関についての説明には、ウェートがおかれている。終章で述べられるアーカイブズの〈力〉では、「郷土資料」として国民統合、体制擁護に働く〈力〉は政府にとって有効なものであったが、「証拠」として批判・攻撃の材料となり、統合・統制を妨げる〈力〉は有害であり、それゆえ行政アーカイブズの公開は、限定されたものになったとする。その時から半世紀以上経過した現在、「統合・統制」への考え方が変化する中で、公文書管理法制定の中で、アーカイブズの〈力〉は、政府や国民にとって有効な〈力〉へと方向づけられることになるのか、そのためにはどのような環境整備が必要なのか評者にとっては、大いに関心のあるところである。

最後に、本書の対象と構成について触れておきたい。本書は、11編の論文の再構成であり、初出を尊重し大きな改稿はせず、それぞれの章独立での通読性を考えて、そのままにしたとされている。そのため、全体の通読性から見た場合に、前後の関係が把握しにくい箇所がある。特に第二編と第三編は、各章で相互に関係し合う部分が多く、読みづらい感じを持った。止むを得ないこととは思いつつ、せつかくの論の展開が、弱まるようで残念な気がした。また、終章のタイトルが、「アーカイブズ制度への序章」となっていることも、なぜ終わりに「序章」が来るのか気になった。しかし、著者は、この章で図書館における「行政記録の公開」を述べ、そこから展開した日本で最初のアーカイブズ施設である山口県文書館を紹介した。これをアーカイブズの出発点と捉え、新たなアーカイブズが展開されて行くことの著者の期待が込められていると理解した。更にいうなら、本書の終わりに置かれたこの「序章」は、著者のアーカイブズにかかわる新たな論文への序章とも、評者には思えるのである。

3

[書評 | review]

鵜飼哲+高橋哲哉編『「ショア」の衝撃』

Satoshi Ukai & Tetsuya Takahashi, *L'Impact de "Shoab" / Shoa no shogeki*

宇野淳子 | Junko Uno



鵜飼哲+高橋哲哉 編/『「ショア」の衝撃』/未来社/1995年6月/四六版/184頁/1,800円+税

「ショアー」(Shoah)はヘブライ語で‘destruction’
(破壊:文書の破棄:撲滅)の意味であり[1]、定冠
詞‘the’を付けることで「ユダヤ人大虐殺」を
指す言葉となる[2]。

書籍タイトルの『ショアー』はユダヤ人大虐
殺を主題とした映画を示す。これはクロード・ラ
ンズマンが1974年に撮影を開始し、11年か
けて上映時間9時間半の映画としたものであ
る。1985年に世界各国で公開され、ベルリン
映画祭国際批評家賞をはじめ、各国の20以
上の賞を受けた。1995年1月の日仏学院で
の特別上映以降、日本でも各大学等で公開
された。

クロード・ランズマン監督は1925年パリ生
まれ。戦後、ジャン=ポール・サルトルらと親交
があり、サルトルの秘書だった時期もある。『レ
タン・モデルヌ(現代)』の編集に関わり、編集
長を務めるといったジャーナリスト活動の傍ら、
『ショアー』を制作した。

鶴飼哲・高橋哲哉編『「ショアー」の衝撃』
(未来社、1995年、以下「本書」)はこの『ショアー』
の日本上映を契機に出版された。その経緯は
次のように記されている[3]。

一般公開に先立つ試写会で初めてこの映画
を実見された西谷氏(筆者注:出版社の担当)が、
その重要性をただちに見抜き、それまでこの作
品について若干の文章を発表したりしていたわ
たしたちに、作品の歴史的背景、思想的意義、
芸術的獨創性、またその社会的アクチュアリ
ティなどについて徹底的に論じてほしいというお
話であった。

本書は2部構成であり、第一部「徹底討議/
『ショアー』の衝撃 鶴飼哲×高橋哲哉×岩
崎稔」は、1995年3月19日に行われた対談を
記す。その冒頭、鶴飼哲の説明によると、『ショ
アー』の公開により、ヨーロッパではホロコース

ト(大量虐殺)についての考え方が大きく変わり、
歴史認識のみならず思想的にもインパクトを
与えたという。公開時、フランスに留学していた
鶴飼は日本でもそのうちに公開されると思って
いたがその気配はなく、日本の敗戦50年であ
る1995年を逃すと日本で見る機会はないの
ではないかと思い、「最小限の観客がきちんと
映画を観て、できればビデオの形にして、観た
いと思えば日本語字幕のものが観れるという
状態を作り出すところまで、さしあたり持っていき
たいと考え」(21頁)、日本での上映の可能性を
探っていたという。上映のための流れは同時
発生的に起きており、その一つである日仏学院
において1995年に上映会が行われた。

鶴飼が日本での上映に尽力した背景には、
「この映画を観るという経験が共有されない
と、そこだけはどうしても、はずすことができないよ
うな論点があり、相手に通じなくなってしまうことがあ
る。」(8頁)からだという。

また第二部『「ショアー」資料集』は実質的
には論文集であり、第一部の各論といえる。資
料集という名の通り、まとめ等は示されていな
い。対談集と資料集という構成の本書は、映
画のパンフレットの拡大版と考えたほうがよい
のかもしれない。

内容をみてゆく。第一部は、『ショアー』の日本
上映に尽力した鶴飼、『ショアー』の持つ意味
を解説した最初の本格的な論文を岩波講座
『現代思想』9に発表した高橋、アメリカで開
催されたアウシュビッツと表象に関するシンポ
ジウムの翻訳を行なった岩崎が登壇し、7時
間半に亘って対談をした記録である。「『戦争
の記憶』をあるかたちでぼくらの世代が引き
継がなければならない、ぼくら以降の世代に
繋げていかなければいけない、それはいかに
して可能か」(鶴飼:10頁)の検討を軸とした議
論は、『ショアー』が撮影された同時代の歴

史学的・思想的、ひいてはそれらを生み出した政治的枠組みを批判的かつ丁寧に振り返ることに多くの時間を割いている。この議論の中からアーカイブズ学理論に繋がる論点が幾つか見いだせるように感じた。一例を挙げると、「コンテキスト」と「アイデンティティ」が反復されている(本書を構成する2大要素に感じる)ことがある。「コンテキスト論」は「あれ(筆者注:『シンドラーのリスト』のこと。後述)がどういう脈絡で出てきたのか、あれがどういう受け入れ方をされたのか」(30頁:岩崎)をはじめ、第一部を通じて映画『ショアー』の、監督であるランズマン自身の、そして『ショアー』が生み出される風土というべき制作時期の世界情勢の、そして同時代の日本の状況を繰り返し問う際に用いられる。歴史学や思想のフレームの議論は深く、その深度までを採用する必要はないがメタデータのメタデータ要素というべき情報、即ち資料の属性情報が拠って立つ部分にも着目する点は、フィルムアーキビストをはじめ多くのアーキビストの参考になろう。

筆者が本書で注視したいのは「語り言葉で記録すること」である。『ショアー』は語りをつないでゆく構成の作品なので当然かもしれないが、本書でなされる議論の一部は証言の表し方に関するものであり、ひいては記憶論のあり方にもつながっている。ランズマンの制作手法については鶴飼が、ドゥールズがドキュメンタリーの作り方に拠つつ「作家がいれば証言者の側に一步踏み出すことによって、証言者もこちら側に一步踏み出してくる」(29頁)と言ったことを引いて語っている箇所がある。その記述を読んだ時、御厨貴がオーラル・ヒストリーを“インタビュアーとインタビュイーのインタラクションによる総合芸術”[4]と表したことを思い出した。また、『ショアー』がなぜ「語る」ことを主軸としているかについては鶴飼が、「この映画が作られる

過程で初めて浮かび上がってくる記憶の層、そのときの言葉と表情をフィルムに収める、そのことによって初めて、撮影当時から三十数年前の時点と現在とがつながるんだという、おおまかに言うとこれが『ショアー』という映画のコンセプトだと思う」(67頁)としており、またランズマンの主張として、以下を挙げている(68頁)。

アウシュヴィッツとホロコーストを表現しようと思ったら、一人の人間ということに徹底的にこだわらなくては逆に表現できないのだ、この逆説と向き合うことなしにはホロコーストに関しては何の表現もできないと言っているわけです。

同様の指摘は、阪神・淡路大震災の際に「一人ひとりの死が6000回起きた」[5]と言われたことと共通している。経験は一人ひとり異なり、集約しようとしても全体像が見えてきづらいが、それこそがその本質を明らかにする。「部分は全体である」[6]のだ。

この「語り」について、対談では「証言」という言葉も用いられているが、むしろ「思い出語り」というほうが適切に感じた。部分的ではあるが『ショアー』の映像を見た印象である。映画の冒頭、かつて強制収容所があった地に立ち、当時の話をする、強制収容所からの生還者シモン・スレブニクは過去の証人ではあるのだが、その表情をみると過去の記憶を忠実に引っ張り出すというよりも、過去をふまえた「今」の自分の感情が吐露されている印象を受ける。呆然と立ち尽くし、語る言葉自体は『ショアー』の書籍版[7]にも掲載されている(英、英語字幕を理解するよりはるかに的確に言葉を伝える)のだが、語る言葉の重さや言葉を紡ぎ出す間合いは書籍では伝えきれない。肉声で残す意義はまさにそこにあろう。

その際に意識すべきなのは、「語りえぬものの語りもまた、やはり語っている」(岩崎:110頁)こ

とである。ドイツのコンテクストについて討論された中で出てきた言葉であり、岩崎自身は詳述していないが、鶴飼はこのことを次のようにまとめている(115頁)。

自分の身に起こったことを、ある状況のなかで思い出して語る。仮にそれが事実と違っていても、それもやはり別の何事かを語っているわけで、そのことが証人一人一人のそれぞれサンギュラリテ、つまりそのとき初めて出てきた言葉であり、それ自体ひとつの独立した出来事であるという、そういう思想背景をもった証言になる。

つまり、御厨が「インタラクション」としたように、語りは独白でない限り、誰かの何らかの導入があって初めて発生するものである。その微細までを求めるならば一回性を持つ、サンギュラリテ(特異性)を持つものなのである。「語りえぬものの語り」はためらいの後に発せられなかった言葉だけではなく、語りの要素として採用されなかった「何か」をも示すのだろう。香月洋一郎は「1本のテープが支えている、見えないところのすそ野の中に、本質につながる問題もいろいろあり、それを意識し、向き合えないと「すくい取ったもの自体も平板化」する[8]と同様の指摘をしている。語り言葉で記録することと記憶の関係は一筋縄ではいかない。とはいえ、その保全本は、コンテクストに注視しているアーカイブズ学だからこそ可能となり得る。アーカイブズ学の豊かさを考える際、この議論は一つの起点となっていこう。

第二部は第一部の3分の1ぐらいの量であるが論点が多い。よってやはり「語り」を意識してみたい。まず、ランズマン監督が自身の手法について、スピルバークがフィクションをも入れて再構築することでホロコーストを描いた『シンドラーのリスト』と対比させつつ述べ

ている。ここでランズマンは「『ショアー』の中には、記録映像は一秒たりとも含まれていない。それは私の仕事のやり方、考え方ではないからであり、記録映像なるものが現存しないからでもある。」ゆえに、新しい方法を作り出したとする(122頁)。この手法について上村忠夫は証言者たちに刻み込まれている「生きられたことがら」を追演技させ、再現させようとするのは、記録映画の手法としては実験的かつ「状況の演劇」の理念に忠実であるとする(143-144頁)。また、海老坂武は「ショアー」が映す光景は現在の光景であり証言も現在の言葉を引き出し、軸足を置きつつ、「当事者たちの記憶に『思い出せ』と問いかけつつ、観客に『忘れるな』と訴えかけてくるこの映画は、そういうことを考えさせてくれる。」(131頁)と、「記憶の人間性」に思いを馳せた。鶴飼哲は繰り返される歌に着目することで、ホロコーストは「決してふさがることのない傷、終わることのない問いとして姿なき姿をあらわす。」(147頁)とするし、下河辺美知子は1998年から2年間イェール大学にいた際、大学院の「証言と文学」というセミナーに参加し「証言をするということとは、ただ語るということではなくて、責任をとることだ。自分なりに状況認識を入れることだから責任をもつことになる」と言われたという(177頁)。語りの持つ意味やその背景等を写し取った映画に関する本ゆえ、その言葉を尊重しようとして引用が多くなったが、資料集は映画『ショアー』を中心に同心的に広がっている印象を持つ。だからだろうか、記録となるもの、記憶となるもの、記録でしか残せないもの、記憶でしか残せないもの…それぞれの意義を問い続け、それらの重層性を意識しながら読むことになった。

人の記憶に基づく「語り」をどう記録としてアーカイブズ資源の中に位置付けるかは筆者の課題であるが、個の記憶を花束のように

束ねてゆくことで、個を保ちつつ集合記憶となっていくというあり方以上の結論はまだ出せていない。それは筆者の勉強不足もあるが、ホロコースト問題より優先すべき問題があろうという反発があることが話題となった際に、「たしかにホロコーストは日本人の直接の記憶のなかにありませんから」(53頁)とのコメントが出る、日本人の意識の問題[9]の反映かもしれない。そのように同一国民が共有しているとされるコンテクストを問いなおす契機にも、本書はなった。

『ショアー』が阪神・淡路大震災が起き、大量虐殺的な地下鉄サリン事件が起きた1995年に日本で公開されている(第一部の対談は阪

神・淡路大震災から約2ヶ月後、サリン事件の前日に行われている)ことは日本社会のコンテクストであるし、筆者がこの議論を知り、本稿を書くのが、東日本大震災が起きた年であること自体もまたコンテクストであろう。人の記憶と記録をどう継承し、アーカイブしていくか(それは現状の保全のみを対象とするのではなく、災害で滅失してしまった「かつて」の姿をどう記憶し、継承していくかも、東日本大震災は問うた気がする)を考えてゆく必要が²同時代の課題として問われる今、本書の議論は大いに参考になる。筆者もこの経験をふまえ、人の記憶の継承をアーカイブズ学的な側面から示していきたいと思った本であった。

1—— ランダムハウス英和大辞典‘Shoah’。

2—— 新和英大辞典「ショアー」。

3—— 「あとかき」(鶴飼哲・高橋哲哉編「ショアー」の衝撃、未来社、1995、180頁)。

4—— 御厨貴「オーラル・ヒストリーとは何か——『語り手の浸透』から『聞き手の育成』へ」(『オーラル・ヒストリー入門』、岩波書店、2007)。引用符内は筆者によるまとめ。

5—— ビートたけしの言葉というが、典拠を確認できなかった。

6—— 岡本一宣『岡本一宣のビュア・グラフィック』(美術出版社、2008)で掲げていたフレーズ。

7—— クロード・ランズマン著・高橋武智訳『ショアー』(作品社、1995)。

8—— 香月洋一郎「聞き書きとその周辺」(『史資料ハブ：地域文化研究』no.5、東京外国語大学、2005)。

9—— たしかにホロコーストは日本人の記憶の中にはないが、らい患者の「隔離」は同様と感じた。聞き書きとしては徳永進『隔離——故郷を追われたハンセン病患者たち』(ゆみる出版、1982)がある。

報告

report

1

[報告 | report]

島根県飯南町「旧赤来町役場文書」調査プロジェクトについて

Interim Report of the Archives Project for the "Old Akagi Town Records" of Iinan Town, Shimane Prefecture

安藤正人 | Masahito Ando

はじめに

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻は、2010年度より、島根県飯南町「旧赤来町役場文書」調査プロジェクトに参加している。このプロジェクトは、飯南町長の依頼により、島根県総務部総務課竹島資料室(2011年度からは公文書センター)、島根大学法文学部社会文化学科歴史と考古教室、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻(以下、本専攻という)の3者が共同で実施しているもので、筆者がリーダーをつとめている。

現地調査は夏休み期間中に実施しているので、本専攻の学生のみなさんに、調査協力員として多数参加してもらっている。本専攻では、筆者担当の授業科目「アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅰ(現代アーカイブズ管理論)」と連動する学外研修のひとつと位置づけ、史料調査論を講ずる何回かの授業を、飯南町調査の準備研究にあてている。プロジェクトはまだ道半ばだが、第2次調査を終えた現時点での中間報告をすることにした。

1 — 飯南町と「旧赤来町役場文書」

飯南町は、2005(平成17)年1月、頓原町と赤来町の2町が合併して誕生した。島根県中南部の飯石郡に属し、広島県との県境に位置する中国山地の町である。人口は5,400人余り。

旧頓原町と旧赤来町のうち、赤来町の行政上の変遷は次の通りである。

- 1889(明治22)年 町村制施行により、飯石郡小田村・真木村・上来島村・野萱村・下来島村の5村が合併して来島村が、同郡赤名町・上赤名村・下赤名村の1町2村が合併して赤名村が、邑智郡塩谷村・井戸谷村・畑田村の3村が合併して谷村が成立。
- 1934(昭和9)年 赤名村が町制施行し赤名町となる。
- 1953(昭和28)年 赤名町と邑智郡谷村が合併し、飯石郡赤名町となる。
- 1957(昭和32)年 赤名町と来島村が合併し赤来町となる。

今回調査の対象となっている「旧赤来町役場文書」は、赤来町役場が保存していた、赤来町成立以前すなわち1957年

以前の、旧来島村・旧赤名町・旧谷村の行政文書が中心である。現在、飯南町来島支所の土蔵に収蔵されている。

この土蔵は、1889年に小田・真木・上来島・野萱・下来島の5村が合併して来島村となった際、小田村の個人宅から新しくできた来島村役場の裏に移築され、役場付設の文書庫として使用されるようになったといわれる。蔵の前面の壁に、五輪のマークが花卉のように丸く描かれているが、これは5村合併を記念して、移築の際に付けられたという[写真1]。

来島村は1957年に赤名町と合併して赤来町となり、新しい赤来町役場は旧赤名町の方に置かれるが、この土蔵は引き続き赤来町役場の文書庫のひとつとして使用された。したがって、旧来島村文書の多くは、ほぼそのまま土蔵に残ったのだと思われる。そして、その後のどこかの時点で、もともと旧赤名町役場や旧谷村役場にあった行政文書の一部が、この土蔵に運び込まれ、現在の「旧赤来町役場文書」群が構成されることになったと推察できる。その、どこかの時点として最も可能性が高いのが、1965年～1972年の町史編纂事業である。

旧来島村土蔵は、1957年の合併で役場本庁舎が赤名町に移ったこともあり、しばらく忘れられた存在だったようだ。そこに初めて本格的な調査の手を入れたのが、おそらく1965年に町史編纂事業を開始した赤来町史編纂委員会であったろう。調査の成果として、1972年刊行の『赤来町史』巻末には、「赤来町役場所蔵資料」の頁があり、「旧来島村文書」782点、「旧赤名町文書」503点、「旧谷村文書」433点の簡易目録が掲載されている。先に記したように、「旧来島村文書」は別として、「旧赤名町文書」と「旧谷村文書」は、この町史編纂時あるいは編纂終了後に土蔵に持ち込まれた可能性がある。まだ目録と現物との照合を終えていないので確実なことは言えないが、これら合計1700点余の文書は、ほぼ土蔵に現存していると見られる。以上から、土蔵内の文書の現状は、少なくとも町史編纂時にかなり整理の手が入った後のものであり、その意味で、必ずしも来島村役場時代や赤来町成立初期の旧状を十分に伝えていない可能性がある。

2 — 調査プロジェクト開始の経緯

1979年から1981年にかけての時期に、島根県が赤来町所蔵の県例規類を借用している。島根県総務課では、明治期に発行された県例規類のうち県が保存していない分を補うため、県内市町村役場の調査を行って、資料を借用のうえ複写した。この時、最も多くの県例規類を提供したのが赤来

町だという。そのことと関係するのかわからないが、1980年代前半に、役場職員の一人が、旧来島村土蔵の整理をしたということである。

さて、1979年～1981年の島根県による複写事業は必ずしも完璧なものではなく、近年の再点検の結果、原本の一部しか複写していないなど、多くの欠落部分が見つかった。そこで島根県総務課では、赤来町役場文書の例規類について2004年に再調査を行うことになった。そのきっかけとなったのが、鳥取県公文書館による赤来町役場文書の調査計画である。鳥取県は、1876(明治9年)～1881(明治14)年の5年間、島根県に併合された歴史を持つ。そのため鳥取県立公文書館は、合併時代の史料を中心に、島根県内での史料調査やマイクロフィルムによる史料収集に力を入れてきた。その対象のひとつとして、赤来町役場文書が選ばれたのである。

2004年7月、島根県総務課と鳥取県公文書館による合同調査が行われた。この時、土蔵内に、例規類だけでなく、明治期から昭和期にかけての大量の行政文書が、半ば未



写真1 — 飯南町来島支所土蔵

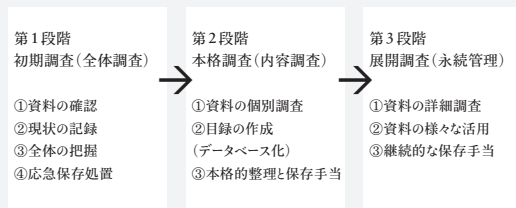


図1 — 段階的調査

整理のまま残されていることが、あらためて確認された。

赤来町役場文書に含まれる例規類300余冊の県への借り出しは、飯南町の成立を待って2008年9月に実現するが、島根県総務課では、例規類を複写して返却するだけでなく、この機会に、土蔵内の文書全体を永続的に保存するための対策を講ずる必要があると考えた。そしてその相談を、近代史研究者で島根県内の近代行政文書の調査と保存活動に長年携わってきた島根大学法文学部の竹永三男教授と、以前から島根県立図書館所蔵松江藩郡奉行所文書や旧松江藩家老三谷家文書の保存活動に関わってきた国文学研究資料館青木睦准教授と筆者に持ちかけたのである。

こうして、2009年9月30日に、飯南町と島根県総務課の担当者、ならびに竹永、青木、安藤の3名による下調査と協議が行われた。その結果、島根県、島根大学、学習院大学の3者を中心とする合同調査プロジェクトの案が持ち上がり、2010年度の開始をめざすことになった。その際、①長期的には、アー

カイブズ学的な段階的調査の考え方[図1]にいう第3段階、すなわち「旧赤来町役場文書」の永続的管理体制の確立を目標とする、②プロジェクトの当面の目的としては、第1段階の全体調査と第2段階の内容調査を3、4年を目途に終了させる、の2点が合意された。その後の、第1次調査(2010年8月)にいたる関係機関関係者の細かい準備作業については省略するが、飯南町長から学習院大学への正式依頼(筆者あて)は、2009年12月24日付けて受け取っている。

3 — 第1次調査 [2010年8月]

3-1: 調査実施計画の立案

学習院大学大学院アーカイブズ学専攻では、2010年度に筆者が担当した授業科目「アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅰ(現代アーカイブズ管理論)」で、飯南町調査プロジェクトをとりあげ、史料調査論に関する6-7月の授業数回を関連する学

島根県飯南町「旧赤来町役場文書」調査実施計画表(最終案) | 原案:齋藤柳子、改訂:安藤正人 | 2010/07/22

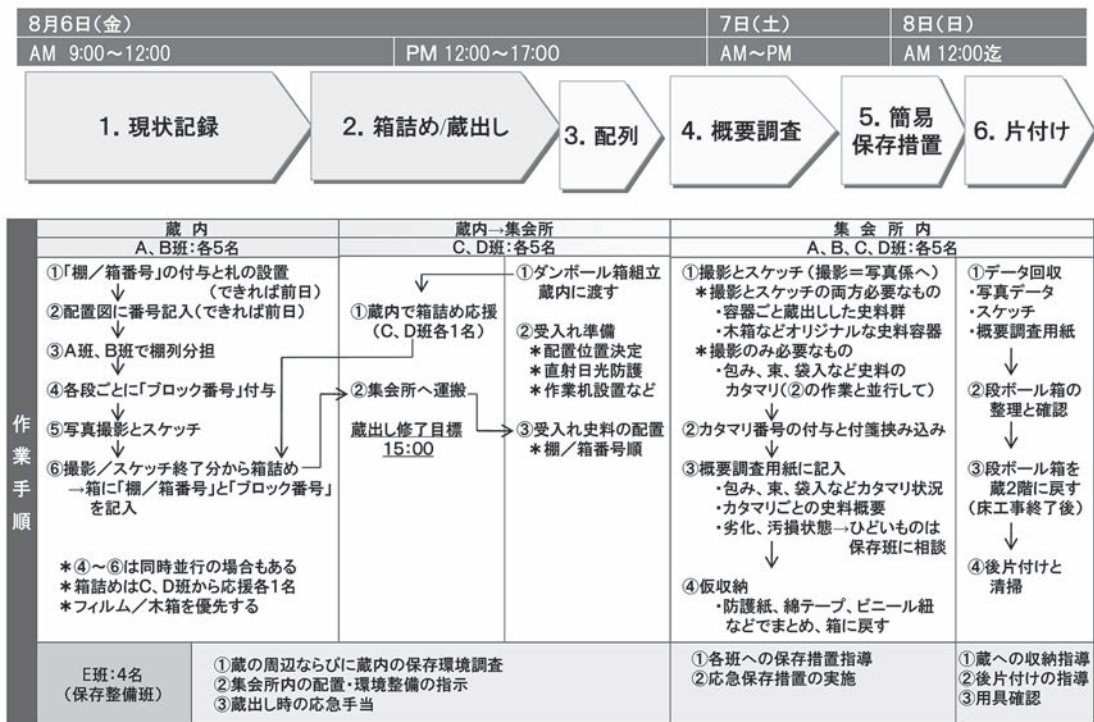


図2 — 調査実施計画表(作業工程表)

習にあてた。まず文献その他の情報によって「旧赤来町役場文書」の概要と、行政組織の変遷など歴史的背景を学んだ。その上で、アーカイブズ学的な史料調査論にもとづく具体的な第1次調査実施計画を履修者全員に立案してもらった。

一般に、史料調査計画立案にあたって考慮すべきことは、大きく分けて、①段階的調査の各段階に対応した調査目的、②調査対象史料の現状、③日数、人数、場所、資材、予算等の条件、の3点である。今回の場合は、おおむね以下の通り。

①第1段階と第2段階の調査を3、4年で終了させることを目標に、第1次調査では第1段階の全体調査を行う。

②飯南町来島支所土蔵2階の木製棚と文書箱多数に、冊子体文書を中心とした大量の明治～昭和期行政文書が、おそらくは1972年の町史編纂事業終了以降ほとんど手つかずのまま、多くはむき出し状態で置かれている。したがって、整理に着手する前にできるだけ綿密な現状記録を行う必要がある。

③3泊4日、約30人が参加。土蔵に隣接した集会所を作業

場所として使用できる。ただし、調査期間中に土蔵2階の床補強工事を実施する。そのため、調査2日目には土蔵2階の収蔵資料を一旦すべて外に搬出しなければならない。よって、土蔵内での現状記録を、精密性を欠くことなくいかに迅速に行うか、また搬出作業をどう効率的に進めるかが、調査計画立案のひとつのポイントとなる。

以上のような条件を示して履修者全員に第1次調査計画を立案してもらい、全員で検討し合った。その結果選ばれた最優秀案に筆者が修正を加えたのが、図2である。これは、第1次調査の作業工程表として実際に使われた。

3-2: 調査の実施

第1次調査の実施日、実施場所、参加者は以下の通りである。

- 実施日 2010年8月5日～8月8日
- 実施場所 島根県飯石郡飯南町来島支所
(土蔵ならびに集会所)
- 参加者 30人(飯南町1人、島根県総務課津島資料室4人、島根大学法文学部社会文化学科歴史と考古教室8人、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ専攻14人、松江市1人、国文学研究資料館2人)。なお、学習院大学の参加者内訳は、教員1人、助手1人、博士課程4人、修士課程8人であった。

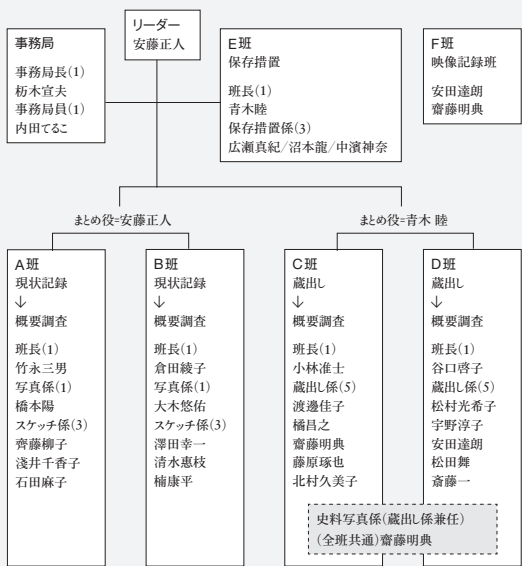


図3 班の編成

【班の編成】

調査計画にもとづき、リーダー、事務局のほかにも、調査作業班4班(A-D)、保存措置班(E班)、映像記録班(F班)を置いた。図3の通りである。

【作業の実施】

作業は図2に示した工程表と図4、図5に示した作業要領にしたがって進められた。以下、工程表に示されている6段階の作業内容について、簡単に説明する。

1: 現状記録 [写真3-5]

土蔵内での現状記録は、工程表に示した通り、①「棚/箱番号の付与と札の設置」から、⑤「写真撮影とスケッチ」までの作業になる。作業要領は、図4に示した通りだが、とりわけ重要なのは「現状記録5/Step4」の「ブロック番号の付与」である。棚に置かれたり木箱に入ったりしている文書の「まとまり」を見分けて的確なブロック番号付けを行わないと、場合によっては「原秩序」復元の手掛かりを失うことになる。

なお、図4のうち「現状記録1/Step1」の図面は、調査対



写真2 作業開始前のミーティング



写真3-5 —— 土蔵内での現状記録



写真6 —— 概要調査作業の様子



写真7 —— 第1次調査終了後の土蔵内の状況

象である来島支所土蔵2階の現状を比較的正確に表しているが、「現状記録2/Step2」以下の写真は、1枚を除き、別の役場文書の写真をサンプルとして掲載したもので、混同しないよう注意されたい。

来島支所土蔵2階における現状記録の様子は、写真3-5の通りである。

2:箱詰め/蔵出し

3:配列

土蔵内での現状記録が終わった文書は、棚に置かれたものや大型木箱に入ったものは段ボール箱に入れ替えて、小型の木箱などはそのまま、土蔵に隣接する集会所に運び出し、配列した。箱番号の付け方は図5の通りである。

4:概要調査 [写真6]

概要調査は、図2の工程表に記されている通り、土蔵から持ち出したオリジナルな文書容器の調査と、ブロックごとに蔵出した文書の物理的現状の情報(とくに包み、束、袋入り文書など、今後の調査で原形が変更される可能性が高い「カタマリ」情報)を記録化することが主眼である。その意味では、現状記録の一部である。それとともに、文書の内容と数量について、文字通り概要を記し、第2段階の内容調査の見通しを立てる基礎データとするのである。概要調査用紙の記入方法については、図6の記入サンプルを使用した。

5:簡易保存措置

国文学研究資料館の青木睦准教授を班長とする保存措置班が、土蔵の温湿度環境や虫害状況の調査を行うとともに、文書・図面・動画映像フィルムなど多様な資料の保存について検討し、簡易保存措置を指導、実行した。これらの作業についての詳細は、いずれ青木氏を中心にまとめられることを期待して、ここでは、映像フィルム類と図面類の保存措置について、青木氏から提供されたデータと写真を紹介するにとどめたい。

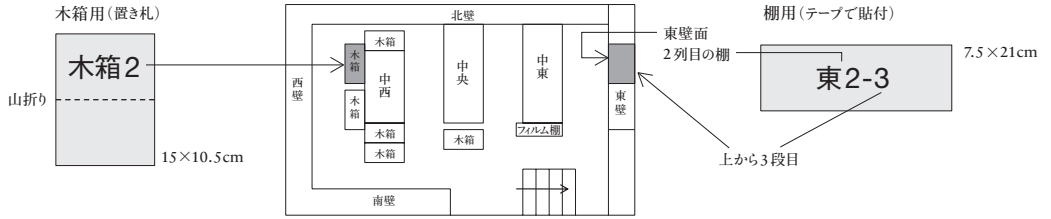
フィルムは、個人から寄贈された138本の16ミリフィルムで、貴重な地域映像を含んでいる。一部については教育委員会がデジタル化をしているということだが、土蔵内に残されているオリジナルフィルムについて、次のような簡易保存措置を行った。

[鉄缶にフィルムが入っている場合]

鉄缶:刷毛でクリーニングを行い、サビ等を落とす[写真8]

フィルム部分:フィルムの幅にカットしたピュアガードを内側に少し巻き込み、外側のフィルム部分をくるむ[写真9]。鉄缶にぴったりフィルムが入っていなかったものは、ピュアガードでフィルムを包みこんで鉄缶に戻した[写真10]

【現状記録1】 Step 1 | 棚/箱番号の付与と番号札の準備



【現状記録2】 Step 2 | 棚の全体スケッチと撮影

列 ↓ 列の全体撮影

段 →

- [1] 蔵内の平面図は既にあるものを利用し、異動のみ記す ↓
- [2] 棚番号と箱番号を設置する * 棚番号=棚(面)/列/段 ↓
- [3] 東西南北の壁面棚と中央の3本の棚を1面1枚で全体スケッチ。同時に、各面を全体撮影 ↓
- [4] 各棚の列ごとにスケッチと撮影を行う(左の写真参照)

【現状記録4】 Step 3 | 棚段と木箱のスケッチと撮影

段 →

- [1] 各棚の1段ごと(または数段ごと)に写真撮影を行う(左写真参照) ↓
- [2] 各棚の1段ごと(または数段ごと)にスケッチを行う。これは主としてStep4のブロック分け状況を書き込むためのものだが、文書の種類や配列が比較的単純で、Step2で作成した列全体のスケッチで代用できる場合は、そうしてもよい。 ↓
- [3] 大型木箱についても、全体のスケッチと撮影を行う

【現状記録5】 Step 4 | ブロック番号の付与と箱詰め

【例1】「まとまり」が顕著な場合

- [1] 原則左からまとまりごとにブロック番号を置いて写真撮影 ↓ **③** ターゲット ↓
- [2] スケッチにブロック番号を記入 ↓
- [3] ブロックごとにフルナンバーを記した付箋を挟み込んだ上で箱詰め。必要に応じ、色つきナイロン紐で仮括りする(仮括りであることを示すため)

【例2】「まとまり」が顕著でない場合

- [1] 原則左から適度な量をまとめて仮ブロックを作り、ブロック番号を置いて写真撮影 ↓
- [2] スケッチにブロック番号を記入 ↓
- [3] ブロックごとに色つきナイロン紐で仮括りし(仮括りであることを示すため)、フルナンバーを記した付箋を挟み込んだ上で箱詰めの

図4——作業要領(現状記録1-5)

【現状記録6】 箱番号の付け方(ラベル貼付または直接記入)

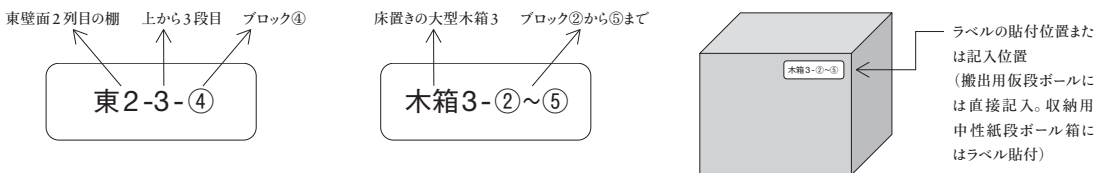


図5——作業要領(現状記録6)

次に、図面類は耕地図などの大型図面で、ロール状になっている。これについては1本ずつピュアガードで巻き込み、綿テープで1箇所留めた。

6:片付け

2日目の午後3時に土蔵2階のすべての資料を搬出し終えた後、2階の床全面に合板を貼り付けるかたちで床補強工事が行われた。工事は3日目午後3時に終了し、概要調査を終えた資料を順次土蔵に戻す作業を行った。できるだけ元の位置に戻すようにしたが、むき出してあった文書を段ボールに収納したため、やむを得ず元の位置をかなり大きく変更せざるを得なかった。

3-3:調査の結果

第1次調査の結果、土蔵2階の行政書類は、段ボール箱にして約200箱に上ることがわかった。そのほかのアーカイブズ資料としては図面類とフィルム類があり、それに加えて、さまざまな器物、道具類が収蔵されていることが確認された。

第1次調査では、このうち、行政書類約90箱(東壁棚置き分と床上木箱収納分のほぼ全部)、ならびに図面類とフィルム類について、概要調査まで終了することができた。したがって、次年度の第2次調査で残りの分の概要調査を終えて第1段階(全体調査)を完了し、可能ならば第2次調査において第2段

階の内容調査にまで歩を進めようということになった。

4 — 第2次調査 [2011年9月]

4-1:調査の実施

2011年度の第2次調査も、基本的には2010年度と同じ体制で行うことになった。第1段階のもっとも大きな作業である土蔵内での現状記録は、すでに1年目で終了しているため、初めての参加者には、事前に第1次調査のビデオ映像や写真を見せて、追体験してもらった。

第2次調査の実施日、実施場所、参加者は以下の通りである。

- 実施日 2011年9月12日～9月15日
- 実施場所 島根県飯石郡飯南町来島支所(土蔵)、同町内島根県中山間地域研究センター
- 参加者 31人(飯南町1人、島根県総務課公文書センター5人、島根大学法文学部社会文化学科歴史と考古教室8人、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻11人、松江市3人、国文学研究資料館1人、鳥取県立公文書館1人、その他1人)。なお、学習院大学の参加者内訳は、教員1人、博士課程4人、修士課程6人であった。

[現状記録7] Step 5 | 概要調査用紙の記入

飯南町役場来島支所蔵文書現状調査 記録用紙 (様式2)【記入サンプル】 No. _____

場所	番号	記録撮影	済み		
北壁	2-4-① ~2-4-⑦	<input checked="" type="checkbox"/>	2010/8/**		
保存容器/保存状況等	文書の概要	部局	種別	年代	形態・枚数
① 北壁2列-4段の棚は、左方に縦向きにされた文書が3列、内側2列はビニール紐で括られている。右方にビニール紐で括られた縦置き文書が4束。左方からビニール紐による束を基準に、ブロック①⑦とした。	(水道水質管理関係文書) 「水質検査委託事業関係書類」 「水質管理状況報告書」など	水道課	永年	昭36	縦・20冊
②	(水道施設整備事業関係文書) 「給水装置等国庫補助金交付要綱」 「原単事業関係書類」 「飲料水供給施設国庫補助事業」など	水道課	永年	昭42	縦・17冊
⑦	(外国人登録係文書) 「外国人登録係」	住民課	外国人登録係	平7.7	縦・1冊
⑦ 1	発信文書類	外国人登録係	外国人登録係	平7.7	縦・1冊
⑦ 2	庶務部長通達類	同上	庶務係	平6.8	縦・1冊
⑦ 3	外国人登録通達類	同上	外国人登録係	平6.9	縦・1冊
止	【以上】			平8.10	縦・1冊

2010.8.用紙作成 (飯南町・島根県・島根大学) 記入日 (2010/8/**) 記入者 (姓と名を記すこと) 役 No. ()

図6 — 作業要領(現状記録7)

第2次調査は、飯南町来島支所の土蔵から概要調査を終えていない段ボール箱約100箱を、ワゴン車等を使って5分ほど離れた島根県中山間地域研究センターの大会議室に運び込み、そこで作業をすることになった。同センターは調査チームの宿泊場所でもあり、便利かつ快適な環境で作業をすることができたのは、まことに幸이었다。

作業は、第1次調査の時と違い、ほぼ全員が概要調査に取り組んだ[写真11]。したがって、班の編成も極めて単純で、第1班から第5班まで5班に分けた。

4-2: 調査の結果

第2次調査については、まだ島根県の方で作業成果のまとめを行っている段階なので、詳しい報告はできないが、概要調査用紙への記入はほぼ終了し、一部の班は第2段階にあたる内容調査、すなわち文書1点ごとの目録作成に入った。内容調査では、手書き目録カードとマイクロソフト・エクセルによる入力用フォーマットを使用しているが、参考のため後者を示しておく[図7]。

5 — 今後の課題

この中間報告では、「旧赤来町役場文書」のアーカイブズ

学的な特徴や、歴史学的な面白さに触れることはなかった。まだ、それを具体的に指摘できる段階ではないからである。ただ、2回の調査を通して感じた印象を述べると、筆者がこれまで全国各地で見てきた明治期～昭和期の町村役場文書と比べても、かなり保存状態の良いまとまった史料群であるという気がする。比較的保存環境の良い土蔵の中で、あまり人目に触れることなく守られてきたことが原因のひとつであろう。

今後は、第2次調査で着手した内容調査を着々と進め、できればあと2年で第2段階の調査を終了したい。保存措置についても、当面は現在の飯南町来島支所土蔵を継続使用するという見込みで、最低限必要な措置を講じたいと考えている。しかし、その次の第3段階になると、課題は山積している。とりわけ、史料の利用体制をどう構築するかが問題だ。現在の土蔵では、保存はできても利用は困難である。利用を支える人の問題も大きい。が、明治～昭和期の役場文書として極めて貴重な文化資源、地域資源だと思うので、なんとかアーカイブズ的な施設と組織を整備して、地域の人たちが永くこれを活用できるよう、飯南町を中心に方策を考えていただきたいと願っている。調査プロジェクトは、第2段階の調査をもって一応終了することになるが、その後も、できるだけ協力は惜しまないつもりである。



写真8-10 — フィルムの保存措置



写真11 — 第2次調査風景

島根県飯南町「旧赤来町役場文書」内容目録 [2011/9/14]

場所	箱/列	欄	資料番号	枝番	文書の表表第と内容	作成者	宛先	年代	形態	数量	備考	入力者	入力日
東壁	2	2	9	1	1 土地台帳 [上米島 巻書]	来島村役場	-	明治23年	巻帳	1冊	枝番1～2の2冊、布紐で一括り	安藤正人	2011/9/14
東壁	2	2	9	1	2 土地台帳 [上米島 巻書]	来島村役場	-	明治23年	巻帳	1冊	枝番1～2の2冊、布紐で一括り	安藤正人	2011/9/14
東壁	2	2	9	2	田畑修正地価一筆取調帳	来島村	-	明治21年	巻帳	1冊	-	安藤正人	2011/9/14
東壁	2	2	9	3	(田畑文書帳)	-	-	(明治12年)	帳帳	1冊	-	安藤正人	2011/9/14

数字は半角

木箱などは欄番号不要

推定は()
内容換記は []

情報なしのセルにはハイフンを入れ

形態は帳簿は「巻帳」「横帳」「横半帳」など、状物は「巻紙」「綴紙」など、図面は「地図」「図

数量は「冊」「巻」「束」「通」「枚」など

保存形態の特徴などは備考に

図7 — 内容調査目録入力用フォーマット

2

[報告 | report]

韓国記録管理 人材育成の現場

「学習院大学東洋文化研究所 グローバル東アジア学40」派遣報告

Visiting Report on Global Studies of East Asia 40 Project of the Research Institute for Oriental Cultures,
Gakushuin University

齋藤柳子 | Ryuko Saito

1 — はじめに

私は学習院大学東洋文化研究所、「グローバル東アジア学40」の助成金を受けて、2011年8月1日から7日間、韓国の明知大学に派遣され、記録管理に携わる人材の育成と推進体制、精神力の継承、等について、直接見てまわる機会を得た。同大学記録情報科学専門大学院で教えている理論を、具体的にどのように記録管理の現場で実務展開しているか、本誌で紹介することで、日本における今後のレコードマネジャーやアーキビスト養成の参考になればと思う。

2 — 派遣内容

①派遣先

明知大学 記録情報科学専門大学院 記録管理専攻
(韓国ソウル市西大門区南加佐洞50-3)

②派遣期間 | 2011年8月1日[月]—7日[日]

③受入者 | Dr. キム・イッカ、Dr. イム・ジニ

④目的

明知大学は、1999年アーカイブズ科学研究科大学院を設立し2006年に「記録情報科学専門大学院」に名称を変

更し、理論と実務を一体で経験する教育体制が敷かれている。さらに、大学と共同付設の「デジタル・アーカイビング研究所」における記録管理の受注案件の展開方法について、以下の4点を事前に質問項目として送付し、研究を進めた(4項目は、筆者の修士論文参照)。

- 記録管理導入の受注案件から、具体的な展開方法と導入結果について
- 記録の研究・保存を通じて民主的社会的発展の土台を確立し、これを後世に伝える仕事を担うという、精神論の伝え方について
- 多くの人材をアーカイブズやレコード・マネジメントの分野に輩出している専門大学院の、実務者としてのトレーニング体制について
- 「リテンション・スケジュール表」の構築手法とアーカイブズに導く「評価・選別」の考え方について

3 — 考察と感想

事前研究で、韓国の記録管理の状況は、日本よりも先進的であると認識してはいたが、実際にプロジェクト現場を見学し、経過説明を受けてみると、従事するアーキビスト養成の手

堅さと推進体制に驚嘆した。

明知大学では「記録情報科学専門大学院 記録管理専攻」の修了生に、受注したプロジェクトの推進を担当させている。その現場で体験する様々な問題点の解決は、学内の「デジタル・アーカイビング研究所」において、理論上の検討がなされ、ベスト・プラクティスへ導く手法を修了生に示しながら、一人前のアーキビストに育て上げていく様子を見せてもらった。

「新人の時、記録管理^[1]に取り組もうとする動機は何であったか」とディスカッションタイムで質問したところ、人により答えは様々であったが、究極の答としては、「記録管理を普及させることにより、対象となる人、場所、組織、国家、思想、等の社会的価値観を高めることができる、ということに意義を感じる」ことが着地点になるであろうと、Dr. キム・イッカンがまとめられた。これこそが、記録管理に取組む精神論であると思った。

確かに未だ知られていない偉人、遺産、組織、国の施策、人々の生活、等が、資料が不十分で事実が解明されない状態であった場合、資料が後年発見され、整理・分析・公開された途端、衆目を集め、世評を得、しかも人々に感動を与えている例は限りなくある。明知大学では「記録を守り、記憶を伝える」という控え目な言い方ではなく、「社会的価値観を高める」という攻めの姿勢を示していた。

この背景には、民主化運動を通じて勝ち得た、1999年「公共機関の記録管理に関する法律」の成立があることを忘れてはならない。記録を管理し、情報公開を推進することと、国政のアカウントビリティが確保されるようになった。

「男性は徴兵制度で国家を考える時期があり、精神はゆるがないのではないかと私はさらに質問した。「いや、その約2年前の間に叩き込まれた思想を、民主的な考えに戻すのに、われわれ大学人はどれだけ苦勞をしているか」という答えが返ってきた。満19歳までに徴兵検査を受けるため、一般的には大学で1・2年まで過ごしてから休学して兵役に就くケースが多いようで、除隊して大学に復帰した「復学生」が大変多く、韓国社会に内在する冷戦構造を、自分たちの手で切り崩していく韓国民主化運動の精神の継続達成には、記録管理も絡めて苦勞があることが伺えた。

このような普及を図るには、記録管理の世界に携わる人材を集め、教育していかなければならない。教育したからには、仕事を与えなければならぬ。明知大学では、それが一貫して大学で行われている。しかも大学院だけが取り組んでいるのではなく、学部の教授からも受注の糸口が伝えられ、大学

院と学部が一体となって受注交渉に取り組んでいる。今回見学をさせてもらった、「財団法人 韓国棋院」の受注に至る経緯は、次のようである。

学部の文化財専門の教授が「囲碁は中国、日本、韓国で盛んであるが、トップレベルを維持するには、国の無形文化遺産として過去の技能と記録を継承維持すべきであるが……」とDr. キム・イッカンに相談した。韓国棋院の地下書庫の現状を検分したところ、劣化が進んでいる記録類について早急に保存対策が必要であるという課題が浮上し、その教授と共に文化庁に掛け合い、記録管理の重要性を提案したところ、案件が受注できたそうである。

地下書庫の現場では、プロジェクト担当者(修了生)2名と現役大学院生2名が、1945年以降の定期刊行物に掲載された「特集記事」に関する目録を作成中であった。二つ目の作業として、対局棋譜(囲碁の勝負結果)をデジタル化しデータベースを作成すること、三つ目に大量に溜まった写真やスライドを整理すること、が課題である。写真は誰が写っているのか不明であるものが多く、主なものはデジタル化してウェブにアップし、“Who’s who”で一般から名乗りをあげてもらうか、情報を書き込んでもらいながら、一点一点、貴重な画像を整理していくという。このようなアイテム単位での作業を地道に行い、かなりの工数が予想されても整理していく、という意気込みであった。

とりえず先に、湿気でカビが発生し劣化が進行している地下書庫の記録類の整理に着手し、その後、デジタル化しデータベースを作成し、さらに法人としての現用記録の体系化も行わなければならない。このプロジェクトは、オフィス移転が途中で行われる予定であり、それに合わせてレイアウト設計、新規設備(空調設備、什器備品選定、等)と保存環境の改善整備も伴うため、約3年間のロングランプロジェクトだそうである。大学だけでなく、各分野の外部専門家(物理的処理の専門会社、等)と協力して、プロジェクトを運営していくよう、準備中であった。

プロジェクトの納期管理は厳しく、担当者である修了生のコスト意識を鍛えていく。大学の研究というよりは、まるで企業のようなのである。プロジェクト担当者には給与(学生が都会で一人暮らしができる程度の給与)を支払い、真剣勝負で取り組ませる。博士課程を修了しても正式な職業が見つからない「ポストク」にならないように、大学が自ら受注した案件を修了生に担当させ、実務で鍛え、プロジェクト終了後は、そのまま当該組織へ人材を送り込む可能性をつくり出している。



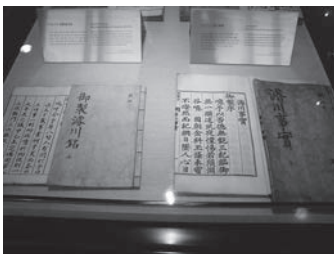
デジタル・アーカイビング研究所の前で



韓国棋院プロジェクト担当者(修了生)が目録作成中



ディスカッションタイム



18世紀の清溪川の記録(清溪川博物館)



清溪川(光化門付近)

8月1日[月]

[11:30]羽田空港発 → [14:00]金浦空港着 → [16:00-17:00]明知大学

Dr. キム・イッカン、Dr. イム・ジニに挨拶。学内の「デジタル・アーカイビング研究所」にて、主任研究員とプロジェクト担当の大学院修了生13人程のスタッフに自己紹介。今週の予定、用意された研究室の利用方法、ドアのセキュリティシステム、建物の入館閉館時間について説明を受ける。

8月2日[火]

[9:30-18:00] 研究室で4日[木]に実施予定のプレゼンテーションを英語に翻訳

8月3日[水]

[9:20-12:00]

- 記録管理プロジェクト「財団法人 韓国棋院」の現場を訪問
- 地下書庫の文書保存管理状況と目録作成作業を見学
- 劣化した資料類のプリザーベーションの方法についての打ち合わせ(ハングル)に参加
出席者: [韓国棋院]普及チームマネージャー、プロジェクトマネージャー、スタッフ/[物理的処理の専門会社「BIOMIST」]Dr. キム・キーヒョン/[明知大]Dr. キム・イッカン、Dr. イム・ジニ、プロジェクト担当者2名
- プロジェクト案件の受注までの経過をDr. キム・イッカンより伺う。

[13:30-17:30] 大学研究室に戻り、プレゼンテーションの翻訳を継続

8月4日[木]

[10:00-11:00] 2つのプレゼンテーション実施

[テーマ]①「3.11は日本のシステムを変える——この被災を捉えアーキストは何ができるか」

②「レコード・マネジメントの導入からアーカイブズへ」

出席者: Dr. キム・イッカン、Dr. イム・ジニ、主任研究員4名

[11:00-12:00] 質疑応答

[13:00-15:00] 訪韓前に送付した4つの質問に対する回答を受け、ディスカッションタイムでは、日本語でコミュニケーションが許され、Dr. キム・イッカンがハングルで出席者に通訳。

[19:00-20:30] ソウル都心にて、韓国アーキスト・レコードマネージャー協会(KARMA)——日本の全史料協のような団体主催の教育プログラム「記録管理に将来携わるためのガイドライン」の第3回目の講義を、Dr. イム・ジニが実施、約1時間半見学(ハングル)。筆者は自己紹介で記録管理の面白さをアピール(英語)。

出席者: 他大学院生や記録管理に従事している20-30歳代の社会人、約20名

8月5日[金]

東洋文化研究所宛の「派遣報告書」をまず英語で作成し、記入内容に齟齬がないか、Dr. イム・ジニに内容のチェックを受ける。

8月6日[土]

[10:00-15:00] 清溪川(チョンゲチョン)を見学

現大統領イ・ミョンバクがソウル市長時代、1958年から暗渠であった河川を2003年から2年3か月におよぶ復元工事の後、都心の生態河川として2005年に再生した、今では市民の憩いの場、ビオトープ。最下流にある清溪川博物館で日本語の資料を入手し、上流へ向かい東大門付近までの畔を歩く。

8月7日[日]

[9:30-11:30] 清溪川の上流、光化門付近から、前日中断した東大門付近まで下流に向かって歩き、全行程踏破 → [16:25]金浦空港発 → [18:30]羽田空港着

この方法によりデジタル・アーカイブ研究所としても、文献からだけの理論ではなく、現場で改良された現実性のある理論に仕上げるができる。理論の基になる情報は、主任研究員があらゆる角度から収集し、体系付け、いつでも利用できるように準備している。このバックアップ体制により、プロジェクト担当者は2-3のプロジェクトを並行して進めることができるらしい。

仕事が見つかるのであれば、若い人材も集まるわけである。明知大学だけでなく、他大学生やすでに社会人になった者も志願できるよう、教育プログラムは夜間、学外でも行われていた。見学したのは、韓国アーキビスト・レコードマネジャー協会(KARMA)主催の出張講義である。7月21日から毎週木曜日、6週連続で、ソウル都心で開催されていた。

講義のプログラムは「法と政治政策」「公的機関のレコード・マネジメントとアーカイブズ」「記録管理基準表」「デジタル・アーカイビング」「コミュニティ・アーカイブ(ソンミ村)」「レコード・マネジメントとデモクラシー」であった。講師陣はその道の第一人者で、明知大学だけでなく、他大学の教授も協力している。すでに実務についている明知大卒業生のアーキビスト達が、志願者の相談相手になり、講義終了後、車座(オンドルの床にすわる習慣)になって話し合いをしていた。出席者の中には、記録管理の話は初めてという参加者もいるらしいが、皆、熱心に講義を聞き、質問をしていた。夜間、仕事が終わってから集合し、講義終了後さらにディスカッションを重ねている若者の姿を見て、私は韓国の「勢い」を感じた。

この派遣プログラムに際し、私は2つのプレゼンテーションを英語で行った。派遣4日目のディスカッションタイムで話し合われた内容から、記録管理における解決課題は、日本も韓国も変わらず、世界共通であることが分かった。

例えば、訪韓の1週間前にソウル市は大雨で地下鉄まで浸水し、ソウル市庁の地下書庫も水浸しになった。それで、東日本大震災で被災した公文書のプレザーベーションの話を紹介すると、その方法に関心が集まった。私は水損処理のことだけでなく、リスク管理として、組織におけるバイタル・レコードの認定についても触れた。

さらに、現在、私が取り組んでいるプロジェクト、「高エネルギー加速器研究機構の法人文書管理」について説明をしたところ、論点の後半で触れた「研究開発分野におけるレコード・マネジメント」については、韓国でも課題となっているそうである。研究開発は各分野の専門性が極めて高く、記録管理で初めて遭遇する内容もあり、機能分類の設定は多

様化して標準化しにくく、試行錯誤している、ということが話題となった。

こちらの質問に対しては、予め回答を準備して頂いた。しかも自動翻訳ではあるが、日本語で提出してくれた主任研究員もいて、Dr. キム・イッカンはその心意気を誉め、自分が指示なくてもスタッフが真摯に取り組んでくれたことに喜んでおられた。私はハングルが理解できなかったが、英語でコミュニケーションが取れたので不自由はしなかった。聞くところによると、韓国の高校生は、中国語と英語が必修科目で、その上、日本語の話し言葉は、漫画で覚える人が多いらしい。アジアの3言語を話し、英会話もできる韓国の若者は、確実にグローバル化に向かっている。「グローバル東アジア学40」の派遣主旨としても、世界を見据えた勉学や研究を行い、海外で発言できるように、自分を鍛えておくべきであると思うようになった。お世話になった明知大学の皆様、このような派遣の機会を与えてくださった東洋文化研究所に、紙面を借りて改めて感謝を申し上げたい。

1 — 韓国でいう記録管理とは、レコード・マネジメントとアーカイブズの両方を一体化して実施することを指している。

3

[報告 | report]

*Keeping Archives*を読む

GCASサブ・ゼミナール2011活動報告

Reading *Keeping Archives*: Report on Sub-Seminar 2011

大木悠佑＋齋藤歩＋零石忠宏＋澁谷梨穂

Yusuke Ohki, Ayumu Saito, Tadahiro Shizukuishi and Riho Shibuya

はじめに—— 議論の場としてのサブゼミ

大木悠佑

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 (GCAS以下、本専攻)では、他専攻と同様、学生による自主的な研究会を開催している。本稿では博士前期課程の学生を中心とした自主ゼミ「GCASサブゼミ2011」の活動を紹介する。

GCASサブゼミの目的

GCASサブゼミ2011の目的は、アーカイブズ学の用語や基本的な概念について理解を深めることである。本専攻には、国文学・歴史学・経済学・政治学・建築学あるいは現役のレコード・マネージャー等様々な専門分野とバックグラウンドを持つ院生が集まっている。それに加えて、アーカイブズ学は学問領域が広く、諸外国の先進的な知識を扱うため、理解に差異が出ることもある。たとえば“Archives”という言葉でも、それぞれが意識するものは微妙に異なっている。サブゼミでは、互いの意見が一致することではなく、理解が重なりあう部分を確認して、日本でのアーカイブズ学の理論的な基盤を築くことを目指している。

その活動は、担当者が文献をまとめ、参加者の疑問点や

意見を、他の文献やテキストを参照しながら、議論を通して理解を深めていく方法をとっている。現在までに扱われた主な文献は、表1の通りである。最初は自由に文献を持ち寄っていたため、テーマが拡散する傾向にあった。そこで、本専攻でも基本的な文献として扱われている*Keeping Archives* 3版(以下、KA)[1]を取り上げ、章ごとに担当者、テーマを決めることにした。余談ではあるが、本専攻の安藤正人教授もこの*Keeping Archives*を題材とした研究会を行っていた。

*Keeping Archives*とは[2]

*Keeping Archives*は、オーストラリア・アーキビスト協会により、現在3版まで刊行されている。初版は1987年に、アーカイブズ業務の全てのエリアをカバーするマニュアルとして、及びアーカイブズ学の理論と実践を学ぶ学生のための基本的なテキストブックとして刊行され、全11章より構成されている。2版は1993年に刊行され、伝統的な紙媒体にとってかわる電子文書のレコードキーピング・システムへのアーキビストの役割などを加えて、14章より構成されている。3版はその15年後に刊行された。この間電子環境、インターネットなどの社会的状況の変化はアーカイブズの理論と実務に対

しても重要な影響を与えている。たとえば、ライフサイクル論を批判的に進展させたレコードコンティニューム論、記述や記録管理の国内的、国際的な標準^[3]などである。こうした理論的な進展を踏まえて書かれた3版は初級アーキビストの実践的なマニュアルであり、学生のテキストブックであり、経験を積んだアーキビストに最新の情報を提供し、再教育のテキストでもあるという多様な役割を果たすことを意図している。その構成は4部18章から成り、アーカイブズの立上げ、施設、保存を扱う第1部‘Getting started’、評価選別、移管、編成記述といったアーカイブズ資料のマネジメントを扱った第2部‘Managing the archives’、アクセス、レファレンス、検索手段、デジタル化を扱った第3部‘Promoting the archives’、電子媒体、図面や音声記録、動画を扱った第4部‘Managing more than paper!’となっている。

『GCAS Report』での構成

ここでは、今年度のサブゼミの活動のなかから、KAを扱った一連の活動「KAを読む」の報告をおこなう。本誌への掲載

にあたり、各担当者の発表を、章毎に「概要/質疑/考察」の3部構成に再編している。その際、本文中のアーカイブズ学に関する専門用語や言い回しは、原文を記すことにしたので、誤訳や不備等があれば、読者からの批判を待ちたい。アーカイブズ学の基本的な概念について、議論の場を設けること、意見の交換を行うことこそが本稿の狙いである。サブゼミの活動が、日本における今後のアーカイブズ学の発展にとって不可欠な議論につながることを期待したい。

1 — Jackie Bettington, Kim Eberhard, Rowena Loo, Clive Smith eds., *Keeping Archives* 3rd ed., The Australian Society of Archivists, 2008.

2 — 以下の *Keeping Archives* の概要説明に関しては Clive Smith による KA「まえがき」pp.7-8 を参照している。

3 — 記述の標準として、International Council on Archives により、ISAD(G)2nd, ISAAR(CPF)2nd, ISDF, ISDIAH が定められている。また、記録管理については、オーストラリア国内では AS 4390 Australian Records Management Standard が、国際的には、これを基に、ISO15489 “Information and documentation - Records management -” が設定されている。

表1 — GCASサブゼミ2011の活動一覧。本誌では、KAを読む①-④について報告する

実施日	担当者	報告名	主な使用文献
1 2011年2月13日	大木悠佑	アーカイブズのパラダイムシフト	安藤正人「アーカイブズ学の地平」 〔「アーカイブズの科学」〕
2 2011年2月13日	澤田幸一	レファレンスサービスを考える①	<i>Providing Reference service for Archives & Manuscripts</i>
3 2011年2月21日	齋藤柳子	Welcome to Mr. Jan Askhoj — 日本におけるレコード・マネジメントの現状	国立公文書館が実施する 研修の将来体系イメージ
4 2011年3月5日	橘昌之	第3章「アーキビストによる啓発戦略」 の概要	『電子記録:アーキビストのためのワークブック』 (ICA報告16) 国際公文書館訳
5 2011年4月16日	澁谷梨穂	レファレンスサービスを考える②	白井哲哉 「文書館の利用と普及 — 利用者の観点から」 〔「アーカイブズの科学」〕
6 2011年4月16日	齋藤歩	レファレンスサービスを考える③	KA Chapter 11 'Access & reference services'
7 2011年9月24日	大木悠佑	KAを読む①	KA Chapter 1 'What are archives & archival program?'
8 2011年9月24日	齋藤歩	KAを読む②	KA Chapter 10 'Using computers'
9 2011年9月27日	雫石忠宏	KAを読む③	KA Chapter 12 'Finding aids'
10 2011年10月24日	澁谷梨穂	KAを読む④	KA Chapter 7 'Accessioning'

[実施日] 2011年9月24日[土] | [担当] 大木悠佑

[課題] Rowena Loo, Kim Eberhard and Jackie Bettington
| Chapter 1 |

‘What are archives & archival programs?’

[キーワード]

archives, archivist, practical guide, theory and principles,
provenance, original order, records continuum

1-1: はじめに

大木 — 第1章では、アーカイブズ学の基本的な理念や原則を紹介しています。アーカイブズの果たす役割やレコードコンティニウム理論といった現在のアーカイブズを取り巻く状況にも触れているため、後に続く2-18章の導入的な役割も果たしています。

1-2: 概要報告

本章はアーカイブズの本質とアーカイブズに関するプログラムについて扱った章である。その構成はアーカイブズとは何かから始まり、その重要性、専門職団体、実践を行うために必要な理論、専門的な議論、そしてアーキストが行う仕事となっており、アーカイブズに関する基本的な事柄に触れている。以下ではその順に従い内容を紹介していく。

「アーカイブズ」とは、組織や個人が日々の活動の中で維持してきた記録のうち、選別され、継続して維持される記録のことである。その種別(日記や草稿、手紙など)や媒体(地図、写真、動画、電子記録など)は様々である。

アーカイブズは、組織、地域、団体、国家の財産として、未来の世代に対して現在の活動を伝える。潜在的なアーカイブズである記録は説明責任と透明性を支えるものであり、活動の記録は文化的遺産やアイデンティティの証拠を保証して、物語を形成する。そのため、アーカイブズは重要なものであり、残され、引き継がれていく。

アーキストは評価選別、保存処置、編成と記述をして、利用者の様々な利用を保証する義務を持つ。多くのアーキストは現在の活動の記録を、未来でも利用可能とするために、記録の管理運営やレコードキーピング・システムにアドバイスをする。

アーキストは、政府機関や地方自治体、会社や宗教団体、

大学、博物館といった機関で専門職として、また私的なコンサルタントとして、様々な場所で働いている。専門職としてのアーキストを支援する団体としてオーストラリアにはオーストラリア・アーキスト協会がある。

アーカイブズで実践されている理論や原則は、アーキストがアーカイブズ資料を物理的管理、知的管理をする時に基本となるものである。物理的管理とは保存庫や検索手段の改良、機能整備を行うことであり、知的管理とは記録の作成のコンテキスト情報や出所について調査することである。「出所原則」(the principle of provenance)は記録と作成、管理、利用に責任のある組織、団体、個人との関係を保存する。記録は作成や利用、管理時に特有の秩序が生じる。「原秩序の原則」(the principle of original order)はその秩序を維持し、記録の作成、利用のコンテキスト情報を保存することによって、記録の真正性を守る。上記2つの原則に則して、アーキストは記録を編成し、記述する。アーカイブズは単体ではなく、他の記録や組織との関係に基づいて意味が理解されるので、編成・記述はその関係を保存し、記録化する。編成はアーカイブズ資料の群としての関係性を重視するため、個々のアイテムには分類しない。その手法は、初めは作成した組織や個人、すなわちフォンドあるいはレコード・グループを単位として、編成されてきた。しかし、その組織や個人の機能に変更があった場合、誰がその活動に関与してきたかの追跡が困難であった。その課題に対応するために、1960年代以降、オーストラリアでは、編成や記述を同一の機能や活動より生じた一連の記録のかたまりであるシリーズを単位として行われる様になった。記録を組織や個人から独立させ、一方で複数の作成組織や個人とリンクさせることで、記録と出所である組織・個人との関係を繋いでいる。これはシリーズ・システムと呼ばれている。

記録の評価選別はアーキストの重要な役割である。オーストラリアの記録管理標準AS4390には、「評価選別とは業務の必要性、組織の説明責任とコミュニティの期待を満たすように、どの記録を捕捉し、どれだけの期間、記録を維持するかを決定するため、業務またはその機能を評価する行為」[4]と定義されている。組織や個人の機能を調査し、どの記録を維持していくかを決定する事が、アーキストのカギとなる能力である。

伝統的な記録管理[5]において、アーキストは記録の最終段階にのみ関与してきた。1990年代以降、オーストラリアでは、レコードコンティニウム理論が、デジタル化の進展に伴いアカデミックの世界で発展してきた。レコードコンティニウム理論は、記録の作成段階(あるいは作成以前のレコードキーピング・システムの

設計にも関わって)から首尾一貫した記録のマネジメントプロセスに関与する。記録の存在全てに関わる理論である。記録が、ライフサイクル論のように段階を経ていくのではなく、記録が複数の次元に存在するものと見なす。レコードコンティニウム理論は4つの軸と4つの次元により構成される。アーキビストは伝統的に第3、第4次元に関わってきたが、コンティニウム・モデルは記録が手元に届くのを待っているのではなく、十分なポリシーと実務を伴ったレコードキーピング・システムによって記録が確実に作成、維持されるように、記録の作成段階に関与しなくてはならないことを示唆している。

アーキビストはアーカイブズ資料を専門的に管理するために、以下の点に精通している必要がある

- 記録とアーカイブズの本質と近代以降の発展
- 記録を収集し、その価値を長期的に維持する方法
- アーカイブズ資料のケアの方法(保存の方法)
- 著作権や機密情報、プライバシーの保護とアクセス権(利用権)についての責任と法的な問題の理解
- アーカイブズをコントロールするための編成、記述とアーカイブズ資料を利用可能にすること。
- アーカイブズ資料を利用したいと思う人々へのサービスの提供方法
- アーカイブズ資料の利用を促進する方法

大規模なアーカイブズ機関に勤めるアーキビストは特定の分野の専門家であればいいかもしれないが、一方で小さな機関に勤めるアーキビストは全ての業務をこなすことが求められる。

現在レコード・マネージャーとアーキビストが扱う領域はより近くなっている。記録の管理に携わる両者を、レコードキーピング専門職とよぶこともある。オーストラリア・アーキビスト協会とオーストラリア・レコードマネジメント協会はレコードキーピング専門職の知的領域について声明をだしている。その目的は、レコードキーピング専門職が社会、共同体、組織をサポートし、決定、行動、記憶の意味を明らかにすること、および記録とコンテキストを保証し、過去、現在、未来に重要な橋を架け、そのために記録が発生する環境やその環境の中で記録が証拠として働く方法を理解することとしている。

アーキビストは記録を守り、保存し、現在、未来の世代に利用可能な、社会や文化の記憶の保管者である。この本は初級アーキビストが直面する課題に対して有用で、実践的なガイドである。その中で、この章は、アーキビストの仕事を実践する理論や原則がどのようなものかを端的に示している。

表2 — 第1章の構成

1.1	What are archives?
1.2	... and why do they matter?
1.3	Archives and archivists
1.3.1	Where do archivists work?
1.3.2	The professional archivist
1.4	Some theory... to underpin the practice
1.4.1	Provenance
1.4.2	Original order
1.4.3	Arranging archives
1.4.4	Selecting archives-appraisal
1.4.5	Records Continuum
1.5	Professional debates
1.6	The work of the archivist
1.6.1	Recordkeeping professionals
1.7	Conclusion

1-3: 討論

——レコードキーピング(recordkeeping)とはどういった概念ですか。また、レコード・マネジメントやアーカイブズ・マネジメントとの違いは。

大木 —— まずレコードキーピングがどう定義されているか確認しておく、本書では「業務行為の、完全に正確で信頼できる証拠の作成、維持に関わる全ての活動」[6]とあります。また、アメリカ・アーキビスト協会の用語集では「経営、活動、財務上の必要性や責任に沿うように、記録を体系的に作成、利用、管理処分すること」[7]となっています。また、オーストラリアのアーキビスト、アン・ペダーソンによれば、

業務の完全かつ正確で信頼できる証拠を、記録情報の形で作成し、維持すること。以下の内容を含む

- a: 業務における記録の作成と、適正な記録の作成を保証する手段
- b: レコードキーピング・システムの設計、稼働、運用
- c: 業務上使用される記録の管理(伝統的にはレコード・マネジメントの領域)と記録史料の管理(伝統的にはアーカイブズ・マネジメントの領域)[8]

とされています。古賀崇は英米圏の文献では、単なる「記録の保有」を意味する“record keeping”や“record-

keeping”とは違い、“recordkeeping”は記録の作成時点から記録を生み出す環境も視野に入れる必要があると指摘しています[9]。

以上よりわかることは2点あります。1点目はレコードキーピングとはレコード・マネジメントとアーカイブズ・マネジメントの両方に関わる概念であること。それは両者の統合を目指すものとも言えます。一方でそれはただ単純に両者の統合というわけではないということでもあります。それは2点目になりますが、業務の記録として完全に正確で信頼できる証拠を作成、維持する行為であり、そのためレコードキーピング・システムの設計や稼働、運営にも関わることです。つまり、ただ単純に存在している記録の管理、運営ではなく、業務の証拠としての記録を、作成、維持、管理する、「記録の存在世界全体」[10]を対象としているのがレコードキーピングの概念だと思われます。記録を現用、非現用と分けるのではなく、統合された情報として扱うレコードコンティニューム理論はレコードキーピングを実践するための理論的支柱だとも言えます。

—— そのレコードコンティニューム理論は従来のライフサイクル論とどう違うのですか。

大木 —— レコードコンティニューム理論は、記録を物的存在としてとらえるのではなく、情報としてとらえています。また、ライフサイクル論が作成から最終処分まで時系列的に記録をとらえるのに対して、連続した時間・空間の中に存在し、複数の次元に位置するものと捕えています。この理論は4つの軸と4つの次元により構成されています。レコードキーピング軸(recordkeeping)、証拠軸(evidentiality)、主体軸(identity)、行為軸(transactionality)と、第1次元:作成(create)、第2次元:捕捉(capture)、第3次元:組織化(organise)、第4次元:多元化(pluralise)です。情報はレコードキーピング軸において“document”、“record”、“archive”、“archives”、として捕捉されます。“document”、は行為を表象したものであり、“record”はそういった“document”やコンテキスト情報を関連させて記録管理システムの中に捕捉されたものです。記録管理システムに取り込まれた“record”は同時に“archive”でもあり、“archives”でもあります。“archive”は組織や個人で共有される情報のことであり、“archives”は組織を越え、社会に広く共有される情報となります。そこでは、“archives”は超長期的に保存される記録を意味するのではなく、社会で共有される記録として扱われます。つまり、社会で共有される(=“archives”)けれども短い期間で、現実から消滅する記録

もあるということです。ただし、レコードコンティニューム理論では、記録を情報として扱うため、一度レコードキーピング・システムに取り込まれたら、記録が物理的に存在しなくても、他の“record”と関連することによって、記録として扱われることになります[11]。

1-4:まとめ

KA第1章はアーカイブズにおいて実践されている原則と理論を紹介している。その中では、Q&Aでもあったように、アーカイブズ学のパラダイムシフトを象徴するレコードキーピングやレコードコンティニューム理論が扱われているが、これらは電子化や情報の共有、説明責任といった社会の変化に影響を受けて成立した概念である[12]。電子記録が効力を持つことになり、証拠性を保つため、真正性、信頼性、完全性を保証する必要が生じている。これらは、記録管理の国際標準ISO15489でも記録(媒体を問わず)の要件とされている。また、行政や企業は説明責任を問われることとなり、組織の法的、財務的価値を満たすだけでなく、ステークホルダーに対して責任を果たすよう、記録の作成、管理が求められる。記録に対する社会の要求によって、アーキビストは対象である記録を物ではなく情報として扱い、アーカイブズ機関の中だけでなく記録の発生する場所や、記録を捕捉するシステムの中へと活動範囲を広げつつある。こうした変化を受けて、理論化されたものが上記のレコードキーピングとレコードコンティニューム理論である。オーストラリアでは、レコードキーピングを実践するDIRKS マニュアル[13]を開発している。日本のアーカイブズ機関でも、国立公文書館や広島県立文書館がこのマニュアルを利用している[14]。しかし、理論的にも、実務的にも積み重ねが必要であろう[15]。

ISO15489は2001年に定められたが、この標準は、オーストラリアの国内標準AS4390を元に作成されている。つまり、オーストラリアでの記録管理が世界の記録管理の在り方に影響を与えている。オーストラリアで行われている記録管理には、上述のレコードキーピングやレコードコンティニューム理論が少なからず影響していることを踏まれば、本書で扱っている概念はアーカイブズ学の先端に位置するものであり、記録管理が目指すべき世界を示していると考えられる。

4 — “Selection, known as ‘appraisal’ is the process of evaluating business activities (or functions) to determine which records need to be captured and how long the records need to be kept in order to meet business needs, the requirements of organisational accountability and community expectations.” in *KA*, p.20.

5 — 伝統的な記録管理は、記録を作成、現用、半現用、処分決定(廃棄)アーカイブズへ移管)に分け、現用・半現用段階をレコード・マネージャーが、非現用部分をアーキビストがそれぞれ責任を持っていた。

6 — “The term ‘recordkeeping’ refers to all activities associated with the making and maintaining of complete, accurate and reliable evidence of business transactions (records).” in *KA*, p.12

7 — Richard Pearce-Moses, *A Glossary of Archival and Records Terminology*, Society of American Archivists, 2005.

8 — <http://john.curtin.edu.au/society/glossary/index.html>
ウェブサイトのアクセス確認日は2011年12月27日(以下同)。

9 — 古賀崇「レコードキーピング: その射程と機能」(高山正也先生退職記念論文集刊行会編『明日の図書館学を拓く: アーカイブズと図書館経営』、樹書房、2007、60-71頁)。なお、本稿中の「レコードキーピング」とは、特に断りがない限り、“recordkeeping”を指す。

10 — 安藤正人「レコードキーピングとアーカイブズ——現代の記録管理を考える」(『情報の科学と技術』58巻11号、2008、535-541頁)。

11 — 以上のレコードコンテンツ管理理論の理解については主に以下を参考とした。坂口貴弘「記録連続体の理論とその適用——記録の評価選別における機能分析プロセスを例に」(『レコードマネジメント』No.47、記録管理学会、2004、pp.15-33)。中島康比古「編集者への手紙——『アーカイブズ: 社会におけるレコードキーピング』を読みながら考えたこと」(『レコードマネジメント』No.54、記録管理学会、2007、3-11頁)。

12 — アーカイブズ学のパラダイムシフトと社会の変化の関係については、安藤正人「アーカイブズ学の地平」(国文学研究資料館編『アーカイブズの科学』(上巻)1部2編1章、柏書房、2003、166-186頁)。

13 — Designing and Implementing Recordkeeping Systems (記録管理システムの設計と導入)とは、「組織分析」「機能分析」から始まり「記録管理システムの設計」と「導入」「見直し」まで、8段階のステップにより構成されている。詳細は註14、15の論文を参照。

14 — たとえば、国立公文書館では、田嶋知宏「機能別評価選別による行政文書の評価と選別——内閣府男女共同参画局を事例として」(『北の丸』第40号、国立公文書館、2007、88-111頁)。田嶋知宏「行政文書の評価選別に寄与する日本版機能別評価選別マニュアル(素案)作成の試み」(『北の丸』第41号、国立公文書館、2008、82-103頁)。また、広島県立文書館では、安藤福平「DIRKSマニュアルを適用した業務活動分析について」(『広島県立文書館紀要』第9号、広島県立文書館、2007、101-118頁)。荒木清二「DIRKSマニュアルの適用による業務分析——県教委文化課を事例として」(『広島県立文書館紀要』第10号、広島県立文書館、2010、120-146頁)。荒木清二「DIRKSマニュアルの適用による業務分析とレコードスケジュール試案の作成——広島県教育委員会文化財課を事例として」(『広島県立文書館紀要』第11号、広島県立文書館、2011、31-85頁)が挙げられる。

15 — 日本でレコードキーピングを扱った文献のうち、本稿で直接触れなかったものを参考として以下に挙げておく。中島康比古「レコードコンテンツ管理が問いかけるもの」(『レコードマネジメント』No.49、記録管理学会、2005、20-38頁)。中島康比古「レコードキーピングの理論と実践——レコードコンテンツとDIRKS方法論」(『レコードマネジメント』No.51、記録管理学会、2006、3-24頁)。

2 — KAを読む②

[実施日] 2011年9月24日[土] | [担当] 齋藤歩

[課題] David Roberts

| Chapter 10 | ‘Using Computers’

[キーワード]

collection management system, records management system, web presence, dynamic database searching, Web 2.0

2-1: はじめに

齋藤——この章では、コンピュータ等がアーカイブズ業務に与える影響を考察します。各種管理システムの構築方法を端緒に、イントラネットやウェブといったネットワークを活用した情報管理やサービス提供を検証して、Web 2.0の利用可能性にも言及しています。

2-2: 概要報告

コンピュータをはじめとする、情報通信技術(ICT: Information and Communication Technology)は、今日のアーカイブズ業務にとって効果的に機能するツールである。本章では、コンピュータの導入、コレクション管理/記録管理、アーカイブズの専門業務、ウェブ活用の点から、ICTがアーカイブズへもたらす利益について理解を深める。

ミュージアムやライブラリーを含めたアーカイブズ機関等の資料管理に特化したソフトウェアを、コレクション管理システムと呼ぶ。なかでもアーカイブズに特化したソフトウェアの基本的な役割は、知的内容と物理的特性^[16]からアーカイブズならびに作成者や利用者のコンテキストを記述することと、受入からレファレンス・サービス、電子化までのアーカイブズの管理プロセス全体をサポートすることである。アーカイブズ管理に特化したシステムは、①市販システム、②(非営利目的等の)利用制限付き無償システム、③フリーウェアの3種類に分けられ、ミュージアムやライブラリーの管理システムにも転用できる。すべての記録とアーカイブズを連続的に扱う方針のもとで管理できれば、現用記録の作成およびファイリングの時点で、アーカイブズに必要なたくさんの記述情報「メタデータ」がすでに存在することになる。多くの記録管理システムはアーカイブズ管理の役割を担うこともあるが、現在、記録管理とアーカイブズ管理の要件をどちらも完全に満たすように設計されたソフトウェアはない。コレクション管理システムを選ぶ際には、機能要件とコストを比較しながら、

過去の事例を参照したり、類似の経験を積んだ仲間にも頼ることも必要である。AccessやFileMakerといった市販のデータベース構築ソフトを使って、独自にシステムを開発する方法もある。

コレクション管理以外のアーカイブズ業務に対してもコンピュータは役立つ。「ひな形」「ガイド」「索引」「図表」を使って文章のレイアウトや書式を標準化することは、アーカイブズ機関の発行物を見やすくしてその独自性向上にも寄与する。レファレンス・サービスに際して、とくにEメールでの問い合わせには、定型文であってもすぐに返信して送信者を安心させたり、レファレンス用の組織内共有アドレスを作成して担当者が不在でも対応できる体制が求められる。閲覧室でのコンピュータ利用にあたっては、閲覧情報の制限、ネットワーク環境、記録メディアの取り扱い、プリントアウトの可否など、多くの検討事項がある。電子形式での資料の流通と発行は、CDやDVDのメディアによる配布だけでなく、Eメールやサーバを介したオンライン提供も可能である。いずれにしてもアーカイブズの知的財産権への配慮は徹底すべきである。CDは実用的だが、すぐに「古い技術」になるリスクをとまなうので、ひとつの方法に頼り過ぎないように注意が必要である。電子記録は、ハイパーリンクや検索機能などの電子的特性を生かせるPDFやHTMLなどの形式が望ましく、モニターで閲覧するためにつくられたガイドは冊子体に比べて豊かな体験を生む。

ワールド・ワイド・ウェブは、アーカイブズが提供するサービスをより広く周知し、アクセシビリティを高める。ウェブを利用することは、「世界への周知」「迅速かつ簡便な閲覧」「コストの軽減」という利点に繋がるが、ウェブ・プレゼンスはあくまでアーカイブズのサービスを補完するものであって、サービスそのものにとって代わるわけではない。ウェブサイトによって提供できるのは、①アーカイブズ資料などの情報、②資料内容の電子コピー、③問い合わせなどのサービスである。ウェブサイトを使って、アーカイブズが伝統的な方法で公開してきたさまざまなサービスを発行できる。なかでもオンラインの検索手段は、電子目録か、グラフィック・ユーザ・インターフェイス(GUI)によるデータ検索で実現され、殊に後者は、動的なデータベース検索^[17]をとまなう。そうした検索の利点は、総目録がなくても全情報へのアクセスと検索ができること、適切なGUIが施されていれば検索しながら記録の内容とコンテキストの関係を理解できることである。ただし、利用者の調査を助けるという意味では、オンライン検索も伝統的な方法と目的は同じである。「アーカイブズ・コンテンツ」を、オンラインで閲覧できる画像、または画像化されたテキスト主体のコンテンツを指すものとすれば、その閲覧は、オンラインの検索手段と関連付けるか、インタラクティブな製品としてまとめることで実現する。電

子化された画像は、テキスト主体の資料よりもオンライン閲覧に向いている。たとえば、複数のサムネイル画像を一度に表示する方法はよく使われ、アイテム名一覧より利便性が高い。このことは、地図、図面、スケッチなどの写真以外のグラフィック要素にも該当する。テキストが含まれる画像コンテンツはオンラインでの判読が難しいが、テキストデータ化することで問題は解決する。アーカイブズのウェブサイトは、「商品購入」「複写請求」「利用請求」「レファレンス等への質問」といったサービスも提供できる。アーカイブズがウェブサイトによってウェブ・プレゼンスを確立するために鍵となる要素は、「ユーザビリティ」「検索機能」「オンラインでの広報」「性能比較」である。ただし、ウェブ・プレゼンスを高める方法は、ウェブサイトの構築だけではない。アーカイブズを紹介するポータルサイトを活用するだけでも効果がある。「Web 2.0」は、ウェブの相互作用性に依拠しており、ブログ、ウィキ、RSSフィード、ポッドキャストなどの技術をはじめ、MySpaceやFacebookといったソーシャル・メディアについても、アーカイブズでの利用可能性という点で関心が高まっている。

コンピュータを使うことは「オール・オア・ナッシング」ではない。ポータルサイトやEメールを活用して、簡単なスタートをきって徐々に始めることもできる。

表3 — 第10章の構成

10.1	Purchasing computers
10.1.1	Software in a budget
10.1.2	Common tasks
10.2	Collection management systems
10.2.1	Why use collection management systems?
10.2.2	Types of collection management systems
10.2.2.1	Archival collection management systems
10.2.2.2	Collection management systems for libraries and museums
10.2.2.3	Records management systems
10.2.3	Choosing a collection management system
10.2.3.1	Functional requirements
10.2.3.2	Cost
10.2.3.3	Sources of information and advice
10.2.4	Building your own system
10.3	Archival functions
10.3.1	Preparing documentation and finding aids
10.3.2	Reference services
10.3.2.1	Email enquiries

10.3.2.2	Providing a computer for client use
10.3.3	Electronic distribution and publishing
10.3.3.1	Media for electronic distribution
10.3.3.2	Designing for electronic distribution
10.4	The World Wide Web
10.4.1	Why use the Web?
10.4.2	What do you want to do?
10.4.3	Publishing information online
10.4.3.1	Publishing finding aids online
10.4.4	Providing online access to archives content
10.4.4.1	Linking archives content to online finding aids
10.4.4.2	Packaging archives content into online products
10.4.4.3	Photographs and other image-based materials
10.4.4.4	Text as online archives content
10.4.5	Providing services online
10.4.6	Establishing a Web presence
10.4.6.1	Usability
10.4.6.2	Search facilities
10.4.6.3	Making your Web presence discoverable online
10.4.6.4	Benchmarking
10.4.7	Alternatives to your own website
10.4.8	Web 2.0
10.5	Conclusion

2-3: 討論

—— 第10章ではさまざまな「管理システム」が登場しますが、どのような差異があるのでしょうか。

齋藤 —— ここで言及されているシステムは、「記録管理システム」と「コレクション管理システム」です。本文中で、「Record management systems are not collection management systems」と述べられているように、この二つは明確に区別されています。すなわち、前者は組織内の現用記録と半現用記録、後者はアーカイブズ機関等の所蔵資料というような、管理対象による区別です。KA全体をとおして、作成段階からの一貫した記録管理体制——つまり、レコードキーピング——を推進していることを踏まえると、この二つの管理の解説に多くのページを割いている理由がはつきります。ただし、レコードキーピングを技術的に支えるための「ふたつ

の管理システムの要件をどちらも完全に満たすソフトウェアは存在しない」のが現状です。

「コレクション管理システム」には、さらに、ミュージアム、ライブラリー、アーカイブズの各分野毎に独自のシステムがあります。複数の分野にまたがる利用によって、既存システムの転用や複合施設での共同利用などの利点を得ますが、限定的な利益にしか結びつかないという欠点もあります。その理由は、当然ながらそれぞれの分野における記述方法が根本的に異なる点にあります。

——たとえば、ICA主導で開発されたアーカイブズ記述のためのソフトウェア「ICA-AtoM」はそのなかでどう位置づけられるのでしょうか。

齋藤 —— ICA-AtoMは、“open source archival description software”ですから、open source / archival / description / softwareと分割して検証すれば、アーカイブズを対象とした「記述」に特化したオープンソースのソフトウェアと理解できます。記述標準の選択は、本章でも、コレクション管理システムを選ぶ際の第一要件に挙げられているように、管理システムにとってとくに重要な要素といえます。ICA-AtoMの名称からは、とくにそうした標準化された記述——当然それはICAが推奨するISAD(G)ですが——を普及させようとする開発意図がうかがえます。

2-4: まとめ

大木悠佑による報告でもすでに示されているように、本書を通底しているテーマは、シリーズ・システムおよびレコードキーピングの推進である。これらはオーストラリアにおけるアーカイブズの実践から生まれきた強い特徴を持った考え方であり、とくに後者は、近年の電子記録の増加とともに重要性を増している。その意味において本章の核は、コレクション管理システム/記録管理システムの比較にあるといえるだろう。なぜなら、スー・マケミッシュが述べるように[18]、記録とアーカイブズを統一的にとらえる考え方こそ、レコードコンティニュームの理論的支柱だからである。

ジェフリー・ヨーは、このような今日の記録のあり方について、「記述情報は、記録の一生のなかで徐々に加えられるもので、せめてもの理想としては、時間をかけて必要に応じた再利用や再目的化が図られるものという理解に変わってきている」と述べている[19]。この指摘は、先に示したような電子記録の増加を受けて、アーカイブズの基本概念に関して再構成を要請する発言でありながら、記録を一義的にとらえることの困難

さを示している点で、近代的なアーカイブズ理論が構築してきた理念的なアーカイブズ像への回帰をも示唆する。すなわち、ヨーによるこの指摘は、19世紀末に『ダッチ・マニュアル』で記されたアーカイブズの基本性質のひとつ「organic whole」の意図[20]を想起させるのである。

ところで、2011年の日本におけるアーカイブズ学の歴史に刻まれるトピックのひとつは、公文書管理法の施行だろう。同法令では、公文書等を「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るもの」と規定しており、アーカイブズの基本的な役割でもある「民主主義の保証」をあらためて強調している。翻って近年の民主主義の標榜は、アーカイブズ学に限らない。世界の国や地域では民主化を求める多くの運動が起こり、その背景として情報技術の革新とくにソーシャル・メディアの台頭が大きく貢献したといわれている。

先の議論に続き、ヨーは「伝統的なアプローチは、多様性の縮小、有力な社会集団の特権化、代替解釈の沈静化に与する特権主義の企て」とブライアン・プロスマンの言葉を引き、今世紀初頭のアーカイブズ学における転換を指摘する。特に、アーカイバルな記述における原理や標準によって正確な再現が保証されると思われてきたこれまでの考え方に疑問を呈し、「記述自体とそれを編集するアーキビストは、公平でも中立でもない」ことを明らかにした末に、記述についてのこうした問題（ポスト・モダンの課題）へ向けた解決の手立てとしてクリス・ハーレイによる「並行出所(parallel provenance)」を提示する。その考え方は、アーキビストを唯一の管理者として特権化することなく、記録に介在しうるあらゆる関わりを認めるものだ。ヨーは、記述の生成に利用者を巻き込む方法として、Web 2.0を使ったプロジェクトに可能性を見ており、そこから紡ぎ出されるパラレル・ワールドが、唯一性を瓦解させるオルタナティブとして生成可能であることを「独占権を解体する民主的な環境」と表現している。

その意味で、本章の終わりで簡単に紹介されているWeb 2.0は、まさにアーカイバルな考え方の核心に迫るために不可欠な概念であろう。わたしたちはすでに日常のなかでこの技術による恩恵を無数に受けており、多くの事例を挙げることができるが、ここでは今後のアーカイブズ学の展開にとってきわめて示唆に富むプロジェクトを2つ挙げたい。ひとつは「steve.museum」[21]である。その内容はデイヴィット・ベアマンらが詳しく論じているが[22]、一言で言えば、ミュージアムにおけるソーシャル・タギングの適用実験である。つまり「アマ

チュアによる美術作品への記述は、専門的な目録作成と異なるか」を検証するものである。プロジェクト自体にも関与しているベアマンは、アーカイブズ学における「記述(description)」の見直しを提起し、先に挙げたレコード・コンティニューム理論にも大きな影響を与えていることは言うまでもない。もうひとつは、ハーバード大学エドウィン・O・ライシャワー日本研究所による「2011年東日本大震災デジタルアーカイブ」[23]である。その名のとおりに3月11日の東日本大震災の記録を残すためのプロジェクトである。多くのメディアや機関等との協同による情報収集と同時に、個人からの情報提供も積極的に受け入れている。なかでも、ソーシャル・メディアを介した提供を推奨している点が特徴的であり、これまでは困難であった遍在する情報と無名の声の網羅的収集を、情報通信技術の特性を存分に活用して実現しようとしている。そうした志向はプロジェクトの立ち上げ当初から一貫して示されてきたものであり、包括的に被災者の声をデータベース化するための、Web 2.0時代にふさわしい試みといえる。

以上のように、「Using computers」をただあらたな技術の紹介とみなすべきではない。本章は、現在流布しているアーカイブズ概念へ原点回帰を求めるほどの奥行きを秘めており、その実践に向けた方法と戦略に満ちているからである。

16 — intellectual content and physical attributes

17 — dynamic database searching

18 — 「レコード・マネジャーとアーキビストの権限と責任は、ライフサイクルのまったく別々の段階にかかわり、その別々の段階におけるレコード・キーピング上のまったく異なった目的にかかわるものとして表される。レコード・コンティニュームの理論と実践によって根本的な異義を唱えられているのは、この世界観なのである」。出典=スー・マケミッシュ「きのう、きょう、あす——責任のコンティニューム」(坂口貴弘+古賀崇 訳「入門・アーカイブズの世界——記憶と記録を未来に」、日外アソシエーツ、2006)。

19 — Geoffrey Yeo, 'Debates about description' in Terry Eastwood and Heather MacNeil eds., *Currents of Archival Thinking*, Libraries Unlimited, 2010, p.93. ヨーはこの記述においてマケミッシュの論文を参照している(J. Evans, S. McKemmish and K. Bhojday, 'Create once, use many times: The clever use of recordkeeping metadata for multiple archival purposes' in *Archival Science* 5, 2005; S. McKemmish, 'Placing records continuum theory and practice' in *Archival Science* 1, 2001. ほか)。訳は筆者による。

20 — 「An archival collection is an organic whole: it has come into being over a period of time and is not made at a later fixed date. (筆者訳: アーカイバル・コレクションは有機的な統一体である。すなわち、その有機体は長期にわたって発生してきたものであり、後から決められた時期に作成されるものではない)」など。出典=S. Muller, J. A. Feith and R. Fruin, *Manual for the Arrangement and Description of Archives*, Society of American Archivists, 2003 (reissued)。

21 — <http://www.steve.museum/>

22 — Jennifer Trant and David Bearman, 'The eye of the beholder: steve.museum and social tagging of museum collections,' 2007, <http://www.archimuse.com/ichim07/papers/trant/trant.html>

23 — <http://www.jdarchive.org/>

3 — KAを読む③

[実施日] 2011年9月27日[火] | [担当] 栗石忠宏

[課題] Lisa Darnell

| Chapter 12 'Finding aids'

[キーワード]

finding aids, access, archival collection, guide, user, standardisation

3-1: はじめに

栗石 — 第12章では、主に検索手段がアーカイブズにおいて果たす役割、検索手段の種類、検索手段の利便性を高めるために必要なことなどについて触れられています。

3-2: 概要報告

まずは、検索手段とはこういったものを指すのかをはっきりさせておきたい。検索手段とは、利用者がアーカイブズ資料群 (archival collection) へのアクセスを支援するために生み出されたツールである。

検索手段はおもに7つに分けられる。①一般ガイド (general guides)、②検索手段のガイド (guides to finding aids)、③概要ガイド (summary guides)、④目録 (inventories)、⑤管理記録 (control records)、⑥索引・および特別なリスト (indexes, special lists)、⑦補助的な検索手段 (supplementary finding aids) である。

以下、これらの検索手段について紹介する。まず、「一般ガイド」であるが、このガイドには、アーカイブズ機関の名簿や所蔵資料に関するレポートが含まれるという特徴がある。一般ガイドは、異なるアーカイブズ機関とその所蔵資料に関する要約情報を公開することを目的としており、その範囲は地域、州、国家間レベルのアーカイブズ機関を含む。そして、住所、電話番号、メールアドレス、開館時間、ウェブサイトのアドレスといったアーカイブズ機関との連絡と訪問のための基本的な情報や、所蔵資料の簡単な記述、アクセスの可否等が含まれる。

2つ目の「検索手段のガイド」であるが、これはどのような検索手段があるのかを利用者に示すものである。

3つ目は「概要ガイド」である。この検索手段は、所蔵資料が増加し複雑になった場合に作成される。所蔵資料の概要や検索方法を利用者に提示することが、このガイドの目的である。

4つ目の「目録」は、編成と記述から生じる基本的なリストである。この検索手段は、異なる項目 (機関、シリーズ、アイテム等) 同士のリンクを提供するものであり、目録化した項目に関する基本的な情報を含む。メジャーな目録としては、組織に関する目録、シリーズに関する目録、アイテムに関する目録の3つがある。具体的な部局に関する目録には、組織図やその解説、組織編成図などがある。シリーズに関する目録には、作成者別のリストなどがある。アイテムに関する目録としては、シリーズ毎のアイテムのリストがある。

5つ目の「管理記録」は、記録の所在情報が含まれている検索手段のことである。具体的には、登録簿、索引、ファイリングシステム、手順書、専門用語のリスト、電子的レコードキーピングのメタデータなどがある。これらは目録になる前の段階の記録であり、表に出ることはない。主に研究者が利用する。

6つ目の「索引および特別なリスト」は、他のカテゴリーや選別された記録のための補助的な手段を対象範囲としている。そして、見出しは記録作成者の名前、コレクションやシリーズアイテムのタイトル、シリーズ記述などから選び取られ、記入項目はたいていアルファベット順で編成される。機能もしくは活動に関する索引は、以上の手段の補助に利用できるかと期待されている。特別なガイドには、年代リストや媒体もしくは形態のガイドなどがある。写真や地図、磁気テープ、蓄音器の記録などの特別な媒体の記録は、重要な所蔵資料であり、また、よく利用されることから、特別なガイドに対する需要は比較的高い。

最後に「補助的な検索手段」であるが、これはコンテキストに関する特別なリスト、主題ファイル、ソース分析を含むものであり、補助的な検索手段は、検索手段システムと二次的な資料から編纂される。そして、高い需要のある主題分野を主な対象範囲としている。コンテキストに関する特別なリストは、組織、地域、個人についての重要な要素に関して検索可能な概要を含むものであり、組織の歴史を記す手段として用いられ、目録記述の付属文書になりうる。具体的には、最高経営責任者や首長、学則などに関するリストがある。

検索手段をより有用なものにするうえで、電子化と標準化は重要な役割を担っている。

まず、電子化について言及する。電子化のメリットは、物理的な制約を解消できること、つまり簡易な利用を実現すること、利用

者と資料所蔵機関との関係を変化させる可能性を秘めていること、一度作成すればそれらは容易にアップデートや利用ができることなどである。

懸案事項としては、検索手段の過度な複雑化や、しばしば維持管理に費用や時間がかかることなどが挙げられる。

次に標準化について言及する。標準化が進められる理由は主に2つある。1つ目は、所蔵資料に関する情報を交換するための国際的な要請があること。2つ目の理由は標準化がアーカイブズ機関に利益をもたらすと考えられていることである。

アーカイブズ記述の標準には、ISAD(G)がある。また、機械可読検索手段の標準としてEADがある。EADは記号化した機械可読検索手段の標準である。XMLをベースとし、階層的に情報を表示できること、記述情報を引き継げること、特定の索引や検索を生成できることがEADの特徴である。

標準化は検索手段が作成される以前の編成や記述の段階で行われているべきである。検索手段の作成前に標準化されることによって、標準化の利益はより大きなものとなる。また、データ項目や専門用語を標準化の主な対象とすることでより有用になるだろう。

検索手段をよりよいものにするためには、利用者が簡単にアクセスできる方法を追求すること、つまりアクセシビリティの向上を追求することが重要である。検索手段が複雑すぎるとは利用者のためにならないからだ。オンラインの検索手段がアクセシビリティの向上に寄与すると考えられているので、電子的な検索手段を研究し、その可能性を追求することが重要となる。

どのような方法をとるかは重要であるが、忘れてはならないことは、形態や媒体の変化に拘わらず検索手段の目的は利用者と資料をリンクさせることと、コンテキストを伝えることが検索手段の重要な役割であることである。この2つの前提を忘れてはならない。

表4 — 第12章の構成

12.1	What are finding aids?
12.2	The variety of finding aids
12.2.1	Major categories of finding aids
12.2.2	General guides
12.2.3	Guides to finding aids
12.2.4	Summary guides
12.2.5	Inventories
12.2.6	Control records produced by the creators of records

12.2.7	Indexes, special lists and subject guides
12.2.7.1	Indexes
12.2.7.2	Chronological list
12.2.7.3	Media / format guides
12.2.8	Supplementary finding aids
12.2.8.1	Special lists of background information
12.3	Source analyses
12.4	Electronic indexing and searching
12.5	Planning finding aids
12.5.1	Who are the users?
12.5.2	Resources
12.5.3	Privacy and organisational confidentiality
12.6	Standardisation
12.6.1	International moves towards standardisation
12.6.2	Standardisation within the institution
12.7	Format of finding aids
12.8	Conclusion

3-3 : 討論

——なぜ記述や検索手段の項目を標準化するのでしょうか。

雲石 —— 標準化が行われる理由は主に2つあります。1つ目は所蔵資料に関する情報を交換することが国際的に求められていることです。2つ目の理由は標準化をすることによって利益がもたらされるという認識が広がっていることです。

——標準化の具体的な利益とは何ですか。

雲石 —— 標準化は主にデータ項目と専門用語を対象としています。この2つが標準化されることによって、実務における負担の軽減が期待されています。

それらの標準化は検索手段が作成される以前の編成や記述の段階で行われるべきです。編成や記述を終えた後で標準化作業を行うことは、効率が悪いからです。標準化のタイミングを誤れば、標準化によって得られる利益をロストするばかりでなく、わずかな利益のために費用が膨れ上がる恐れがあるのです。

標準化の実現によって不利益をこうむるのならば、標準化は実践されません。これは、アーカイブズ機関だけでなく利用者にとっても不幸なことです。所属するアーカイブズ機関のためだけでなく、利用者のためにもアーキビストは適切なタイミングで標準化作業を行うことを決断しなければなりません。したがって、アーキビストは、その判断を下すために必要な知見

と戦略的思考及び決断力を備えておくべきです。

——新たな検索手段を生み出すための取り組みは行われているのでしょうか。

栗石 —— Web 2.0の登場によって新たな検索手段を生み出すための取り組みは活性化しています。Web 2.0のテクノロジーはアーカイブズにとって可能性のあるツールとみなされており、アーカイブズの世界に新たな検索手段を作成するだけでなく、活気やアイデアなどもたらしました。

アメリカのミシガン大学で行われたパイロットプロジェクト(試験的計画)では、新たな世代の検索手段といわれているソーシャルソフトウェアなどの利用が試みられました。パイロットプロジェクトで作成されたウェブサイトでは、サイト上で利用者が資料のプロフィールを作成することや、他の利用者との議論、資料を推薦するメッセージを残すことなどが許可されており、ソーシャル・メディアの特性を活かした検索手段作成及び選定の取り組みが行われています。

ミシガン大学のプロジェクトにおいて重要なことは、ソーシャル・メディアなどのテクノロジーを有効活用しただけでなく、参加型のプロセスを採用したことです。そのプロセスを経たことに意味があります。

参加というプロセスを経ることは、非常に重要です。なぜならば、透明性の確保や、多様なニーズへの対応、手続きの民主性の担保、利用者の信頼獲得などのために参加というプロセスを経ることが非常に有効だからです。例えば、ドイツにおけるコーポレートガバナンスでは、大企業は株主だけでなく労働組合からも監査役を選定することが定められています。労働組合員が参加していることによって透明性が向上し、手続きにおける民主性が高まっています。また、ブラジルのポルトアレグレ市で1989年に始まった市民参加型予算は、住民の多様なニーズに応えるための可能性を増加させ、行政サービスの利用者である住民の行政に対する信頼回復に貢献しました。企業統治や行政の世界で参加型のプロセスを経ることが利用者だけでなく、企業や自治体にも利益をもたらしています。アーカイブズ機関も例外ではありません。今後はアーカイブズの世界でも「参加」をどのように組み入れるのが重要となってくるでしょう。しかし、参加は合意形成の手段であり目的ではありません。参加という手段を採用する際は、そのことに留意しなければなりません。

3-4:まとめ

アーカイブズにおける検索手段の作成・改善は多様化して

いる。検索手段へのアクセスを保障するだけでなく、利用者が検索手段の選定などといった領域に関与できる枠組みの保障が求められている。その背景には、利用者のニーズの多様化により、単一の主体・方法だけでニーズを満たすことは難しくなっているという事情がある。また、利用者本位の検索手段を目指すならば、サービスの供給体制や検索手段のタイプを決める為のプロセスに利用者自身が関わることも求められる。利用者が検索手段の作成や選定、改善のプロセスに関与することで、検索手段が利用者にとってより有益なものになることと、民主的な手続きの実現が期待されるからだ。

また、アーキビストは検索手段をより有用なものにするための計画を立てなければならない。その際に考慮すべき事項としては、「利用可能な財源」、「検索手段の作成にかけられる時間」、「コスト(イニシャルコストだけでなくランニングコストも考慮すること)」、「検索手段の作成や改善に役立つICTの基盤」、「費用対効果」、「検索手段の作成や改善に関するスキルを持っている職員」などがある。アーキビストは所属するアーカイブズ機関の他の課題と比較し、優先順位を明確にしたうえで検索手段の作成や改善に取り組みつつ、どれくらいの規模でどのように進めるかを決めなければならない。つまり、アーキビストにはアーカイブズ機関で発生する諸問題に対して対応する能力が必要である。アーキビストは検索手段の作成や改善に関してもマネジメントの能力を存分に発揮し、電子化やレファレンス、編成や記述といった関連分野と有機的に結びついた検索手段を生み出すことが期待されている。

しかし、以上のことをアーカイブズ機関に所属するアーキビストのみで実現することは非常に困難ではないだろうか。そして、大抵のアーカイブズ機関ではアーキビストが何十人もいることは稀である。優秀なアーキビストであっても独力もしくは数人の力で解決することは難しい。だからこそ、参加という手段を用い、利用者の力を借りることが有効となる。

検索手段の作成や改善という領域はアーカイブズの他の領域に比べて、参加というプロセスを経ることによってより利用者志向のサービスが生まれる可能性が高い。参加という手法のポテンシャルは高い。そのポテンシャルに期待してアーカイブズのマネジメントを実行することが、アーカイブズの世界に利益をもたらす一つの策ではないだろうか。

4 — KAを読む④

[実施日] 2011年10月27日[月] | [担当] 澁谷梨穂

[課題] Maggie Shapley,
| Chapter 7 | 'Accessioning'

[キーワード]

preliminary survey, accession register, de-accessioning

4-1: はじめに

澁谷——本章はアーカイブズを成立させる一連のプロセスのうち、「受入」について述べています。受入とはなにか、そして移管手続との関連、受入の方法について詳細に述べるとともに、考えうるさまざまな要素（アーカイブズの種類や運用規模、資料のフォーマットの違い等）についても具体的に論じられています。さらに、受入れた資料を手放す場合（放出: de-accessioning）や受入れたあとの対応（after accessioning）についても言及されています。

4-2: 概要報告

アーカイブズに移管された資料について、情報を収集したり記録したりすることによってそれらをコントロールするプロセスを、受入とよぶ。受入は、資料の所有権の法的移転と資料の管理に関連する収集（acquisition）が完結した後に、当該資料が受入者の管理下におかれることをいう。受入は管理権の移転後直ちに、できれば同日中に行うべきである。受入の基本的手順は①予備調査の実施、②資料情報の登録（受入登録）、③適切な収蔵場所の準備である。これらはアーカイブズの種類（組織内か収集型か[24]）、その運用規模、そして移管された資料のフォーマットによってさまざまかもしれないが、記録とその記録についての情報をリンクさせるために用いる受入番号の割当、出所・内容・フォーマット・日付・状態に関する情報、移管条件、移管の詳細についての情報管理は基本的に同じである。受入は編成と記述および保存の前段階として必要なことであり、また、段階的な移管手続は結果として受入業務をより容易にする。

予備調査のもっともよい方法は体系的に行うことである。まずは送られてきた箱と受け取った箱の数が一致するかどうかを運送会社の領収証や寄託先からのリストを使ってチェックし、また、今までに受入れた資料の追加分か、以前に同一の寄託者から寄託を受けているかもチェックすべきである。一度にすべての箱を開封してしまうのではなく、1つ目の箱から順番に調べていき、そ

れぞれの箱の中身は全ての箱の調査を終えるまでそのまま置いておくべきである[25]。ここで確認すべき主要事項は、出所、資料のフォーマットと状態、日付の範囲である。予備調査にどれほどの時間を費やすのかについても、判断する必要がある。重要なのは、記録を受け取った同日中に受入番号を与え、少なくとも最低限の受入文書を作成することである。

受入登録は受入プロセスの必須要件であり、移管プロセスの概要、調査によって収集した情報、受入資料のその後の管理についての計画を記録すべきである。また、受入登録はハードコピーまたはオンライン上のデータベースもしくはスプレッドシートで行い、ここには受入番号、受領日時、受託者、作成者、フォーマットまたは資料形態、日付の範囲、関連する記録、受領した量、アクセスまたは処分の状態、所在、これらの情報を記録したアーキビストの氏名と日時を含めるべきである。そして、移管承認日、新規もしくは更新したリストの送付日、編成と記述、処分、保存に対する提言や措置、再度箱に入れかえた後の量、所蔵品リストやその他の検索手段のアップデート、所在登録のアップデート、コレクションの普及促進について、それらの作業を終えた日付を記入するか、もしくは一連のチェックボックスの「はい」や「終了」を選択する。

出来る限りの受入登録が終了したら、資料を保護するフォルダや箱、中性紙で作られたアーカイバルボックス、棚や地図用キャビネット、安全で温湿度が管理された保存場所など受入に適切な準備をする必要がある。この段階では資料の適切な収蔵についてのアドバイスを記録したり、処置が必要であれば直ちに行なったりする。一定の場所（例えば、ファイルカバー裏の左上角）に鉛筆で受入番号を記入した個々のアイテムを、それらの番号が付与された箱[26]に入れ、適切な収蔵場所に置き、受入登録簿に所在を記録することが、きわめて重要な最後のステップとなる。

組織内アーカイブズにとって、受入は日常的なプロセスであるが、支社からの予想外の移管、または計画外の受入の結果など予期せぬ出来事も起こりうる。一方、収集アーカイブズでは収集方針が確立していても、組織内アーカイブズとは違って、受入を計画することは不可能であるし、出所が明確ではなく、資料のほとんどは非標準的な箱に入っていたり、記録がリスト化されていなかったりする。一度も受入れたことがないほど大量の資料であるならば、資料の基本的コントロールが最優先課題の一つとなる。未整理の山がいったん受入れられると、記録作成者や編成に必要な資料の量についてのデータが必要となる。また、追加資料だということや、期限を超えた分の作業スケジュールについての記述作業も必要となる。小規模なアーカイブズでは、いったん資料が受入れられた場合のさらなる編成と記述の

業務の可能性について、現実性を考慮する必要がある。手間がかかるフォーマットかどうか、または収集するのにお金や人手がかかるフォーマットかどうかを考えるべきである。さまざまなフォーマットの受入に関しては、電子アーカイブズ、地図、視聴覚資料、写真、テキストスタイル、モノ資料といったものについてもおさえておく必要がある。

放出はアーカイブズ機関から資料を手放すプロセスであり、収集方針の変化もしくは特定のタイプの記録に対する選別措置の提言、現行の収集方針に合わなかったり、もしくは期限満了によって選別したコレクションの再評価、磁気テープや読み込みできないフロッピーディスク等の使用不能な記録の選別、不正取得された資料や長期にわたって借受けていた資料の返却、アーカイブズ機関の閉鎖の結果として行われるものである。資料を放出する前には、それを行う権限の有無や、収集方針および移管時の受入状況について確認しなければならない。これらは、所属組織の処分方針を適用することや適切な手順に沿って行われるべきものである。また、放出は受入登録簿の原本に記されるべきであり、変更はもともとの入力事項を消去せずに行われるべきである。放出が行われると、検索手段や内部の管理システム内のすべての受入番号を見つけて消去する必要があり、自館のあるいは協力関係にある機関の情報もアップデートする必要がある。もし他のアーカイブズ機関に移管するのであれば、新しい管理者に対して受入に関するすべての文書のコピーを用意すべきである。受け取った側でも、それらの文書のオリジナルの受入番号と、以前の管理者に対しての相互参照を準備すべきである。

受入が完了すると、まずは移管を承認したり、証拠とするために預託者へ手紙を出す準備をする。この手紙には、書面上もしくは口頭の合意を反映させるよう配慮することにより、受入の将来的な管理と保存に関する責任を示す重要な法的文書となりうるし、さまざまな誤解や行き違いがあればそれを払拭する機会ともなる。また、受入に対して正式に預託者に感謝し、それが将来的な利用にとってどれほど重要かを示すことは良い広報活動にもなる。そして、資料を一旦受入れたら、利用者や他の預託者、および他のアーカイブズ機関に対して新たに追加があったことをウェブサイトやジャーナル、ニュースレターなどを用いてひろく知らせる必要がある。また、受入登録とは別に、受入プロセスの中で発生した多くの文書は、ファイルなどに一括してまとめておく将来的に役立つ。もしキーワード・シソーラスを用いるのであれば、「管理に必要な情報/記録の移管/[預託者名]」等のようにタイトルをつけておくとよい。

表5— 第7章の構成

7.1	What is Accessioning?
7.2	Transfer procedures
7.3	Preliminary survey
7.3.1	Provenance
7.3.2	Format and condition
7.3.3	Date range
7.4	Accession register
7.4.1	Accession number
7.4.2	Date of receipt
7.4.3	Depositor
7.4.4	Creator
7.4.5	Format or description
7.4.6	Date range of records
7.4.7	Related records
7.4.8	Quantity on receipt
7.4.9	Conditions of access or disposal
7.4.10	Location
7.4.11	Name of archivist recording information
7.4.12	Date information recorded
7.4.13	Date transfer acknowledged
7.4.14	Date new or amended list sent
7.4.15	Recommendations for arrangement and description, disposal, conservation
7.4.16	Action taken on arrangement and description, disposal, conservation
7.4.17	Quantity after reboxing
7.4.18	Updating list of holdings
7.4.19	Updating location register
7.4.20	Promoting collection
7.5	Providing suitable storage
7.6	Accessioning for in-house versus collecting archives
7.7	Dealing with an accessioning backlog
7.8	Accessioning for small archives
7.9	Accessioning different formats
7.9.1	Electronic archives
7.9.2	Maps
7.9.3	Audiovisual material
7.9.4	Photographs
7.9.5	Textiles
7.9.6	Objects
7.10	De-accessioning
7.11	After accessioning
7.12	Summary and conclusion

4-3: 討論

—— 予備調査(preliminary survey)と受入登録(accession register)の関係性はどのようなものですか。

澁谷 —— 本文中で述べた通り、「予備調査」とは受入の基本的手順の第一にあたり、かつ後に続く編成・記述および保存の前段階として位置付けられるものです。また、「受入登録」とは予備調査をうけて、アーカイブズに移管された資料について情報を収集し、記録することです。

日本においても、アーカイブズについて「人類共有の文化遺産として、永続的かつ科学的に保存し利用していく」という目的につながるよう、①所在調査、②保存管理、③整理利用という3つの段階に分けて整理目録を作成するという「記録史料保存管理プログラム」の必要性が、安藤正人氏によって説かれています[27]。このプログラムにおいて第1段階として述べられる「所在調査」は、現状の記録およびアーカイブズの概要の把握を目的として、長期的な保存管理プログラムを立案するために、基本情報の収集と記録化(調査目録の作成)を行うことです。これは、将来の本格的な整理と目録編成の基礎となり、また、「修復保存手当て」の参考資料ともされる意味で、「予備調査」にあたるものと解釈できます。一方、第2段階として述べられる「保存管理」は、物理的な意味でのアーカイブズの保存であり、そのために必要な情報(受入の経緯・書庫内の配架位置等)を記述した目録が作成されます。これは、「受入登録」および「受入れた資料の適切な収蔵場所を準備すること」に対応すると考えられます。なお、第3段階(最終段階)の「整理利用」は、多角的かつ科学的な保存史料の活用のために、基本目録を中心として各種の情報検索用の手段を作成することから、「受入」プロセスが行われた後の「編成・記述」に関連するものだと考えられます。

—— 「受入プロセスの中で発生する多くの文書」とは具体的にどのようなものでしょうか。

澁谷 —— 「受入」の形式として、①購入、②寄贈、③寄託という3種類が考えられます。

「購入」の場合には、アーカイブズの価格評価を決定するために、古書籍商などがその所属する同業組合から取り寄せる「価格評価の認定書」があります。購入が決定されれば、その際に発行される「領収証」も含まれます。

「寄贈」の場合には収集方針に基づいてそれを受けるか否か十分に検討する必要があるため、それについての決定プロセスを示す書類が存在します。寄贈を受けるのであれば先方と取り交わす正式書類(「寄付採納願」など)が考えられます。

「寄託」の場合には受入の際の「預り証」や所有権・法的問題・期間が明記された「受託契約書」などがこれにあたります[28]。

4-4: まとめ

「受入」は、アーカイブズの管理プロセスにおける最初のチェックポイントだと考えられる。組織内アーカイブズであれ、収集アーカイブズであれ、各アーカイブズ機関は資料を受入れなければ成立しない。受入は、アーカイブズ機関への資料の出入りを掌る役割を有する。現用(あるいは半現用)記録が評価選別を経て移管され、それらの記録資料がどのようなものを把握する受入登録等は各機関の収蔵物として認められるための、いわば通過儀礼であるともいえる。これを経た各アーカイブズ機関の収蔵物はその後、編成・記述が行われてアーカイブズ利用者に提供される。その一方で受入には収蔵物の「放出」という逆を向いたベクトルも存在し、収蔵物がアーカイブズ機関から外へ出ていく場合にも、受入登録簿にその旨を書き加えるなどのチェックがなされる。本章ではその門番の役割について細かく、かつ具体的に述べられているため、読者や実務者の理解を深めることはもちろん、一種のマニュアルとしての利用にも適している。

受入に限らず、アーカイブズを取り扱う際には十分な情報収集と計画立案を行う必要(自分が現在行っている作業が、プロセス全体のどこに位置するものなのかを常に考えながら作業をすすめる必要)があるという示唆を得たことも付記しておきたいと思う。

24 —— 一般的に、組織内アーカイブズ(in-house archivesもしくはinstitutional archives)とは、「親機関が作成または取得した記録を有する」ものをいう。一方、収集型アーカイブズ(collecting archives)とは、「親機関以外の団体、個人、家から収集した資料によって成り立つ」ものをさす。出典=Richard Pearce-Moses, *A Glossary of Archival and Records Terminology*, The Society of American Archivists, 2005.

25 —— この点、ヒラリー・ジェンキンソンは“The most common fault is haste in dealing with Archives, due to anxiety to make them available for use”と述べている。出典=Hilary Jenkinson, *A Manual of Archive Administration*, Percy Lund, Humphries & Co Ltd., 1965, p84.

26 —— 本文中では、「記録の保全のために、この箱には、記録の作成者名や内容、アクセス状況等の情報を加えることは望ましくない。箱の番号は、受入登録簿へのリンクを提供する」と述べられている。

27 —— 安藤正人『記録史料学と現代』(吉川弘文館、1998、161頁)にはこのプログラムのモデル図が示されている。

28 —— 本文中に示した受入形式およびその具体例については、浅井潤子「史料の受入れ」(国文学研究資料館史料館「史料の整理と管理」、岩波書店、1988)を参考とした。

彙報

miscellany

[2010年]

- 4月8日 入学式
- 4月10日 学生主催新入生歓迎茶話会
- 4月17日 非常勤講師歓迎会
- 5月12日 国立公文書館見学(アーカイブズ・マネジメント論研究I)
- 5月26日、29日 博士論文準備報告会
- 6月6日 神奈川県立公文書館見学(アーカイブズ・マネジメント論研究I)
- 6月19日 修士論文中間報告会
- 7月10日 授業検討会
- 7月12日-27日 金翼漢先生(客員研究員)滞日
- 7月14日 金翼漢先生特別授業
「記録管理プロジェクトはどのように——事例紹介を中心に」
- 7月17日-18日 長野研修旅行
- 7月22日 第4回アーカイブズ学講演会
「文化資源アーカイビングの未来にむけて」(講師:金翼漢先生)
- 8月1日 入試説明会
- 8月5日-8日 島根県飯南町旧村役場文書調査
- 9月8日 専攻研究室移転(東1号館8階→北2号館6階)
- 9月14日 紙資料補修実習
- 9月22日 江東区役所経務課文書係見学(アーカイブズ・マネジメント論研究I)
- 9月25日、26日 大学院入試
- 10月1日 国立公文書館公文書館専門職員養成課程受講生来校
- 10月23日 入試説明会・講演会「跳び込もう!! アーカイブズの杜に——
まだ踏み固められる前に未知の世界を探検しませんか」
(講師:菊池光興客員教授)
- 10月28日-31日 韓国研修旅行
- 11月13日 修士論文最終報告会
- 11月19日 (株)資料保存器材見学(アーカイブズ・マネジメント論研究III)
- 12月3日 東京大学経済学部資料室見学(アーカイブズ・マネジメント論研究III)
- 12月11日 博士論文口述試験

[2011年]

- 1月7日 国文学研究資料館見学(アーカイブズ・マネジメント論研究I)
- 1月11日 修士論文提出締切日
- 1月22日 授業検討会
- 2月16日 修士論文口述試験
- 2月18日、19日 大学院入試
- 2月23日 アーカイブズ機関実習検討会
- 3月12日-17日 東日本大震災に伴い、事務室臨時閉室
- 3月20日 修了式(震災の影響により式典中止)、博士号学位授与式



入学式 [4月8日]



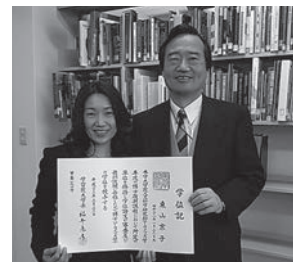
金翼漢先生講演会 [7月22日]



紙資料補修実習 [9月14日]



菊池光興客員教授講演会 [10月23日]



博士号学位授与式、修了式 [3月20日]

[2011年]

4月8日	入学者ガイダンス(震災の影響により、式典中止)
4月16日	非常勤講師打合せおよび歓迎会
6月8日	豊島区役所情報管理課見学(アーカイブズ・マネジメント論研究I)
6月18日	修士論文中間報告会・博士論文最終報告会
7月9日、10日	京都研修旅行
7月12日	紙資料修復工房見学(アーカイブズ・マネジメント論研究III)
7月21日-23日	滋賀県長浜市史料調査(アーカイブズ・マネジメント論演習I)
7月24日	入試説明会
9月12日-15日	島根県飯南町旧町村役場文書調査
9月24日、25日	大学院入試
9月28日	国立公文書館アーカイブズ研修III受講生来校
10月4日	紙資料補修実習(アーカイブズ・マネジメント論研究III)
10月15日、18日	博士論文中間報告会
10月22日	入試説明会
11月2日-5日	台湾研修旅行
11月12日	修士論文最終報告会
11月19日	フィリップ・モンゴメリ氏(テキサス医療センター図書館アーキビスト)と 学生の交流会
11月26日	国際セミナー「アジア・アーカイブズ学研究拠点の形成と 近現代アーカイブズ資源の共用化」開催 (学習院大学東洋文化研究所、GCAS共催)
12月13日	神奈川県立公文書館見学(アーカイブズ・マネジメント論研究III)



入学式[4月8日]



国立公文書館研修来校[9月28日]



入試説明会[10月22日]



モンゴメリ氏交流会[11月29日]

研究成果「教員」

氏名	分類	研究成果	
安藤正人	論文	「『公文書管理法』新時代のアーカイブズと市民」(『住民行政の窓』vol. 350、2010年6月、pp. 2-17)	
	小論	「日本アーカイブズ学会の活動」(国立公文書館「アーカイブズ」41号、2010年9月、pp. 43-46)	
	小論	「阿波根昌鴻資料の役割」(財団法人わびあいの里「第8回ゆずり合い・助け合い・学び合う会」、2011年12月)	
	報告	「原爆関係資料の調査について」(『山口ゼミ』の会、2010年9月11日、東京)	
	講義	「アーカイブズの意義とアーキビストの役割」(企業資料協議会「ビジネスアーキビスト研修講座」、2010年10月7日、東京)	
	講演	「企業アーカイブズの構築——多目的情報資源の保存と活用」(DNP「デュアルシープ・セミナー」、2010年12月2日、東京)	
	講演	「記録を守り記憶を伝える——三豊市文書館の開館によせて」(2011年10月30日、香川県三豊市)	
	講義	「アーカイブズの意義とアーキビストの役割」(企業史料協議会「ビジネスアーキビスト研修講座」、2011年10月7日、東京)	
	高埜利彦	論文	「東アジア世界の中の江戸時代」(福岡県高等学校歴史研究会「2010年度研究紀要」、2011年3月)
		論文	「宗門人別帳を解く——山村の人の流れ」(『増補 歴史遊学』、山川出版社、2011年6月)
論文		「静かな民主革命」(『史学雑誌』120編9号、2011年9月)	
保坂裕興	著書(共著)	『経済産業省委託(平成22年度工業標準化推進事業委託費)情報とドキュメンテーションに関する国際標準開発(成果報告書)』、2011年3月、財団法人日本規格協会	
森本祥子	論文	“Is it possible to conduct genealogical research in Japanese archives?: Examining the hindrances and possibilities”, Keiji Fujiyosi et al. eds., <i>Archives, accountability, and democracy in the digital age</i> , 2011, pp. 48-56.	
	報告	「オーストラリア・シリーズ・システムの可能性について」(日本アーカイブズ学会・国文学研究資料館基幹研究共催研究会「アーカイブズの構造を読み解く——編成・記述論の現在」、2011年1月15日、東京)	

研究成果「学生」

学年 氏名	分類	研究成果
D3 清水恵枝	論文	「アーカイブズ学と地方自治体アーカイブズ学の研究」(『人文科学論集』19号、2010年10月、201-221頁)
	論文	「将来にのこす知的資源を選ぶこと——保存期間満了行政文書の選別基準策定への取り組み」(『ヒストリアちがさき』第3号、2011年3月、64-73頁)
	書評	「公文書管理法関係書籍3冊」『逐条解説公文書管理法』『Q&A公文書管理法』 『逐条解説公文書等の管理に関する法律』(『アーカイブズ学研究』14号、2011年3月、62-70頁)
D2 宇野淳子	論文	「研究発表音声の資料化とアーカイブ」 (『國學院大学研究推進開発機構学術資料館 プロジェクト研究報告 人文科学と画像資料研究』第6集、2011年2月、131-144頁)
	論文	「宮地直一神社絵葉書資料公開のためのアーカイブズの資料化の検討」 (『國學院大学研究推進開発機構学術資料館 プロジェクト研究報告 人文科学と画像資料研究』第6集、2011年2月、69-80頁)
	論文	「『播磨国風土記』の祭祀空間——「褶墓」記事を中心に」 (『相山林継先生古稀記念論集刊行会編「相山林継先生古稀記念論集 日本基層文化論叢」、雄山閣、2010年8月、333-343頁)
	解説	「神奈川県における被災史料確認調査」(『史料ネット News Letter』第64号、2010年12月、5-8頁)
	解説	「音声記録の所在確認調査の背景と今後の展望」 (『全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会報』No.89、2011年3月、50頁)
	参加記	「『大災害における文化財の救出・保全を考える緊急集会』に携わって」 (『神奈川地域史研究』29号、神奈川地域史研究会、2011年10月)
	参加記	「『スタッフのチカラ』に出会う——資料保存器材見学記」 (株式会社資料保存器材ウェブサイト: http://www.hozon.co.jp/report/other/uno-no001-kengakuki.html 、2010年12月)

	参加記	「地域の「公文書」を全史料協会で検討する意義にふれる(第258回定例研究会参加記)」 (全史料協関東部会会報「アーキビスト」第75号、2011年3月、10-11頁)
	参加記	「日本アーカイブズ学会2011年度大会をきいて」 (『地方史研究』353(第61巻第5号)、地方史研究協議会、2011年10月)
	参加記	「JADS 第52回見学会『埼玉一史料館見学記』」 (『アート・ドキュメンテーション通信』No.91、アート・ドキュメンテーション学会、2011年10月)
	報告	「神奈川県内での被災史料確認調査から見えてきたもの」 (神奈川地域史研究会2011年2月例会、2011年2月5日、横浜)
	報告	「音声記録の調査をふまえた地域歴史資料学の一考察」 (第9回地域歴史資料学研究会、2011年2月24日、神戸)
	報告	「音声のドキュメンテーション再考——科研調査を基に」 (日本アーカイブズ学会2011年度大会・自由論題研究発表会、2011年4月24日、東京)
	ポスター発表	「音声記録の所在確認調査の背景と今後の展望」 (全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 第36回 京都大会 ポスターセッション、2010年11月24日-25日、京都)
D2	倉田綾子	報告 「日本の企業資料」(明知大学校記録情報科学専門大学院と学習院大学大学院交流会、2010年10月30日、韓国・ソウル)
		報告 「企業消滅時の資料保存について」(日本アーカイブズ学会2011年度大会自由論題研究報告会、2011年4月24日、東京)
		報告 「消滅企業の社会的責任とアーカイブズ」(記録管理学会2011年度研究大会会員報告、2011年5月28日、小樽)
D2	平野泉	報告 「事例報告:死刑囚・永山則夫のアーカイブズ——編成・記述を中心に」 (日本アーカイブズ学会2010年度大会自由論題研究発表会、2010年4月25日、東京)
		報告 「オーストラリア『ハイナー事件』に学ぶ——アーキビスト・法・説明責任」 (日本アーカイブズ学会2011年度大会自由論題研究発表会、2011年4月24日、東京)
D2	松尾美里	報告 “Designing Metadata Schemas for Long-term Preservation: Recent Efforts in Japan” (2011 International Conference on Electronic Records Management & Technology, September 23, 2011, Taipei, Taiwan)
	ポスター発表	“Designing Metadata Schemas for Long-term Preservation: Recent Efforts in Japan” (2011 International Conference on Electronic Records Management & Technology, September 22-23, 2011, Taipei, Taiwan)
D2	渡邊佳子	資料紹介 「古典籍へようこそ——京都府立総合資料館の書庫から」(『専門図書館』246号、2011年3月、52-53頁)
D1	石原香絵	論文 「世界/日本の映像アーカイブ事情」(『映像にやどる宗教 宗教をうつす映像』、せりか書房、2011年6月)
	翻訳	「セルロイドの恋——パオロ・ケルキ・ウザイ『無声映画入門』より」 (『名古屋学芸大学メディア造形学部 研究紀要』Vol. 3、2010年4月、45-56頁)
	小論	「復元の日々——『映画の里親』のあゆみ」(『NFCニューズレター』第90号、2010年4月、14頁)
	小論	「ユネスコ世界視聴覚遺産の日」(『ネットワーク資料保存』第99号、日本図書館協会資料保存委員会、2011年10月)
	講演	「映像アーカイブの活動について(NPO編)」(立命館大学映像学部 映像学特殊講義、2010年6月10日、京都)
	座談会	「海外最新事情——関連諸団体の動向について」 (第5回「映画の復元と保存に関するワークショップ」、京都府京都文化博物館、2010年8月29日、京都)
	座談会	「映像・記憶・まちづくり」(埼玉 住まい・まちづくり交流展 シンポジウム、2010年10月24日、埼玉県深谷市)
	報告	「谷根千アーカイブズの創設」 (第7回住まいとコミュニティづくりNPO交流会、ハウジングアンドコミュニティ財団、2011年8月27日、東京)
D1	橋本陽	共編 『友邦文庫目録』(勁草書房、2011年3月)
D1	松村光希子	論文(共著) 「憧れを体験に——UNHCR 記録管理 & アーカイブズ課での資料整理ボランティア」 (『レコード・マネジメント:記録管理学会誌』第60号、2011年3月、64-75頁)

[凡例]

授業名

教員
概要

アーカイブズ学演習

[アーカイブズ学研究法]

安藤正人、保坂裕興

個人研究や共同研究を通じて学生の研究能力を開発し、専門職としての実践的な問題解決能力を育成する

アーカイブズ・マネジメント論演習Ⅰ

[アーカイブズ整理記述論]

安藤正人、加藤聖文(国文学研究資料館助教)、森本祥子

アーカイブズ資料の構造やコンテキストを科学的に研究し、適切な方法で整理・記述を行うための実践的訓練を行う

アーカイブズ・マネジメント論演習Ⅱ

[アーカイブズ情報処理論]

入澤寿美、研谷紀夫(東京大学准教授)

コンピュータ情報処理の基礎とともに、アーカイブズ分野における情報技術やネットワークシステムについて学ぶ

アーカイブズ実習

安藤正人、保坂裕興

アーカイブズ機関実習と事前学習・事後総括

アーカイブズ学理論研究Ⅰ

[アーカイブズ学基礎理論研究]

保坂裕興

情報理論やレコード・コンティニューム論、法制度論、専門職論などからアーカイブズ学の基礎理論を研究する

アーカイブズ学理論研究Ⅱ

[日本及び海外アーカイブズ史]

安藤正人

世界と日本における発展過程をたどり民主主義社会を支える根幹システムとしての将来展望を考える

アーカイブズ学理論研究Ⅲ

[海外アーカイブズ学文献研究]

保坂裕興

海外の研究動向を概観するとともに、優れた英語文献を講読することによって世界水準の研究能力を身につける

記録史料学研究Ⅰ

[前近代記録資料認識論]

渡辺浩一(国文学研究資料館教授)

日本前近代の様々な組織体の構造と機能を記録システムを中心に研究し、アーカイブズ学的な記録史料学を学ぶ

記録史料学研究Ⅱ

[近現代の組織と記録(国・地方自治体等)]

中野目徹(筑波大学教授)

国、地方自治体、企業等の組織体構造と機能について記録システムを中心に研究し、記録史料学を追求する

記録史料学研究Ⅱ

[近現代の組織と記録(企業等)]

小風秀雅(お茶の水女子大学大学院教授)

国、地方自治体、企業等の組織体構造と機能について記録システムを中心に研究し、記録史料学を追求する

記録史料学研究Ⅲ

[東アジア記録史料論]

武内房司

中国・朝鮮を中心に記録と記録システムの歴史を研究し、日本のさまざまな記録システムに与えた影響を考える

アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅰ

[現代アーカイブズ管理論]

安藤正人、石原一則(神奈川県立公文書館)

システム設計から調査論、評価論、検索論まで、アーカイブズを科学的に保存活用する現代的方法を考える

アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅰ

[記録管理法論]

早川和宏(大宮法科大学院大学准教授)

アーカイブズに関わる現行法制度の正確な知識を身につけるとともに、法的思考力を鍛え、アーカイブズに関わる法制度を創造する力をつける

アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅱ

[レコード・マネジメント論]

高山正也(国立公文書館)、

古賀崇(京都大学准教授)

行政や企業のアーカイブズ・システムの基盤となるレコード・マネジメントについて理論と実践の両面から広く学ぶ

論文題目 [2009年度 - 2010年度]

アーカイブズ・マネジメント論研究 III

[記録史料保存論]

安江明夫

紙から電子記録まで、様々なアーカイブズ資料を物理的に保存・管理していくための科学的な考え方と方法を学ぶ

アーカイブズ・マネジメント論研究 III

[視聴覚アーカイブ論]

児玉優子(放送番組センター)

映画・テレビ番組・録音資料などを保存してきた視聴覚アーカイブの歴史と現状、および機能の概要を学び、コンベンショナルなアーカイブズにおける視聴覚資料/記録について考える

情報資源論 I [図書館情報学研究]

水谷長志(東京国立近代美術館)

情報資源の保存活用という点で共通性を持つ図書館情報学について学び、アーカイブズ学との連携を考える

情報資源論 II [博物館情報学研究]

水嶋英治(常盤大学教授)

情報資源の保存活用という点で共通性を持つ博物館情報学について学び、アーカイブズ学との連携を考える

年度	分類	氏名	題目
2009	修論	浅野真知	中華民国初期の文書・档案制度——「公文程式」と「文件保存規則」の問題を中心として
	修論	小根山美鈴	海外引揚関係文書を中心とした村役場文書のアーカイブズ学的研究——愛媛県旧魚成村役場文書を事例にして
	修論	筒井弥生	アテナイのアーカイブズ・システムについての一考察
	修論	平野泉	現代個人のアーカイブズに関する事例研究——永山則夫とその記録
	修論	松尾美里	アーカイブズをめぐる〈公共性〉について——テレビアーカイブズを事例として
2010	博論	東山京子	台湾総督府文書のアーカイブズ学的研究——近代公文書学の構築に向けて
	修論	池永禎子	ミュージアム・アーカイブズ構築に関する一考察——国際動向と日本の課題
	修論	石原香絵	米国におけるフィルムアーキビストの養成——L. ジェフリー・セルズニック映画保存学校の事例を中心に
	修論	橋本陽	戦前期の村役場における兵事関係文書の記録管理——滋賀県東浅井郡大郷村役場兵事係文書について
	修論	松村光希子	大日本帝国議会資料の保存についての基礎的な考察
	修論	矢野篤	「廣池千九郎関係資料」の生成と管理に関する基礎的研究
	修論	山科学	タイ国立公文書館所蔵日タイ合同委員会および同盟国連絡事務局事務所の構造研究を中心とした日本とタイにおける第2次大戦中の日タイ関係史料の分析
修論	陸燕	日本における民間アーカイブズに関する事例研究——賀川豊彦記念・松沢資料館を中心として	
修論	渡辺美喜	企業資料の保存・利用に関するアーカイブズ学的研究——高島屋史料館とその所蔵資料について	

学生数 [2010年度 - 2011年度]

		2010年度	2011年度
博士前期課程	1年	7名	4名
	2年	10名	8名
博士後期課程	1年	5名	3名
	2年	-	5名
	3年	4名	1名
科目等履修生		8名	9名

アーカイブズ学専攻では、毎年、国内研修旅行(1泊2日)と海外研修旅行(3泊4日)を実施している。前者は教職員・学生が原則として全員参加し、近隣のアーカイブズ機関を見学するとともに、専攻内の交流を深める場としている。海外研修旅行は、アジア諸国のアーカイブズ機関の見学とアーキビスト教育課程のある大学との研究交流を目的として、主として各課程1年生を中心に実施している。

ここでは、『学習院大学大学院アーカイブズ学専攻開設記念誌』に掲載されたもの以降、2011年度までの研修旅行について簡単に記録をまとめておく。

[2009年度]

北京研修旅行

2009年度の海外研修旅行は、教職員5名、学生9名が参加して行われた。この研修にあたっては、全体の調整をいただいた王健教授を始め、多忙なか交流会に顔を出して下さった馮惠玲教授、通訳を担当する学生を手配して下さった于素秋教授など、専攻教員の旧知の人民大学の先生方に尽力いただいた。

3月9日 [午後] 故宮博物館

3月10日 中国人民大学情報資源管理学院との学生研究交流

坂口貴弘「集合的記述の適用可能性——日本の現代記録記述の実態調査から」

橋本陽「滋賀県長浜市浅井歴史民俗資料館に委託管理される兵事資料について」

3月11日 [午前] 北京市档案館

[午後] 皇史宬

3月12日 [午前] 中国電影資料館



北京市档案館[2009年3月11日]



皇史宬 [2009年3月11日]



中国電影資料館[2009年3月12日]

[2010年度]

長野研修旅行

2010年度の国内研修旅行は長野方面に行った。公文書館と歴史博物館の複合施設である長野県立歴史館、大名家の資料を総合的に保存している真田宝物館、元放送局を公文書館に転用してアーカイブズ建築の点からも興味深い長野市公文書館と、資料保存の様々なあり方を見学した。

7月17日 [午後] 長野県立歴史館

7月18日 [午前] 真田宝物館

[午後] 長野市公文書館



長野県立歴史館[2010年7月17日]



真田宝物館[2010年7月18日]



長野市公文書館[2010年7月18日]

韓国研修旅行

2010年度の海外研修旅行は、2008年度に続いて再び韓国にて実施した。参加者は、教職員7名、学生12名であった。今回初めて訪問した高麗大学校記録資料室は、日本でもよくある年史編纂の発展形として設置されており、その経験から学ぶことが多かった。明知大学校とは、2009年度に学術交流協定を提携して以降、初めての交流事業となった。

- 10月28日 [午後] 民主化運動記念事業会
10月29日 [午前] 国家記録院ナラ記録館
[午後] 国史編纂委員会
10月30日 [午前] 高麗大学校記録資料室
100年史展示室
[午後] 明知大学校記録情報科学専門大学院との学生研究交流
倉田綾子「日本の企業資料」
安田達朗「学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻の実践的な教育」
10月31日 [午前] 景福宮・国立民俗博物館



国家記録院[2010年10月29日]



国史編纂委員会[2010年10月29日]



明知大学校との研究交流[2010年10月30日]

[2011年度]

京都研修旅行

東日本大震災により関東近県での実施に不確定要素が多く予想されたため、今年度は例外的に遠隔地に行くこととなった。自治体アーカイブズの先駆的な機関の一つであり、公文書と同時に東寺百合文書も所蔵する京都府立総合資料館に加え、今年度開設した学習院アーカイブズについて考えるために学校資料の保存に焦点を当て、京都大学大学文書館と京都市学校歴史博物館を見学した。

- 7月9日 [午後] 京都府立総合資料館、
京都学習院跡
7月10日 [午前] 京都大学大学文書館
[午後] 京都市学校歴史博物館



京都学習院跡[2011年7月9日]



京都大学大学文書館[2011年7月10日]



京都市学校歴史博物館[2011年7月10日]

台湾研修旅行

台湾研修実施にあたっては、本専攻博士号取得者で台湾総督府文書研究者の東山京子氏に大変お世話になった。

本研修旅行の参加者は、教職員7名、学生12名であった。档案管理局の視察の後、政治大学にて合同研究交流会を行った。それぞれの研究所の活動について所長から話を聞き、学習院からは博士後期課程の学生2名、政治大学からは各研究所所属学生1名ずつ計2名が報告を行い、質疑応答も活発に行われた。国史館台湾文献館では、充実した展示を見学し、電子化事業について詳しい説明を聞いた。

- 11月2日 [午後] 台北着
11月3日 [午前] 档案管理局見学
[午後] 國立政治大學校史室見学、台湾史研究所および圖書資訊與檔案學研究所との学生研究交流
渡邊佳子「日本の公文書館制度と文書管理——行政機関を中心に」
石原香絵「国内のフィルムアーカイブ事情——普及活動を中心に」
11月4日 国史館台湾文献館
11月5日 [午前] 故宮博物院・台北賓館



档案管理局[2011年11月3日]



國立政治大學での研究交流会[2011年11月3日]



国史館台湾文献館[2011年11月4日]

1 —— 発行

- (1) 発行者は、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻とする。
- (2) 発行に関わる事務は、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報編集委員会(以下、編集委員会)が行うものとする。
- (3) 本誌は、年一回刊行する。
- (4) 掲載原稿は、インターネットにより公開する。

2 —— 投稿資格

- (1) アーカイブズ学専攻の教員および元教員
- (2) アーカイブズ学専攻の学生および修了生(但し、博士後期課程単位取得退学者を含む)
- (3) その他編集委員会が適当と認めた者

3 —— 投稿原稿とジャンル

投稿する原稿は、アーカイブズ学に関する未発表のものとする。

ジャンルは次の4種類とする。

- ①論文 ②研究ノート ③書評(文献紹介を含む) ④報告等

4 —— 様式と分量

- (1) A4横書きで、1ページにつき40字×40行とする。
- (2) 投稿原稿は、以下の各字数を上限とする。ただし、字数には、本文、図表、注、参考文献、およびスペースを含むこととする。
①論文(24,000字) ②研究ノート(16,000字) ③書評(8,000字) ④報告等(8,000字)
- (3) 論文および研究ノートについては、以下の①～⑥を別添として提出する。
その他のジャンルは、①～④を別添として提出する。

①題目:和文および英文

②執筆者名:和文および英文

③所属

④連絡先:住所、電話番号、E-mailアドレス

⑤キーワード:5語以内

⑥論文要旨:和文で400字以内および英文で200ワード程度

5 —— 投稿方法

すべての原稿は、その電子ファイルを電子メールに添付し専攻事務室へ送信したうえ、紙に出力したものを一部提出する。

6 —— 発行スケジュール

- (1) 原稿締切:9月末日
- (2) 発行予定:2月末日

7 —— 審査と採否

- (1) 論文の審査は、一論文につき編集委員会が指名する3名の査読者により行う。その際、以下の基準に基づき審査する。
①先行研究の把握 ②独創性 ③実証性 ④論理性 ⑤表記・表現
- (2) 論文の採否は、(1)により行われる査読者の審査結果に基づき、3か月以内に編集委員会が決定する。
- (3) 3で定める他のジャンルの採否も、(1)に掲げる審査基準に準じて、編集委員会が審査・決定する。
- (3) 論文投稿者の氏名は査読者には公表しない。また、査読者の氏名は公表しない。
- (4) 編集委員会は、投稿者に修正を依頼することができる。

8 —— 著作権

- (1) 掲載された論文等の著作権は、著者に帰属する。
- (2) 上記の著作権者は、複製、公衆送信、翻訳や翻案等、出版、オンラインでの公開・配信、二次的著作物の作成・利用について、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻に著作権上の許諾を与えるものとする。
- (3) 上記の著作権者は、論文等の電子化、学習院大学学術成果リポジトリへの登録、公開・一般利用者の閲覧・ダウンロードについて、リポジトリを管理・運用する大学図書館に著作権上の許諾を与えるものとする。
- (4) 論文等を投稿する者は、その論文等に引用する図版・写真等の著作権者から、電子化・オンライン上での公開も含めた、著作権上の許諾を予め得ておくものとする。

9 —— 投稿・問い合わせ先

〒171-8588 東京都豊島区目白 1-5-1

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻事務室

TEL: 03-3986-0221(代表)

E-mail: gcas-off@gakushuin.ac.jp

附則

- (1) 本規定の改訂は、必要に応じて、編集委員会が行うものとする。
- (2) 本規定は、2011年7月28日より発効するものとする。

執筆者一覧 [五十音順]

安藤正人 [あんどう・まさひと]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 教授

宇野淳子 [うの・じゆんこ]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻博士後期課程

エリック・ケテラー

アムステルダム大学名誉教授、元オランダ国立公文書館長

大木悠佑 [おおき・ゆうすけ]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻博士前期課程

児玉優子 [こだま・ゆうこ]

放送ライブラリー勤務、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 講師

齋藤歩 [さいとう・あゆむ]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻博士前期課程

齋藤柳子 [さいとう・りゅうこ]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻博士前期課程

雫石忠宏 [しずくいし・ただひろ]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻博士前期課程

澁谷梨穂 [しぶや・りほ]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻博士前期課程

橋本陽 [はしもと・よう]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻博士後期課程

平野泉 [ひらの・いずみ]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻博士後期課程

森本祥子 [もりもと・さちこ]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 助教

渡邊佳子 [わたなべ・よしこ]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻博士後期課程

編集後記

本格的に編集体制が始動してから1年弱、ともかくも創刊号の刊行にこぎつけることができました。誌名は関係者からの公募で集まった沢山のアイデアの中から教員・学生の投票で決め、編集にはプロの編集者でもある学生の齋藤歩さんが力を発揮し、投稿も事務局の心配をよそに多く寄せられ、当専攻に集う人材の豊かさを改めて実感した編集作業となりました。今後ますます誌面が充実していくことを願ってやみません。 [事務局:森本祥子]

本専攻の研究年報がついに完成しました。記念すべき創刊号に、編集委員および執筆者の一人として名を連ねることができてたいへん光栄です。これまでにいくつかの本を編集してきたものの、論文審査に立ち会うのははじめてでしたし、投稿規程の策定は創刊号ならではの希有な経験でした。まさに歴史のはじまりに立ち会った気分です。制作においては、全体の枠組みが定まらない状態が続くなか、デザイナーの木村稔将さんが最後まで真摯な態度で辛抱強く面倒をみてくれました。ありがとうございます。次回もよろしく願います。専攻一丸となって年一度のこのお祭りをこれからも楽しみましょう。 [編集委員:齋藤歩]

謝辞

研修旅行や史料調査の実施、および本誌の刊行には、社団法人テキストスタイル倶楽部より当専攻宛に頂いている指定寄付金を活用させていただきました。記して御礼申し上げます。

「GCAS Report」

2011年度編集委員

安藤正人

保坂裕興

松尾美里

橋本陽

齋藤柳子

齋藤歩

森本祥子(事務局)

Editorial Board 2011

Masahito Ando

Hirooki Hosaka

Misato Matsuo

Yo Hashimoto

Ryuko Saito

Ayumu Saito

Sachiko Morimoto (Secretariat)

GCAS Report

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報 第1号

[発行日] 2012年2月29日

[編集・発行]

学習院大学大学院

人文科学研究科

アーカイブズ学専攻

〒171-8588 東京都豊島区目白1-5-1

TEL: 03-3986-0221 (代)

<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-hum/arch/index.html>

[デザイン] 木村稔将

[印刷] 高速印刷株式会社

GCAS Report Vol. 1

2012-02-29

©Graduate Course in Archival Science,

Graduate School of Humanities,

Gakushuin University

Mejiro 1-5-1, Toshima-ku,

Tokyo 171-8588, Japan

TEL: +81 3 3986 0221

<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-hum/arch/english/>

Design: Toshimasa Kimura

Print: Kousoku Printing Co. Ltd.

ISSN 2186-8778